

【報告事項】		資料頁
1. 令和6年度部の運営方針の一部修正について	企画総務部 (企画政策課)	P. 3
2. 第三次国際化推進基本方針(改訂版)の策定について	企画総務部 (企画政策課)	P. 16
3. 令和6年第1回我孫子市議会臨時会提出議案	企画総務部 (行政管理課)	P. 47
4. 令和5年度後期ファイリングシステム維持管理点検指導の結果について	企画総務部 (行政管理課)	P. 48
5. 我孫子市財務規則の一部改正について	財政部 (財政課)	P. 53
6. 我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について(専決処分の報告)	財政部 (課税課)	P. 77
7. 我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について(専決処分の報告)	財政部 (課税課)	P. 126
8. 我孫子市物価高騰対応生活支援給付金支給事業実施要綱の制定について	健康福祉部 (社会福祉課)	P. 138
9. 第2次我孫子市いのちを支え合う自殺対策計画の策定について	健康福祉部 (社会福祉課)	リンク(市ホームページ)
10. 我孫子市がん患者アピアランスケア購入費助成事業実施要綱の制定について	健康福祉部 (健康づくり支援課)	P. 154
11. 我孫子市小児科診療所開業促進補助金交付要綱の制定について	健康福祉部 (健康づくり支援課)	P. 157
12. 我孫子市妊婦等に対する初回産科受診料助成要綱の制定について	健康福祉部 (健康づくり支援課)	P. 165
13. 第4期我孫子市障害者プランの策定について	健康福祉部 (障害者支援課)	P. 169+リンク(市ホームページ)
14. 我孫子市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画の策定について	健康福祉部 (高齢者支援課)	P. 187+リンク(市ホームページ)
15. 我孫子市介護職員養成研修受講費助成金交付要綱の制定について	健康福祉部 (高齢者支援課)	P. 195
16. 第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画・第4期我孫子市特定健康診査等実施計画の策定について	健康福祉部 (国保年金課)	P. 199+リンク(市ホームページ)
17. 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決処分の報告)	健康福祉部 (国保年金課)	P. 205

18. 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱の一部改正について	子ども部 (保育課)	P. 208
19. 我孫子市私立幼稚園等補助金交付要綱の一部改正について	子ども部 (保育課)	P. 224
20. 第3期我孫子市子ども発達支援計画(第3期障害児福祉計画)の策定について	子ども部 (子ども相談課)	P. 228+リンク(市ホームページ)
21. 我孫子市再資源化事業実施要綱の一部改正について	環境経済部 (生活衛生課)	P. 239
22. 我孫子市ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度実施要綱の廃止について	環境経済部 (生活衛生課)	P. 242
23. 令和6年度の放射能対策について	環境経済部 (生活衛生課)	P. 243
24. 我孫子市マンション管理適正化推進計画の策定について	都市部 (建築住宅課)	P. 246
25. 我孫子市耐震改修促進計画の改定について	都市部 (建築住宅課)	P. 254
26. 我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱の一部改正について	教育総務部 (学校教育課)	P. 270
27. 五本松運動広場整備基本計画の策定について	生涯学習部 (文化・スポーツ課)	リンク(市ホームページ)
28. 我孫子市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱の一部改正について	生涯学習部 (文化・スポーツ課)	P. 274
29. 我孫子市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の一部改正について	生涯学習部 (文化・スポーツ課)	P. 275

部 局 名	企画総務部
部 局 長 名	高見澤 隆
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次総合計画第 2 期実施計画は令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年を計画期間とし、第 1 期実施計画からの継続性を踏まえ総合的かつ効果的な行政経営を行っていくとともに、実施計画に位置づけた事業を適切に進行管理していきます。さらに、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づける施策や事業の着実な推進など人口減少対策に取り組みます。 ・行政評価制度を活用し、事業の適切な進行管理を行うとともに、行政改革の取り組みとも連動しながら事業の改善に引き続き努めます。 ・湖北台地区公共施設の第 2 期整備について、令和 8 年度以降の跡地の活用などに向けた検討に着手します。 ・新たな文化交流拠点施設については、関係課と情報共有しながら、施設のあり方について検討していきます。 ・成田線の増発や常磐線特別快速列車の我孫子駅への停車など、鉄道の利便性の向上に取り組みます。また、成田線の活性化に向けた取り組みについては、沿線自治体 6 市町と J R 東日本と連携しながら進めていきます。 ・市民サービスの向上や効率的・効果的な行財政運営を図るため、近隣市町等と連携しながら、公共施設の相互利用や事務の共同処理の拡大など広域行政を一層進めます。また、東葛中部地区総合開発事務組合については、我孫子市より職員 1 名を派遣するとともに、今後の斎場運営について検討していきます。さらに、手賀沼・手賀川を活かして交流人口の拡大を図る取り組みを、引き続き進めていきます。 ・連携協定を結んでいる大学や企業と連携し、相互連携の取り組みを充実していきます。 ・平和事業を市民の協力と参加のもとに実施し、平和の大切さについて市民とともに考えます。 ・国際交流・多文化共生を推進するため、国際交流協会（A I R A）と連携し、在住外国人が安心して生活できるよう引き続き支援していきます。 ・行政施策の情報を広報あびこやホームページだけでなく、新聞、テレビ、ラジオ、SNS 等のさまざまな媒体を積極的に活用し、迅速かつ的確に提供していきます。 ・市民ニーズを市政への手紙やメール、e モニター、市政ふれあい懇談会などを通じて把握し、関係部局等との調整を図りながら市政に反映していきます。 ・若い世代の移住・定住化の促進や交流人口の増加を図るため、あびこの魅力を広く市内外に繰り返し、効果的に発信します。 ・令和 7 年 7 月 1 日に迎える市制施行 55 周年を多くの市民とともに祝う機運を高めるため、令和 7 年 1 月 1 日から記念事業を実施します。 ・情報公開制度に対応する文書管理として、ファイリングシステムにおける維持管理を徹底し、行政情報資料室等において市政に関する情報を適切に公開します。

- ・多様な採用方法や募集方法を検討し、優れた人材の確保に努めるとともに、職員研修の実施、人事評価や多面評価の活用、職員派遣や人事交流の実施により、人材育成を図ります。さらに社会情勢や行政課題に的確に対応できるよう、継続して組織体制を見直し、柔軟で機能的な組織としていきます。
- ・働き方改革や新たな生活様式に対応するため多様な勤務体制を検討し、在宅勤務などテレワークの継続・活用を図ります。
- ・事務処理誤りの発生を防止するため、作成した対応策（リスク評価及びリスク対応策）を継続するとともに、対応策に対する評価を行い、職員一人ひとりのリスクマネジメントの取り組みを推進していきます。
- ・行政や市民、NPO、企業などの多様な主体が、市民ニーズに適合した質の高いサービスを提供していけるよう、多様な手法を検討・活用し、事業の民営化や委託化を進めます。
- ・事業の必要性や実施主体のあり方などについて、市民の視点を取り入れ、根本から事務事業の見直しを行うとともに、市民サービスの利便性向上や業務効率化に取り組みます。
- ・行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化、自治体の情報システムの標準化などDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進します。また、マイナンバーカードの活用拡大に取り組みます。
- ・DXを推進するため、全庁的なDXに対する基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成を図り、人材育成に努めます。

部 局 名	財政部
部 局 長 名	中光 啓子
部の運営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 厳しい財政状況が続く中、持続可能な財政運営を図るため、中期財政計画を指針として、限られた財源を効率的・効果的に活用しながら、計画的な予算の編成と執行を進めます。・ 予算編成では、歳出において扶助費や公債費などの増加が見込まれるため、歳入に見合った歳出が基本であるとの認識のもと、行政評価等の連動と社会情勢も加味しながら、適切な経常的経費を見込んでいきます。・ 予算編成状況や決算状況、財務書類、財政白書、健全化判断比率等の公表など、市の財政状況を広報やホームページなどを通じて市民にわかりやすくお知らせします。・ 市の歳入の根幹をなす市税の確保に向け、税目ごとの的確な賦課・徴収を行い、自主財源の確保に努めます。市税の徴収では、滞納整理等の強化に向けた取り組みを進めます。また、個人市民税の特別徴収の推進に引き続き取り組むとともに、納付方法の拡充やその周知を図り徴収率の向上に努めます。市税以外の収入では、ふるさと納税寄附金をより多く募るため、複数のポータルサイトを活用するとともに、寄附受入額の増加に繋がるよう魅力ある返礼品の企画・発掘を進めます。また、市民による他自治体へのふるさと納税額の増加に伴い、市税の減収額が拡大していることから、広報やホームページを通じて、減収の状況について広くお知らせしていきます。・ 財政調整基金の活用について長期的な視点も含めて検討し、持続可能な財政運用を目指します。・ 課税（非課税）証明書のコンビニ交付については、引き続き市民への周知に努めるとともに、令和 5 年 3 月から開始した各種税証明書の発行手数料等のキャッシュレス決済への対応についても、あわせて周知していきます。・ ファシリティマネジメントを推進するため、公共施設等総合管理計画及び各所管部局において策定した個別施設計画を踏まえ、その基本方針に沿って施設の適正な管理を推進します。・ 公有財産情報を一元管理することで、公有財産の有効活用と適正な管理を推進します。・ 契約制度を適切に運用し、さらに契約の適正化を図ります。

部 局 名	市民生活部
部 局 長 名	海老原 郁夫
部の運営方針	<p>○激甚化する自然災害や新たな感染症など、市民の生命、身体及び財産に危険が及ぶ非常事態に迅速に対応できるよう、国・県・関係機関からの情報収集及び適切な情報伝達に努めるとともに、防災体制の整備と危機管理体制の強化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施や防災リーダーなどの人材育成を推進し、防災・減災情報の積極的な提供を行うことにより、市民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の設置を自治会に働きかけます。また、防災力の向上を図るため、地域防災計画に基づく防災関連設備及び非常用備蓄品の計画的な整備に取り組みます。 ・安全な避難行動に向けた周知活動に取り組むとともに、自治会・自主防災組織を中心に自助・共助の体制強化と地域防災力の向上を図ります。 ・災害時における要配慮者に対する支援方を整備していくとともに、支援体制の強化を図ります。 <p>○市民の防犯意識や地域防犯力の向上を図りながら、警察署等と連携し、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。また、地域での防犯パトロール等自主的な防犯活動への支援を行います。</p> <p>○「空家等対策計画」に基づき、適切な管理が行われていない空家等の対策に取り組みます。</p> <p>○地域コミュニティ活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の拠点となるコミュニティ施設の活用の充実を図るとともに、地域の様々な主体が連携する地域会議を通してコミュニティ活性化を推進します。 ・地域住民の相互の交流・親睦が図れるように、自治会やまちづくり協議会の取り組みを支援します。 <p>○市民公益活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民公益活動支援指針」に基づく推進施策に取り組み、市民が主体的に取り組む市民公益活動を支援します。 <p>○男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進めます。 <p>○総合窓口では「歩かせない・待たせない・迷わせない」を目標に、来庁者へのサービス向上と個人情報保護の徹底を図り、戸籍簿及び住民基本台帳等を適正に維持管理します。</p> <p>○マイナンバーカードの普及促進のため、カードの利活用を周知し、休日開庁や出張申請サービス等を継続していきます。また、今後マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を迎える市民が増えることから、更新手続きを各サービスセンターで行えるよう整備し、市民サービスの向上に努めていきます。</p>

部 局 名	健康福祉部
部 局 長 名	飯田 秀勝
部の運営方針	<p>○第四次総合計画の基本目標を推進するため「第 6 次健康福祉総合計画」及び各部門の計画に基づき、施策や事業に取り組みます。また、計画期間が令和 6 年度で終了することから、「第 7 次健康福祉総合計画（令和 7 年度から令和 11 年度）」を策定します。</p> <p>○地域福祉施策は、すべての市民が、地域で安心して暮らせる「地域共生社会」を目指し、地域で共に支え合う意識の啓発や自治会・まちづくり協議会との連携により、民生委員・児童委員の確保に取り組みます。また、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「第 2 期次いのちを支え合う自殺対策計画」に基づき、権利擁護や自殺対策、孤立死対策に取り組みます。</p> <p>○生活困窮者施策は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者への相談支援に取り組むことを継続します。また、生活保護制度利用者への自立等の支援についても引き続き、関係機関と連携し取り組みます。</p> <p>○障害者施策は、障害者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるように、「第 4 期障害者プラン（障害者計画・障害福祉計画）」に基づく事業を推進します。特に、障害者就労支援の関係機関と連携し、訓練の充実と雇用の促進を図ります。また、NPO 法人や社会福祉法人等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等事業や相談支援体制、障害福祉サービス等の充実を図り、障害者の包括的な支援に取り組みます。</p> <p>○健康・医療施策は、健康寿命の延伸を目指し、健康づくり・食育・歯と口腔の各種計画を統合した「第 2 次心も身体も健康プラン」に基づく各種事業を推進します。特に、病気の原因となる危険因子の一次予防を重要な取り組みとして位置付け、「自ら取り組む、みんなで続ける健康づくり」を基本理念とし、市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、令和 6 年度で計画期間が終了することから、「第 3 次心も身体も健康プラン（令和 7 年度から令和 18 年度令和 16 年度）」を策定します。また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組みます。さらに、関係機関と連携しながら、地域医療体制の充実を図るとともに、感染症対策に取り組みます。</p> <p>○高齢者施策は、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「第 9 期介護保険事業計画・第 10 次高齢者保健福祉計画」に基づく事業を推進します。また、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活ができるよう、在宅医療と介護の連携、認知症対策、健康寿命延伸施策を推進し、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケア体制の充実を図ります。さらに、地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組を推進します。</p> <p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進し、高齢者が生き生きと暮らすまちを目指します。</p> <p>○国民健康保険事業は、被保険者が必要な医療を安心して受けられるように健全運営を目指し、保険税収納率の向上に取り組むとともに医療費の適正化に努めます。特に、「第 3 期国民健康保険データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画」に基づいた保健事業を推進し、被</p>

	<p>保険者の健康増進に努めます。また、国民健康保険の広域化については、引き続き、保険者である県と連携し円滑な運用を図ります。</p> <p>○国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料、介護保険料の多様な納付方法について周知し利便性の向上に努めます。</p>
--	--

部 局 名	子ども部
部 局 長 名	星 範之
部の運営方針	<p>○我孫子市第四次総合計画基本構想の基本目標 3「子どもと子育てにあたたかいまちづくり」に基づき、若い世代が我孫子を選び、移り住んでもらえるよう、また、これからもずっと住み続けてもらえるよう子育て・子育て支援施策を総合的に推進します。さらに、子ども・子育て支援事業計画を兼ねた「第四次我孫子市子ども総合計画」の進行管理を行い、乳幼児期の保育と教育や地域の子ども子育て支援策の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第四次我孫子市子ども総合計画の性格を引き継ぎつつ、子ども・若者計画及び子どもの貧困対策計画を包括した「第五次我孫子市子ども総合計画」（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定し、子育て・子育て支援策の充実を図ります。 ・少子化対策として、結婚・妊娠・出産・子育て・子育てへの切れ目ない支援を推進していきます。 ・子育て支援拠点施設を核とし、妊娠期からを視野に入れ、孤立せず安心して生き活きと子育てができる環境づくりに努めます。また、保育園内に設置された子育て支援拠点施設と地域との連携をさらに密にすることで、地域の子育て力の向上を図り、多様な子育て支援事業を展開します。 ・「第三次我孫子市保育園等整備計画（改訂版）」に基づき、保育園や認定こども園・幼稚園等の認可定員や利用定員の管理に努め、待機児童ゼロを堅持し続ける体制づくりに取り組みます。 ・「我孫子市保育園等長寿命化計画」に基づき、公立保育園の安全及び衛生の確保をはじめとした維持管理を図ります。 ・市内の保育園や認定こども園・幼稚園等と連携し、子育てと就労の両立支援策の充実を図るとともに、乳幼児期に質の高い保育・教育等の提供が受けられるよう指導・調整に努めます。さらに、育ちと学びの接続を重視し、幼児期教育と小学校教育との連携を推進します。 ・「第二次放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、学童保育室とあびっ子クラブ、それぞれの事業の目的に沿って、子ども達の放課後が充実するよう施設の環境整備や質の向上に努めます。 ・「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の連携からより一歩前進させるため、「こども家庭センター」を設置します。こども家庭センターでは、育児や家庭環境など子どもと家庭に関する相談やサポーターの作成、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、支援を要する妊産婦等にも積極的に働きかけ指導・助言を行います。また、オレンジリボン運動の推進など児童虐待防止の啓発活動に取り組んでいきます。 ・「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の連携からより一歩前進させるため、令和 8 年度末までに「こども家庭センター」の設置を目指し、人員体制を整備します。 ・いじめ問題に対しては、教育委員会と連携し「いじめ問題防止対策連絡協議会」を開催し、関係機関相互の連携強化を図り、いじめ防止等の

対策を推進します。

- ・子育てを応援するため、子ども医療費助成をはじめ子育て世帯に対する経済的な負担軽減を、引き続き推進します。
- ・「第3期我孫子市子ども発達支援計画」に基づき、発達支援、家族支援、地域支援の充実と機能強化を図り、発達に支援が必要な子どもの乳幼児期からの一貫した支援体制作りを推進していきます。そのため「療育・教育システム連絡会」において、関係機関との連携を深め、早期発見からライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。
- ・発達に支援が必要な子どもが早期に適切な療育支援を受けられるよう、公平、適切、迅速に児童通所支援の利用決定を行うとともに、そのための相談支援体制の充実を図ります。
- ・子どもたちの生きる力を育むため、子どもの自然体験・生活体験事業の実施や青少年育成団体の活動を支援します。

部 局 名	建設部
部 局 長 名	篠崎 啓一
部の運営方針	<p>●第四次総合計画の基本目標「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり（安全・安心）」では浸水対策の推進、交通安全の推進、「快適で住み続けたいまちづくり（都市基盤・公共交通）」では公共交通の利便性向上、安全で快適な道路の整備、下水道の整備と普及を進めていきます。令和 6 年度は次の事業に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適に通行できる道路を維持するため、市が管理する道路施設を点検し、排水施設や街路樹、街路灯の適切な維持管理を行うとともに、橋梁や舗装の修繕を進めます。 ・道路の安全性や快適性を確保するため、道路改良事業や公園坂通りの整備、歩道のバリアフリー化、道路排水施設の整備・改修を行います。 ・円滑で快適な移動ができる道路ネットワークの充実を図るため、幹線道路の整備では、下ヶ戸・中里線外 1 線の残り区間の整備に向けて、関係機関との協議を引き続き行いながら、用地取得に取り組みます。 ・通学路の安全対策を図るため、布佐小学校入口交差点や、並木小学校通学路（市道 0 0 - 0 0 9 号線）などの道路整備を進めます。 ・安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車ネットワーク計画を含めた自転車活用推進計画を策定し、その検討を行います。 ・警察署・交通安全協会などと連携して交通安全教室や普及啓発活動を推進することで、交通安全意識の向上を図り、交通安全対策に取り組みます。 ・ＪＲ東日本が駅施設のバリアフリー化事業として実施する我孫子駅緩行線ホームドア工事の支援を行います。 ・あびバスが地域に根付いた公共交通となるよう取り組んでいきます。 ・地域公共交通協議会においては、地域公共交通計画の策定を進めると共に、成田線の利便性を補完するため、布佐駅と天王台駅を結ぶ（仮称）シャトル布佐ルート実証運行バスの実証運行を実施し、地域交通の活性化・維持確保を目指します。 ・老朽化が進む市管理の駅施設については、包括管理受託者が作成した修繕計画に基づき、長寿命化を図ります。 ・公共下水道事業は、経営戦略に基づき地方公営企業として計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。 ・下水道ストックマネジメント事業は、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の修繕・改築を行います。 ・下水道の整備は、久寺家 1・2 丁目地区我孫子第 6 - 1 号幹線の整備を進めるほか、引き続き、湖北駅北口地区及び下ヶ戸西側地区の整備を進め、下水道の普及に努めます。 ・下水道総合地震対策事業は、第Ⅳ期計画（令和 6 年度～令和 1 0 年度）に基づき、マンホールトイレや重要管路のマンホール浮上防止工事の設計を行います。 ・水害に強いまちづくりの一環として、床上浸水が発生してきた地区の整備を重点的に進めます。布佐排水区、柴崎排水区では、引き続き雨水

幹線を整備するほか、~~子の神排水区では、浸水対策の手法を検討します。~~我孫子 4 丁目地区の浸水対策を検討し、浸水被害の軽減を図ります。また、市内の各地区では、地域特性や水害の発生状況に応じて、応急的な水害対策工事を行います。

- ・災害を未然に防止するため、金谷排水機場の耐用年数が経過したポンプなどの設備を修繕・更新し、施設の機能確保を図ります。
- ・既設のポンプ施設や排水施設等が確実に機能するよう定期的点検を行うとともに、計画的に改修するなど適切な維持管理に努めます。

部 局 名	水道局
部 局 長 名	古谷 靖
部の運営方針	<p>我孫子市水道事業ビジョンや我孫子市水道事業基本計画に掲げた、3つの基本目標及び6つの基本方針に基づき、令和6年度は主に次の取り組みを実施します。</p> <p>I. 安全</p> <p>1. 良質な水道の維持</p> <p>水源から蛇口に至るまでの総合的な水質管理を行うため、「我孫子市水道事業水安全計画」の活用や「我孫子市水道局水質検査計画」に基づく水質検査を行います。また、自己水源（深井戸）の計画的な機能保全を図るため、「取水井維持活用方針」に基づき、2か所の井戸について浚渫工事を行います。</p> <p>II. 強靱</p> <p>2. 施設強靱性の維持</p> <p>浄水場整備では停電時にも継続して浄水場施設を稼働させるため、昨年度からの継続事業である「湖北台浄水場非常用発電機更新工事」及び「湖北台浄水場高度浄水処理設備監視操作制御盤及び活性炭制御装置盤更新工事」を完了させます。また、令和6年度から7年度までの継続事業として、市内配水管の末端圧力を監視するため「圧力末端局更新工事」を行います。水道管路整備では、経年配水管路および基幹管路の耐震化を図るための布設替え工事を行います（総延長は約3kmの予定）。</p> <p>3. 災害対応の強化</p> <p>災害時に対応するため、県内水道事業体間における各種情報伝達訓練に参画するほか、市民と連携した応急給水訓練を行います。また、災害や水質事故等に即応する危機管理体制強化のため局内で事故対応訓練を行うほか、必要な機材の整備も進めます。</p> <p>III. 持続</p> <p>4. 事業継続性の確保</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大の波が繰り返される中、ウクライナ情勢を契機とした原材料やエネルギーの価格高騰により、基本計画および経営戦略において見込んだ計画値と実績値とが乖離し、水道施設の更新や水道事業運営に多大の資金が必要となり、厳しい経営状況が続いています。このような状況に対応し、水道施設の計画的な更新を進めるため、基本計画および経営戦略を点検・総括し、計画期間の中間点である令和5年度に、計画期間の後半にあたる令和6年度から令和10年度までの計画事業の見直しを行いました。</p> <p>令和6年度は、新たな計画に整合させ事業を進めていきます。</p>

水資源の適正運用については、北千葉広域水道企業団からの受水と自己水源（深井戸）の運用コストや災害時等の対応を踏まえた、取・受水管理を引き続き行います。

このほか、令和6年度より給水課の新設に伴い、~~浄水有効利用のための漏水調査の実施等、~~継続的な漏水防止対策に引き続き取り組み有収率の向上に努めます漏水防止対策や有収率の向上に向けた新たな取り組みを検討します。

収益の確保については、料金未納者への徴収強化に努めます。また、水道未使用者に対する営業活動を行い普及率向上に努めます。

業務効率化方策では、「浄水場設備運転及び維持管理業務等包括委託」及び「料金・給水・会計業務等包括委託」の着実な実施と官民連携の推進により、引き続きお客様サービス向上と、更なる業務効率化及び災害時の緊急対応などを検討します。

令和5年度より、給水装置工事申請件数が増加傾向にあり、給水業務量の増加に対応できるよう、組織の強化を図ります。また、職責に応じ必要な研修に積極的に参加して職員の技術力向上を図るとともに、次世代の水道実務を担う人材の育成を図ります。

5. 財政健全性の確保

将来にわたり長期間使用する水道施設の整備に要する費用の負担を、世代間で平準化するために、引き続き企業債を活用します。また、国庫補助事業の調査・検討を行います。

6. 将来につなげる新施策の考察

IOT技術を活用したスマートメーターなど新技術の動向に注視し、引き続き導入に向けた調査・研究を進めます。また、SDGs（持続可能な開発目標）17の目標のうち、主に「11 住み続けられるまちづくりを」に取り組み、災害時における応急給水体制の充実を図ります。さらに、総合的な取り組みとして、使用電力の低減や事務で使用する紙の減量に努めるなど、SDGsに向けた取り組みを推進します。

部 局 名	選挙管理委員会事務局
部 局 長 名	高見澤 隆
部の運営方針	<p>【選挙の執行】</p> <p>○令和 7 年 4 月に任期満了の千葉県知事選挙に備えるとともに、適正な選挙の執行に努めます。</p> <p>【投票環境の整備】</p> <p>○投票しやすい環境づくりを進めるため、引き続き投票区の見直し、投票所の変更及び期日前投票所の見直し等を検討し、適切な投票環境の向上に努めます。</p> <p>【選挙啓発】</p> <p>○明るい選挙推進協議会と連携し、引き続き地道な啓発活動に努めるとともに、高校生を中心とした主権者教育や、これまで実施してきた LINE・Facebook での啓発に加え、その他の SNS を活用した啓発活動の実施により、を継続して実施し、若年層の選挙への関心を高める取組の研究を進めます。また、正しい選挙運動の周知に努めます。</p>

第三次国際化推進基本方針 (改訂版)

令和 6 (2024)年 4 月

我孫子市

第1章 第三次国際化推進基本方針の策定・改訂にあたって・・・1

1. 策定・改訂の背景とねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 基本方針の期間設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 基本方針とSDGsとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 我孫子市における国際化の現状と課題・・・・・・3

1. 我孫子市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 在住外国人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) 外国人旅行者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (3) 国際化の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 第二次国際化推進基本方針における取組と課題・・・・・・6
 - (1) 基本方針① 国際交流の積極的推進・・・・・・・・・・6
 - (2) 基本方針② 市民の国際性を育む環境づくりの推進・・・・8
 - (3) 基本方針③ 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進・・・・11
 - (4) 基本方針④ 行政の国際化の推進・・・・・・・・・・13

第3章 国際化推進のための基本方針に向けて・・・・・・15

1. 国際性を育む環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2. 外国人も暮らしやすいまちづくり・・・・・・・・・・・・15
3. 国際化推進組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第4章 国際化推進のための基本方針・・・・・・17

1. 第三次国際化推進基本方針の構成図・・・・・・・・・・・・18
2. 基本方針① 国際性を育む環境づくりの推進・・・・・・・・19
3. 基本方針② 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進・・・・24

第 1 章 第三次国際化推進基本方針の策定・改訂にあたって

1. 策定・改訂の背景とねらい

我孫子市は平成 4 (1992) 年に、「国際化推進基本方針」を策定しました。また、国際化を推進する組織として、市内 3 つの国際交流団体と一体となって、我孫子市国際交流協会（以下「AIRA」という。）を設立しました。平成 22(2010)年 7 月には、「多文化共生」という新たな国際化のあり方を踏まえた「第二次国際化推進基本方針」（平成 22 年度～平成 28 年度）を策定し、「国際交流の積極的推進」、「市民の国際性を育む環境づくりの推進」、「外国人も暮らしやすいまちづくりの推進」、「行政の国際化の推進」の 4 つを基本方針に掲げ、AIRA とともに、地域の国際化に取り組んできました。

これまでの間、経済のグローバル化や交通網の発達、デジタル化の進展などにより、人や物、資金、情報など海外との交流は拡大し続けており、個人が気軽に外国人と交流する機会が増え、民間レベルでの国際交流・国際協力活動も一層活発に行なわれています。

日本で暮らす外国人の数は、平成 23(2011)年の東日本大震災後は一時的に減少したものの、増加傾向にあります。

平成 24(2012)年 7 月には、日本に入国・在留する外国人の増加を背景に、外国人登録法が廃止されました。在住外国人にも住民基本台帳法が適用され、日本人と同様に基礎的な行政サービスを受けられることとなりました。

こうした環境の変化も踏まえて、平成 29(2017)年に第三次国際化推進基本方針を策定しました。

第三次国際化推進基本方針では、第二次国際化推進基本方針の達成状況を検証し、我孫子市の国際化の現状や課題、在住外国人のニーズを整理したうえで、市が引き続き取り組んでいくべきものと、民間主体で実施したほうが効果的なもの、市・民間が連携して取り組んでいくものに分け、具体的な取組事例を示し、基本方針に即した施策展開ができるよう工夫しました。

その後、日本で暮らす外国人の数は新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少はあったものの、長期的には増加傾向であり、令和 5 (2023)年 6 月末には約 322 万人と、これまでで最も多くなっています。我孫子市でも外国人は令和 5 (2023)年 12 月 1 日現在で 2,909 人と、過去最多となっています。

こうした背景から、第三次国際化推進基本方針に掲げる国際化推進の方向性は変わらないものの、SDGs の推進など社会情勢の変化にあわせ、基本方針の改訂を行うこととしました。

引き続き、この第三次国際化推進基本方針に基づき、本市の国際化推進に関する施策を展開していきます。

2. 策定・改訂の経過

第三次国際化推進基本方針の策定にあたって、平成 28(2016)年度に AIRA が実施している日本語教室の受講生を対象としたアンケートと、庁内の関係課による意見交換会を実施し、それらの意見を踏まえ、国際化の現状と課題を整理し、平成 29(2017)年 4 月に第三次国際化推進基本方針を策定しました。

第三次国際化推進基本方針は、社会情勢の変化に対応するため、第四次総合計画の策定に合わせて見直しを図ることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置として渡航が規制されるなど、国際交流をめぐる状況が平時と異なっていたことから、見直し時期を延長しました。

令和 5 (2023)年度の見直しにあたっては、これまで実施してきた国際化推進のための基本方針を継続的に進めていくとともに、庁内の関係課及び AIRA への意見照会を行ったうえで、国際化の現状や課題等を更新しました。

さらに、令和 4 (2022)年度からスタートした第四次総合計画において、計画の着実かつ効果的な実行を図るため、PDCA サイクルに基づき、施策指標を設定していることから、今後は第四次総合計画の施策指標の達成状況を把握し、必要に応じて方針の見直しを図っていきます。

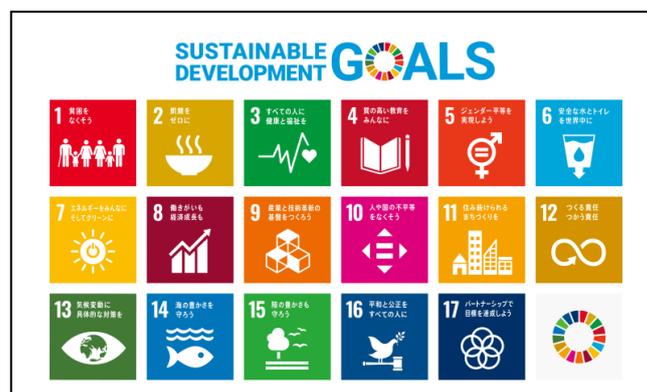
3. 基本方針の期間設定

第三次国際化推進基本方針は、平成 29(2017)年度を初年度とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとします。

4. 基本方針と SDGs との関係

日本語で「持続可能な開発目標」を意味する SDGs は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された、令和 12(2030)年を期限とする世界共通の目標です。「地球上の誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に向け、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組）を掲げています。

我孫子市第四次総合計画では、各施策と SDGs の目標を関連付け、相互の目標達成に向けた一体的な取組を進めています。第三次国際化推進基本方針においても、SDGs の理念を尊重し、その目標達成に資するよう各施策の推進を図ります。



第2章 我孫子市における国際化の現状と課題

1. 我孫子市の現状

(1) 在住外国人数

本市には、令和6(2024)年1月1日現在、市の総人口の2.17%にあたる2,855人の外国人が暮らしています。近年の市の総人口は平成23(2011)年をピークに減少傾向にありますが、在住外国人数は増加傾向にあり、これに伴い、在住外国人の占める割合も増えています。

国籍別では、在住外国人の国籍・地域は約60にも及び、その中で、中国(23.7%)が最も多く、次いでネパール(15.3%)、ベトナム(11.9%)、スリランカ(9.1%)となっています。ネパール国籍の市民は平成29(2017)年の64人から、令和6(2024)年は436人と急増しています。

表1 在住外国人数 (各年1月1日現在 単位：人)

順位 ※1	国籍	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	平成 29年 (2017) ※2	平成29年 から令和 6年まで の増減
1	中国	656	615	592	639	676	536	+140
2	ネパール	105	99	140	139	436	64	+372
3	ベトナム	295	286	246	306	340	234	+106
4	スリランカ	68	70	84	132	259	47	+212
5	フィリピン	231	223	221	219	228	194	+34
6	韓国・朝鮮	107	214	211	212	208	218	-10
7	ミャンマー	14	23	25	36	76	6	+70
8	インドネシア	41	42	36	76	75	38	+37
9	パキスタン	52	45	46	52	67	24	+43
10	タイ	42	42	44	53	59	43	+16
	その他	327	320	342	361	431	305	+126
	全体 (市の総人口に 占める割合)	2,038 (1.54%)	1,979 (1.50%)	1,987 (1.51%)	2,225 (1.70%)	2,855 (2.17%)	1,709 (1.29%)	+1,146
	参考：市の総人口	132,183	131,644	131,487	130,964	131,286	132,619	-1,333

(住民基本台帳より)

※1 順位は、令和6(2024)年基準

※2 第三次国際化推進基本方針策定時の基準値

在留資格別では、永住者(28.4%)が最も多く、次いで留学(22.8%)、家族滞在(10.9%)となっています。また、永住者を含み、日本に長期間にわたって滞在していると考えられる日本人の配偶者等、特別永住者、定住者、永住者の配偶者等の数は1,246人となり在住外国人の4割以上を占めています。

さらに、「留学」の在留資格をもつ外国人は増えており、平成29年と令和6年を比べるとおよそ2倍となっています。

表2 在留資格別人数

(各年1月1日現在 単位：人)

順位 ※1	在留資格	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)
1	永住者※2	698	700	748	782	810
2	留学	375	276	192	289	652
3	家族滞在	194	197	214	245	312
4	技術・人文知識・国際業務	149	158	185	211	260
5	日本人の配偶者等	139	150	160	160	179
6	技能実習※3	124	108	45	114	155
7	定住者※4	77	72	75	81	90
8	特別永住者※5	80	79	79	82	78
9	特定技能※6	0	1	5	19	73
10	経営・管理	27	36	41	47	58
11	永住者の配偶者等	40	34	36	30	46
12	特定活動※7	65	97	116	83	40
	その他	34	40	64	73	102
	全体	2,038	1,979	1,987	2,225	2,855

※1 順位は、令和6(2024)年基準

※2 永住者：法務大臣より永住の許可を受けたもの(原則10年以上在留している等)

※3 技能実習：平成29(2017)年11月1日施行「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に定める、1号、2号及び3号(例：農業関係、建築関係等)

※4 定住者：法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者(例：日系3世、中国残留邦人等)

※5 特別永住者：「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた平和条約関連国籍離脱者及びその子孫

※6 特定技能：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する者(例：介護、ビルクリーニング等)

※7 特定活動：法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動(例：ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等)

(2) 外国人旅行者数

観光等で市内の宿泊施設に滞在する外国人の数は、令和4(2022)年は400人弱となっており、そのうちベトナムからの旅行者が約110人、中国からの旅行者が約80人、韓国、北米からの旅行者がそれぞれ約30人、その他の国からの旅行者が約150人となっています。滞在時期は、1月が最も多く、次いで8月、7月となっています。

(3) 国際化の取組

平成22(2010)年7月には、「多文化共生」という新たな国際化のあり方を踏まえた「第二次国際化推進基本方針」(平成22年度～28年度)を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりにも取り組んできました。

令和4(2022)年度にスタートした「第四次総合計画」では、「国際交流・多文化共生の推進」を基本施策として掲げ、国際理解を深めるとともに、国籍等の異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として生きていくための多文化共生を進めることとしています。

2. 第二次国際化推進基本方針における取組と課題

第二次国際化推進基本方針では、「国際交流の積極的推進」、「市民の国際性を育む環境づくりの推進」、「外国人も暮らしやすいまちづくりの推進」、「行政の国際化の推進」の4つを基本方針として定め、国際化に取り組んできました。

各方針の取組状況と課題は、次のとおりです。

なお、第三次国際化推進基本方針の改訂にあたり、取組状況を更新しました。

(1) 基本方針① 国際交流の積極的推進

ア) 推進組織（母体）の再編・法人化

- 平成 25(2013)年 9 月に市内で国際交流・国際協力活動を行う 6 団体に対して活動内容のヒアリング調査を行い、平成 26(2014)年 3 月に意見交換を実施しました。その結果、地域の国際化には、新たに組織を立ち上げるよりも、それぞれの団体が個性を活かした活動を続けるとともに、AIRA がこれまでに築き上げてきたネットワークを活かしていくほうが、より効果的であるという結論に至りました。
- 法人化については、NPO 法人となった柏市国際交流協会や流山市国際交流協会との意見交換等を通じて、AIRA で情報収集を行いました。その結果、法人化に伴い生じる事務が煩雑であることが判明し、それに見合うメリットが見いだせないことから、取り組んでいくことは難しい状況であるという結論に至りました。また、課題となっている新たな担い手の確保や次世代リーダー層の育成については、外国語講座の多くの受講生のうち、AIRA の活動に関心のある方へ呼びかけているほか、大学で活動を紹介するなど、国際交流まつり等でボランティア活動を行う若い世代の確保に努めています。

イ) 外国文化とのふれあいの推進

- 市民と外国人との交流を深めるイベントとして、国際交流まつりを毎年実施しています。AIRA 会員と AIRA で学んでいる外国人を中心に、ブース出展やステージ発表などを行い、外国人と日本人が相互に文化を知る良い機会となっています。来場者数は概ね 700 名前後で推移しています。

【主体：AIRA、我孫子市】

- AIRA では、我孫子市や近隣市の公共施設や文化施設、名所旧跡等を訪ねる国際交流バス研修を毎年実施しています。バス研修は、外国人参加者に日本文化等を体験してもらい、関心を深めてもらうと同時に、参加者同士が交流できる機会となっています。

【主体：AIRA】

- 鳥をテーマにした日本最大級のイベントであるジャパンバードフェスティバルでは、以前から台湾野鳥の会のブース出展があり、国際交流の場ともなっています。また、15周年を迎えた平成27(2015)年からは、外国の団体へ出展を呼びかけており、平成27(2015)年は7か国、平成28(2016)年は6か国が参加し、自国の文化や、その国でしか見られない珍しい鳥の紹介などを行っています。当日の通訳はAIRAでも対応しています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年以降中止としていた海外からの出展を令和5(2023)年は4年ぶりに実施し、台湾・モンゴル・中国・タイが参加しています。当日は自国の自然環境や野鳥を紹介いただき、外国文化とのふれあいを推進しています。

【主体：ジャパンバードフェスティバル実行委員会、我孫子市】

ウ) ボランティア制度の充実

- AIRAでは、設立時からボランティアを募集しており、多くの市民がボランティアとして活躍しています。この数年間は約140名が登録しており、ホームステイ受け入れ、外国人のための日本語教室、外国人相談、市広報の英訳など、様々なボランティア活動をしています。東京2020オリンピックに向けたスロベニア選手団の事前キャンプでは、通訳ボランティアの皆さんが活躍しました。また、ボランティアの人材育成として、通訳・翻訳・日本語指導の講習会を毎年開催しています。相談員は県主催の研修や関東弁護士連合会主催のシンポジウムに参加し、活動のレベルアップにつなげる取組を行っています。

【主体：AIRA】

エ) 国際協力活動の推進

- ユネスコの寺子屋活動に協力し、毎年、市民から集めた書き損じハガキを切手に交換して送付しています。ハガキの回収箱は、公共施設に設置しています。

【主体：AIRA】

課 題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> AIRAなど市内で国際交流等の活動を行う団体同士の情報交換や、それぞれの特性を活かして連携するためのネットワークづくり 交流イベント等の参加者増加に向けた情報発信や実施内容の精査 通訳ボランティアの育成 |
|---|

(2) 基本方針② 市民の国際性を育む環境づくりの推進

ア) 国際理解教育の推進

- AIRA では、在住外国人に日本の伝統や文化、習慣を体験してもらい、日常生活に役立ててもらうことを目的とし、年に3回から4回程度、「外国人のための文化講座」を開催しています。

【主体：AIRA】

- AIRA では、外国人会員、海外経験豊富な市民や留学生を講師として、出身国の文化や芸術などを広く市民に紹介する「異文化理解講座」を毎年実施しています。

【主体：AIRA】

イ) 外国語学習機会の充実

- AIRA と市では、国際交流への思いを英語や日本語で伝える場として、「国際交流スピーチ大会」（令和4年度で22回目）を実施しています。

【主体：AIRA、我孫子市】

- 教育委員会では、小学校3～6年生と全中学生が、教員と外国語指導助手（ALT）による授業を週1時間以上受けられるようにしています。また、小中一貫カリキュラムに基づき、小学校1・2年生以下でも外国語学習を実施しています。ALT は段階的に増員しており、令和5(2023)年4月1日現在、13名となっています。

【主体：我孫子市教育委員会】

- AIRA では、市民が気軽に外国語を学べる場として、外国語講座を開設しています。英語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語・ドイツ語を、入門・初級・中級・上級など、語学レベルに合わせて受講できるようにしており、市の広報でもお知らせしています。この他、語学講座に発展する前のサロン形式で、スペイン語サロンとロシア語同好会を行っています。

【主体：AIRA】

ウ) 青少年などの海外派遣研修の推進

- 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する研修制度や海外派遣、内閣府が実施する青年国際交流事業などの募集情報を、市のホームページや広報、ポスター掲示などで広く市民にお知らせしています。

【主体：我孫子市】

エ) 社会人講師の活用

- AIRA では、海外での活動経験がある市民や在住外国人など、幅広く活躍している方をゲストとして招き、国際交流スピーチ大会や異文化理解講座関連事業で講演等を行い、AIRA 会員など広く市民と交流しています。

【主体：AIRA】

オ) 帰国・外国人児童生徒の受け入れ環境の整備・充実

- 令和 5 (2023)年 5 月 1 日現在、市内の小中学校には 106 名の外国人児童生徒が在籍しています。

海外からの転入生で、日本語が不自由で日常生活に支障をきたす児童生徒に対しては、学校からの要請に応じて、通訳者を派遣しています。なお、通訳者派遣は学期ごとに行っており、児童生徒の実態に応じて派遣日数を徐々に減らし、日本語指導のための学校派遣に移行できるようにしています。また、派遣が難しい場合は、学校へ AI 通訳機を貸し出し、児童生徒が授業に参加するための支援を行っています。

【主体：我孫子市教育委員会】

- 日本語指導のための学校派遣では、主に国語や社会など日本語が不自由だと内容の理解が難しい授業の時間に、週に 2 時間、別室で AIRA の日本語ボランティアと 1 対 1 で日本語の指導を受けられるようにしています。

この事業は、AIRA のパイロット事業として平成 19 (2007)年度にスタートし、平成 20 (2008)年度からは AIRA と教育委員会が連携して実施しています。

平成 28 (2016)年 3 月に、日本語を理解することが困難な児童生徒に対する支援事業として、内閣府が実施する「平成 27 (2015)年度 子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業 (チャイルド・ユース・サポート章)」を受章し、内閣府のホームページ等で取組が紹介されています。

【主体：我孫子市教育委員会、AIRA】

- AIRA では、希望する児童生徒には、春休み、夏休み等の長期休暇中の特別支援の日本語指導や、「外国人のための日本語教室」に参加してもらうなど、「学校派遣」以外でも日本語を学べる環境を整えています。

【主体：AIRA】

カ) 海外との都市間交流の推進

- 海外との都市間交流については、形骸化させないためにも、行政課題など明確な交流テーマを定めて、そのテーマに見合った都市と市民主体の交流を進めることが大切であると考えています。そのため、市では、これまで海外の都市との姉妹・友好都市提携は行ってきていません。

- 民間主体の交流として、ジャパンボードフェスティバルには、長年参加している台湾やモンゴルのほか、新たに中国から参加があるなど、鳥をテーマにした国際交流が広がりを見せており、市はそのバックアップを行っています。
【主体：ジャパンボードフェスティバル実行委員会、我孫子市】

課 題

- 多文化共生社会の実現に向けた、市民と在住外国人との相互理解の促進
- 今後も増加が見込まれる、日本語が不自由な帰国・外国人児童生徒のための通訳の確保
- 日本語が不自由な帰国・外国人児童生徒が、基本的な学習内容を理解できるような日本語支援体制の整備
- 民間主体の国際交流の促進に向けた工夫

(3) 基本方針③ 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進

ア) 生活情報等の提供充実

- ・ 在住外国人が安心して暮らしていけるよう、市のホームページに多言語翻訳機能を追加し、5か国語（日本語、英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語、ベトナム語）に対応しています。

【主体：我孫子市】

- ・ 広報あびこの毎月1日号に掲載している生活情報を英訳した「News Letter Abiko」を配付し、市政情報やイベント情報、乳幼児の健診、法律相談、生活相談などの情報を提供しています。なお、「News Letter Abiko」は市のホームページの英語による紹介ページ「English」にも掲載しています。

【主体：我孫子市】

- ・ ごみの分け方出し方外国語版（5か国語対応）や母子健康手帳外国語版（9か国語対応）を提供しています。

【主体：我孫子市】

- ・ 外国人が安心して暮らしていくために、いざという時の安否確認や避難行動、救援救助などの手助けになるよう、日本語を含めて4か国語版の「防災のポイント」を提供しています。

【主体：我孫子市】

- ・ AIRAでは、災害時の対応に困らないために、外国人に対しての災害に関するアンケート調査等に積極的に協力するよう、日本語教室において指導しています。

【主体：AIRA】

- ・ 外国人相談窓口をAIRAに委託して開設しており、外国人が日常の困りごとを気軽に相談できるよう周知を図っています。木曜日とお盆、年末年始を除き、外国人からの相談を受け付けており、専門的な内容については、相談員から関係機関につないで対応しています。

【主体：我孫子市、AIRA】

- ・ 市や市民、市民団体などが実施する公共性・公益性の高い、外国人の参加が見込まれる行事への通訳派遣や、外国人が安心して暮らしていくために必要な情報の翻訳を、AIRAに委託して実施しています。

【主体：我孫子市、AIRA】

イ) 公共的サインの改善

- 新規に設置するサインについては、平成 14(2002)年 3 月に策定した「我孫子市公共サイン計画」に基づき、ローマ字やピクトグラム表記に取り組んできました。平成 27(2015)年 3 月からは千葉県「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」に基づき取り組んでいます。

【主体：我孫子市】

- 避難誘導標識では、文字情報の多いものや老朽化しているものを、一目で内容が理解しやすい JIS 規格のものへの付替えを行っています。

【主体：我孫子市】

ウ) 日本語学習機会の充実

- 日本語学習機会の提供として、外国人のための日本語教室を市が AIRA に委託して実施しています。火曜日と土曜日の各曜日とも、年間 35 回、1 回 90 分の授業で、火曜日クラスでは、ボランティアによる託児も実施しています。受講生は増加傾向にあり、国際交流まつりや通訳支援など国際交流活動をする際に欠かせない存在となっています。また、日本語が不自由な外国人が、教室のボランティア講師に日常の困りごとを相談するといった外国人相談の受け皿にもなっています。

【主体：我孫子市、AIRA】

エ) 地域への参加

- 日本語教室受講生へのアンケート調査結果では、3 割の外国人が町内会や地域活動に「参加している」、「ときどき参加している」と回答しています。また、4 割の外国人は「参加していないが、都合が合えば参加したい」と回答していることから、地域活動に関心があることが伺えます。

課 題

- 外国人の居住実態に即した多言語化ややさしい日本語による情報提供
- 多言語やさしい日本語による災害時の支援
- ごみの収集方法（排出方法や収集日）などの生活情報や生活習慣を外国人に理解してもらうための取組
- 地域活動等の情報提供など地域への参加を促す取組
- 公共サインにおける、外国語対応
- 複雑化・高度化する外国人相談への対応
- 「病院に行くとき」などニーズに対応した通訳や翻訳対応
- 生活に密着したコミュニケーションへの支援
- 在住外国人が集まり、情報交換や異文化等を学ぶ場づくり

(4) 基本方針④ 行政の国際化の推進

ア) 全庁的な取組

- 外国語での観光情報の提供として、平成 27(2015)年にあびこガイドブック「ABI ROAD」の英語版と中国語（簡体）版(平成 29 年に韓国語版、令和 3 年に中国語（繁体）版を追加)を作成し、アビシルベや公共施設、市内のホテル等に配置するとともに、市のホームページに掲載しています。平成 29(2017)年 2 月、JR 我孫子駅南口に 4 か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）の多言語観光案内看板を設置しました。平成 31(2019)年 2 月からは、世界の観光パンフレットを無料で見られるアプリ「楽天^{パトワ}PATW」にも掲載しています。

【主体：我孫子市】

- 平成 27(2015)年 12 月に市の PR 映像「物語の生まれるまちあびこ」の英語版と中国語版を製作しました。この映像を YouTube「あびこの魅力発信チャンネル」にアップロードすることで、市の魅力を国内外に発信しています。

【主体：我孫子市】

- 鳥の博物館では、来館者向けに配布しているパンフレットや展示説明板の見出しに、日本語と合わせて英語の表記をしています。

【主体：我孫子市教育委員会】

イ) 交流団体のネットワークづくりへの支援

- AIRA では、近隣の国際交流協会とともに「東葛地区国際交流連絡協議会」に参加しているほか、千葉県が主催する「国際交流・協力等ネットワーク会議」、近隣の国際交流協会が主催するイベント、研修会、民間団体が主催するセミナーなどに参加しています。そこで積極的に情報交換を行い、活動に役立てています。

【主体：AIRA】

- AIRA では、市内で活動する文化団体等とのネットワークを活かし、国際交流まつりで、生け花や着物の着付け、お茶席などを設けています。それにより、まつりに参加した外国人が文化団体等の活動や日本文化を知るきっかけとなっています。

【主体：AIRA】

ウ) 職員の育成

- 手続きのために来庁する外国人で日本語が分からない方の多くは、日本人や日本語が話せる外国人を同伴していますが、同伴者がいない場合には、外国語が分かる職員に応援を依頼するなど、各担当課において対応しています。

【主体：我孫子市】

エ) 外国人職員の登用

- 消防職員を除く常勤・非常勤・臨時職員の採用については、平成 10(1998)年に国籍条項を撤廃し、国籍にかかわらず公平に選考しています。

【主体：我孫子市】

- 英語学習の充実のため、ALT を採用しています。令和 5 (2003)年 4 月 1 日現在では、13 名を配置しています。(再掲)

【主体：我孫子市教育委員会】

オ) 各種審議会等への参加

- 審議会等の選考基準には、国籍条項は設けておらず、国籍に関係なく登用しています。

【主体：我孫子市】

課 題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 外国人来庁者への対応• 情報提供の多言語化（やさしい日本語含む）（再掲）• 交流団体のネットワークづくりへの支援 |
|--|

第3章 国際化推進のための基本方針の策定に向けて

第2章でみたとおり、第二次国際化推進基本方針の下で、外国文化とのふれあいや国際理解・異文化理解を促進するためのさまざまな取組が行われてきました。

これらの取組は、国際交流推進や国際理解促進の面で成果を上げており、引き続き継続していく必要がありますが、今後は、より自由な発想で多様な取組が展開できるよう、市民が主体となれるような環境づくりも必要です。一方、市内の現状をみると、グローバル化や在住外国人の増加などの変化に伴う、新たな課題も浮き上がってきました。

本章では、新たな国際化推進のための基本方針の策定に向け、ポイントとなる課題について整理します。

1. 国際性を育む環境づくり

- 経済のグローバル化や交通網の発達などにより、人や物、資金、情報など海外との交流場面は増え続けており、日常生活で外国人と出会ったり、海外で活動を行ったりすることが増えています。そのため、在住外国人と市民がお互いに理解を深めていけるような取組が引き続き必要となっています。

2. 外国人も暮らしやすいまちづくり

①外国人への情報提供について

- 市のホームページでは、日本語を英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語、ベトナム語への自動翻訳が可能ですが、やさしい日本語の活用や、その他の言語の翻訳など、ニーズに応じて検討していく必要があります。
- いつ起こるか分からない災害が発生した場合は、在住外国人だけでなく、外国人旅行者も情報弱者となる可能性があり、災害時の多言語支援や、やさしい日本語での対応について、検討する必要があります。
- 日本語教室に在籍する外国人へのアンケートでは、「保健や医療制度」、「日本での生活ルールや地域の情報」など、ニーズに合った情報や、地域活動の情報の提供が求められています。また、「やさしい日本語での情報提供」など、手軽に情報を入手できる方法も必要とされています。
- 在住外国人の増加に伴い、地域において生活習慣や言葉の違いなどによるトラブルが生じています。このため、ごみの収集方法（排出方法や収集日）などの生活情報に加え、その地域の生活習慣を外国人に理解してもらうための取組が必要となっています。

②外国人相談、コミュニケーションへの支援について

- 外国人相談窓口では、相談の内容が複雑化・高度化し、ボランティア相談員では対応できないケースも出てきているため、(公財)ちば国際コンベンションビューローが実施している「在住外国人のための無料法律相談」や、「千葉県外国人相談」を利用してもらうよう、情報提供に努めていく必要があります。
- 教育委員会では現在、英語・中国語・スペイン語・ペルシャ語の通訳を確保しています。しかし近年、グローバル化が進んでおり、児童生徒が様々な国から転入してきています。学校への通訳派遣事業では、多様な言語の通訳を確保することが課題となっています。
- 日本語指導のための学校派遣では、ある程度日常生活を送ることができるまでの日本語指導となっているため、学習内容を理解するには困難さが残っている場合があります。そのため、支援計画や学習内容の改善を検討していくことが求められています。
- 日本語教室に在籍する外国人へのアンケートでは、通訳や翻訳を必要とする場面として、「病院に行くとき」が一番多く、「病院で医者や看護師と言葉が通じない」「薬の説明が分からない」など生活に密着したコミュニケーションへの支援が求められています。
- 市内で他の外国人と交流する機会として、AIRAの行事を挙げる人が最も多くなっています。また、市に求める支援として、「日本語教室を増やしてほしい」、「文化の違いを勉強したい」、「AIRAをずっと続けてほしい」といった意見が挙げられており、在住外国人が集まり、情報交換や異文化等を学ぶ場の確保が求められています。

3. 国際化推進組織

- 市内で国際交流や国際協力の活動を行う団体からは、各団体がゆるやかなネットワークでつながっていくことで、特色ある多様な活動ができるとの意見が多く出されました。このため、必要に応じてこれらの団体同士が情報交換や、連携ができるような環境やネットワーク作りが必要です。

第4章 国際化推進のための基本方針

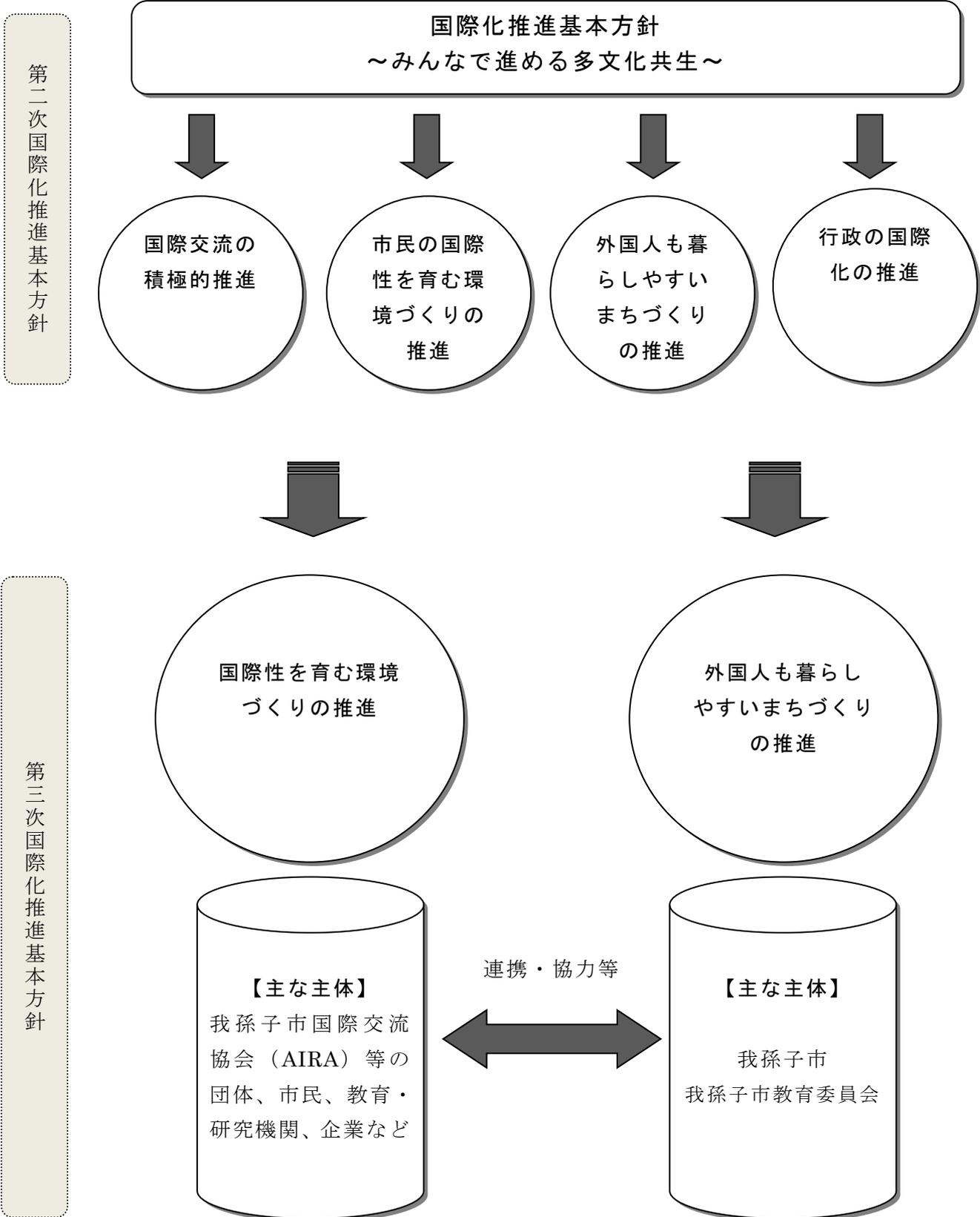
第2章と第3章で整理した国際化の取組状況や課題等を踏まえると、国際交流・国際協力活動には、AIRAなど市民主体の活動が大きな役割を果たしており、欠かせないものであることが明らかになりました。今後も、それぞれの個性を活かした活動ができるよう工夫し、地域の国際化につなげていくことが必要です。

また、増加傾向にある在住外国人については、外国人相談や日本語教室、日本語指導などの生活・コミュニケーション支援を引き続き行うとともに、情報提供の多言語化（やさしい日本語含む）や災害時の多言語支援（やさしい日本語含む）についても、新たに検討していくことが求められています。

この基本方針では、これまでに挙げた取組状況と課題を踏まえ、第二次国際化推進基本方針で掲げた方針を、大きく2つの方針に整理し取り組んでいきます。また、取組にあたっては、AIRA等と連携し、より効果的に取り組めるよう工夫していきます。

なお、本方針は、第二次国際化推進基本方針と同様に、多文化共生推進プランとしても位置付け、令和4年度にスタートした「第四次総合計画」で基本施策に掲げる「国際交流・多文化共生の推進」に取り組んでいきます。

1. 第三次国際化推進基本方針の構成図



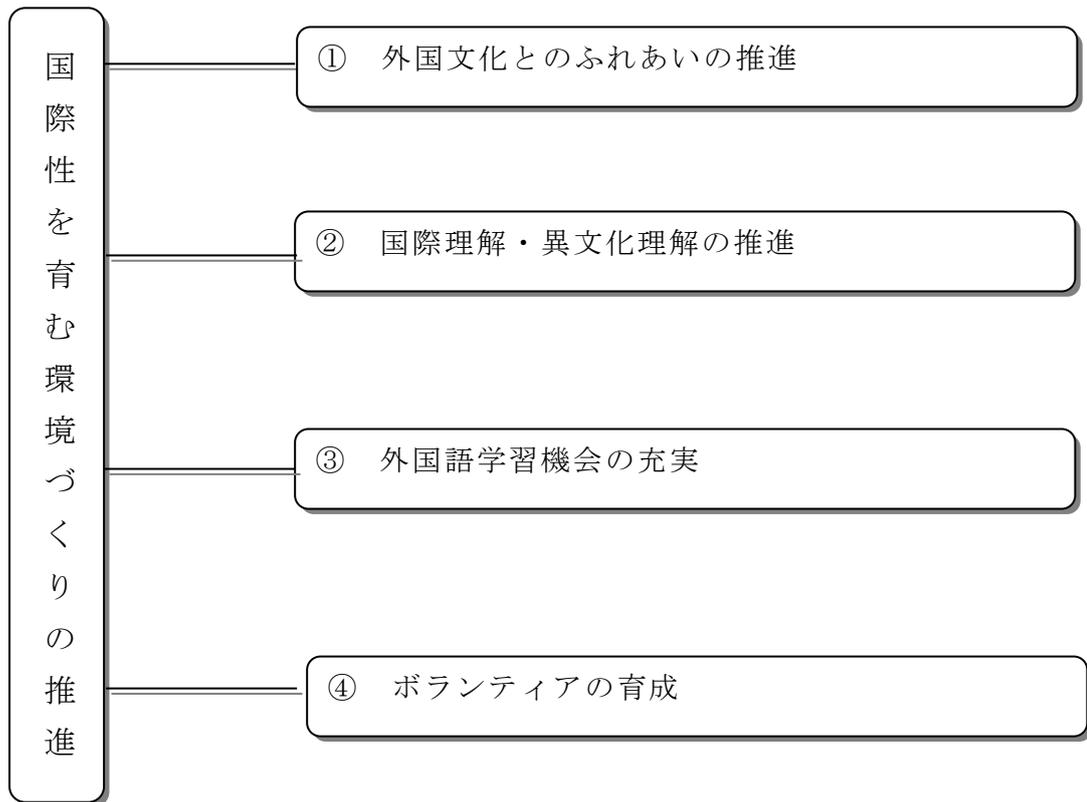
2. 基本方針① 国際性を育む環境づくりの推進

市内では、AIRAをはじめとして、市民が主体となって国際交流や国際協力の活動が活発に行われています。それぞれの個性を活かした活動が行われることは、国際性を育むうえで大変重要です。

また、国際性を育てていくためには、お互いの文化や習慣等の違いを理解することが出発点となります。

今後も、AIRAをはじめとする市民の取組と連携・協力しながら、国際性を育む環境づくりを推進していきます。

(施策の体系)



① 外国文化とのふれあいの推進

➤ 施策の方向

国際交流は、外国の異なる文化や価値観の違いを理解し、互いに認め合うことが出発点となります。このため、外国人市民や留学生との交流の場や機会を創出し、多くの外国人市民が参加できるよう情報提供に努め、相互理解を推進します。

➤ 主な取組

- 国際交流まっりの開催
- 国際交流スピーチ大会の開催
- ホームステイの受け入れ
- 草の根の国際交流の側面的な支援 など

➤ 効果的な実施方法

民間主体で実施し、必要に応じて市が支援

② 国際理解・異文化理解の推進

➤ 施策の方向

国際感覚を磨き、国際社会に対応していくためには、国際理解や異文化理解が必要です。このため、学校教育や社会教育の場において、国際性豊かな人材を活用するなど、諸外国の文化や自然、歴史、習慣、宗教などを学ぶ機会をつくり、国際理解・異文化理解を推進していきます。

➤ 主な取組

- 外国人のための文化講座の開催
- 異文化理解講座の開催
- 国際協力活動への協力
- 国際理解教育の実施
- 社会人講師の活用
- 交流団体のネットワークづくりへの支援 など

➤ 効果的な実施方法

民間主体で実施し、必要に応じて市が支援

③ 外国語学習機会の充実

➤ 施策の方向

国際交流や国際理解、異文化理解を深めていくために、外国語を学習することもひとつの方法です。AIRA 等で実施している外国語講座の情報提供や、学校教育での ALT の活用、オンラインによる国際交流等を通じて、外国語学習機会の充実を図っていきます。

➤ 主な取組

- 外国語講座の開催
- ALT の配置
- 小中学校における外国語学習の充実 など

➤ 効果的な実施方法

市と民間で実施

④ ボランティアの育成

➤ 施策の方向

国際化を進めていくためには、国際交流活動等に興味を持つ人やスキルを持つ人材等に、ボランティア活動に携わってもらえるようにすることが重要です。また、外国人や若い世代を含むボランティアの人材発掘や、すでにボランティアとして活動している人材がスキルアップできるような環境づくりに努めていきます。

➤ 主な取組

- 日本語ボランティアの育成
- 通訳、翻訳ボランティアの育成 など

➤ 効果的な実施方法

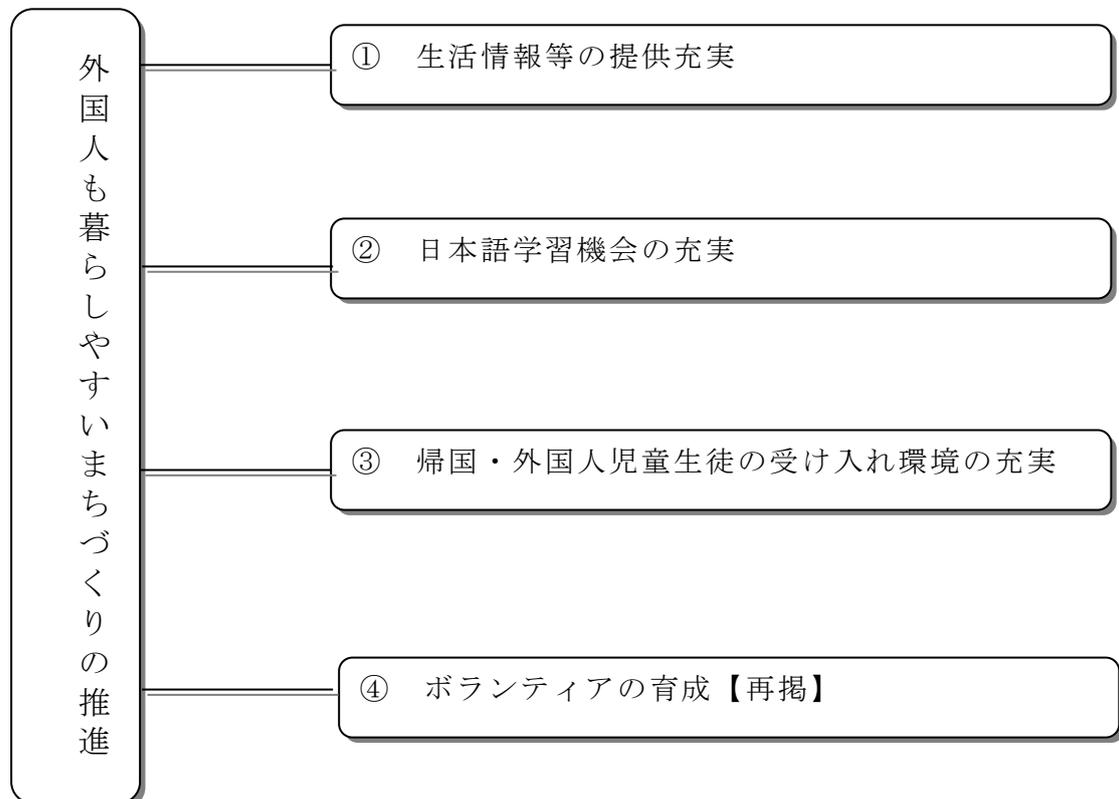
市と民間が連携して実施

3. 基本方針② 外国人も暮らしやすいまちづくりの推進

福祉や医療、救急、教育、防災などの生活情報を、在住外国人にも分かりやすいことばで提供していくことは、外国人も暮らしやすいまちづくりの第一歩となります。また、文化や習慣の違い等から外国人が抱えやすい日常の悩みごと等を相談したり、日本語でのコミュニケーションがとれるようになることも、外国人が日常生活を営むうえで、大変重要です。

今後も、AIRA 等とも連携しながら、外国人も暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

(施策の体系)



① 生活情報等の提供充実

➤ 施策の方向

外国人市民が安心して暮らしていけるよう、公共的サインの充実や、多言語化（やさしい日本語含む）による情報の提供を進めていきます。

多言語やさしい日本語による生活情報等の提供では、生活習慣や言葉の違いから発生するトラブルを防ぐため、「News Letter Abiko」の配布をはじめ、居住を始める早い時期に生活ルール等を外国人に理解してもらう取組を大学や不動産事業者等と連携しながら進めていきます。

地域参加のための情報提供では、外国人が地域になじめるよう、地域活動に関する情報を提供していきます。

日常的な外国人市民への個別の対応では、様々な外国人相談窓口を活用しながら引き続き取り組んでいきます。

災害時の外国人支援では、多言語支援など、災害時に市内にいる外国人の方が適切な行動がとれるような取組について検討していきます。

➤ 主な取組

- 公共的サインの外国語併記
- 多言語やさしい日本語による生活情報等の提供
- 外国語が話せる職員の把握・育成
- 地域参加のための情報提供
- 外国人相談窓口の充実
- 災害時の外国人支援の検討 など

➤ 効果的な実施方法

民間の協力を得ながら、市主体で実施

② 日本語学習機会の充実

➤ 施策の方向

異なった言語や文化をもつ外国人市民がその地域で安心して暮らしていくためには、日本語の習得が重要です。このため、市が AIRA に委託して実施する「外国人のための日本語教室」に引き続き取り組んでいきます。また、外国人のニーズに応じた日本語学習機会の充実を図っていきます。

➤ 主な取組

- 外国人のための日本語教室の充実
- 日本語教室受講者のニーズの把握 など

➤ 効果的な実施方法

民間の協力を得ながら、市主体で実施

③ 帰国・外国人児童生徒の受け入れ環境の充実

➤ 施策の方向

経済のグローバル化や交通網の発達などにより、外国から帰国する児童生徒・外国人の児童生徒の更なる増加が今後見込まれるため、そういった児童生徒が学校や地域での生活に早く溶け込めるよう、引き続き AIRA と連携し、受入れ環境の整備・充実を図っていきます。また、日本語指導の学校派遣の取組にあたっては、支援計画や学習内容について適宜改善を検討していきます。

➤ 主な取組

- 日本語指導のための学校派遣の充実
- 日本語指導のための学校派遣における指導者の確保
- 増加傾向にある外国から帰国した児童生徒や外国人児童生徒の対応の検討（通訳者の確保、支援体制など） など

➤ 効果的な実施方法

民間の協力を得ながら、市主体で実施

④ ボランティアの育成 【再掲】

➤ 施策の方向

外国人もくらしやすいまちづくりの推進のためには、日本語学習支援、通訳・翻訳ボランティアの存在が非常に重要です。このため、若い世代を含むボランティアの人材発掘や、すでにボランティアとして活動している人材がスキルアップできるような環境づくりに努めていきます。

➤ 主な取組

- 日本語学習支援ボランティアの育成（再掲）
- 通訳・翻訳ボランティアの育成（再掲） など

➤ 効果的な実施方法

市と民間が連携して実施

第三次国際化推進基本方針
(改訂版)

令和6(2024)年4月

我孫子市
(問合せ：企画政策課)

令和6年第1回我孫子市議会臨時会提出議案

議 案		議 案 要 旨		
議案 1	令和6年度我孫子市一般会計補正予算（第1号）	予算現額 46,760,000	補正予算額 △112,000	計（千円） 46,648,000 【財政課】
報告 1	専決処分の報告及び承認について（我孫子市税条例の一部を改正する条例）	我孫子市税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの 【課税課】		
報告 2	専決処分の報告及び承認について（我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例）	我孫子市都市計画税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの 【課税課】		
報告 3	専決処分の報告及び承認について（我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	我孫子市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの 【国保年金課】		
報告 4	専決処分の報告について（和解）	<p>事件の概要</p> <p>我孫子市が平成31年2月から所有するはしご付消防自動車1台について、当該車両に搭載されたエンジンの認証試験の燃費測定の際に不正が行われ、実際の燃費性能が、公表されていた燃費性能に満たないことが判明したことを受け、当該不正に関する補償の受取りに関する文書を日野自動車株式会社から令和5年10月23日に受領した。</p> <p>和解の相手方</p> <p>所在地 東京都日野市日野台三丁目1番地1 事業者名 日野自動車株式会社 代表取締役社長 小木曾 聡</p> <p>専決処分日 令和6年3月21日</p> <p>和解条項</p> <p>1 日野自動車株式会社（以下「乙」という。）は、エンジン認証不正に係る燃費不正の解決金及び印鑑登録証明書の発行に係る手数料に相当する料金として、金310,450円を我孫子市（以下「甲」という。）に対して支払う。</p> <p>2 甲は、前号に基づく乙から甲への支払いをもって、以後本件問題に関し異議申立て等を行わない。</p> <p style="text-align: right;">【消防本部総務課】</p>		

令和5年度後期ファイリングシステム維持管理点検結果について

項 目	内 容
点検指導実施期間	令和6年1月15日から同月24日まで
点検実施所管課	74保管単位
点検指導の実施根拠	文書事務監視委員会設置要綱（昭和63年訓令第7号）
点検体制	文書事務監視委員（部次長、参事又は次長の職にある者及び各部局推薦者12名）及び行政管理課職員による2班体制
点検の方法	文書事務監視委員を中心に点検。事務局（行政管理課職員）も文書事務監視委員の補佐役として点検に参加。
点検項目（10項目）	① 翌朝フォルダーには、翌朝に処理するものと未処理事項一覧以外は、入っていない。
	② 処理中フォルダー、テープフラッグ、未処理事項一覧を使って、しかかり中の文書を管理している。
	③ パソコン内の文書は、階層化されたフォルダーで管理し、デスクトップには文書を置いていない。
	④ 継続フォルダーは定期的に内容を確認し、中に複数年度の文書が入っていない。
	⑤ 第1ガイドの下の第2ガイドは2～8で、第2ガイドの下の個別フォルダー数は5～15冊にしている。
	⑥ 個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚になっている。
	⑦ フォルダーのタイトルは、タイトルを見ただけで中身が分かるようになっている。
	⑧ 机の中は、基準に沿って使い分けしてある。
	⑨ キャビネット等の上や机の下に、文書・段ボール箱等を置いていない（特に個人情報記載文書）。
	⑩ その他文書管理上問題のある点（①から⑨までの点検項目以外の指摘事項）

評価方法	点検項目 10 項目について、それぞれ○△×で評価する。 ○ = 10 点 △ = 5 点 × = 0 点として、総合点を計算し、点数に応じて総合評価 (A～E) をつける。 A : 100 点 B : 80 点～95 点 C : 60 点～75 点 D : 40 点～55 点 E : ～35 点		
		今回 (74 保管単位)	前回 (74 保管単位)
	A の数	11 (14.9%)	4 (5.4%)
	B の数	34 (45.9%)	44 (59.5%)
	C の数	27 (36.5%)	23 (31.1%)
	D の数	2 (2.7%)	3 (4.0%)
	E の数	0 (0%)	0 (0%)
引き続き改善すべき事項が多くある保管単位	1 2回続けて×又は△が4つ以上ある保管単位 社会福祉課、道路課、公園緑地課、学校教育課及び教育相談センター 2 3回続けてC以下の評価の保管単位 財政課、課税課、市民課、社会福祉課、高齢者支援課、道路課、学校教育課、文化・スポーツ課及び鳥の博物館		

(総評)

点検結果については、3月18日付けで通知しましたので、その内容については御存じのことと思います。

今回の点検において、B評価以上の保管単位の割合は60.8%と前回点検より4.1%減少しました。また、前回の点検から継続して指摘事項の多い保管単位が5単位あり、3回続けて評価がC以下の保管単位が9単位ありました。A評価の保管単位が増える一方で、保管単位により文書管理への取組に差があることや、ルールをよく理解していない職員がいることが、全体的な評価を下げている原因と考えられます。

ファイリングシステムは、情報公開制度のツールとして導入されましたが、その目的は、情報の適正な管理、情報の共有化及び情報の活用です。職員は、一人一人が重要な個人情報扱っていることを再度認識し、個人情報の漏えい等を防ぐためにも、今後も適正な文書管理に努めてください。

令和5年度後期ファイリングシステム維持管理点検結果表

課名	点検項目										点数	総	コメント
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
1 人事課	○	○	○	○	○	○	△	○	○	×	85	B	◎フォルダーのタイトルは、タイトルを見ただけで中身が分かるようにしてください。◎文書整理票に決裁日・施行日・完結日を記入し、完結処理をしてください。◎個別フォルダーは適切な第2ガイドで管理してください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎不要な文書は廃棄してください。
2 行政管理課 選挙管理委員会事務局	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	90	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。
3 秘書広報課	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	70	C	◎第2ガイドの下の個別フォルダーは5～15冊にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのときは、第2ガイドは不要とし、第1ガイドのみを立ててください。◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。◎起案文書に施行日・完結日を記入してください。◎ファイリング用品は、本務文書よりの序列で管理してください。
4 企画政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	80	B	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎やむを得ず、個別フォルダーの前にフラットファイルを出して管理する場合は、フラットファイルの背表紙にタイトルを付けるとともに、個別フォルダーと背表紙のタイトルを一致させてください。その際、対応する個別フォルダーの中には、文書を保管しないでください。◎起案文書に決裁日・施行日・完結日を記入してください。◎個別フォルダーの年度と文書の発生日を一致させてください。
5 資産管理課	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	90	B	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎継続フォルダーには継続の表示をしてください。
6 財政課	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	60	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎不要な第2ガイドは置かないでください。◎起案文書に決裁日・施行日・完結日を記入してください。◎やむを得ず、個別フォルダーの前に冊子を出して管理する場合は、その個別フォルダー内には文書を入れないでください。◎文書を個別フォルダーとは別の場所で管理する場合は、個別フォルダー内に所在カードを入れてください。◎施錠開錠記録の記入を徹底してください。
7 課税課	○	○	○	○	○	○	△	○	×	×	75	C	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎表示なく物を置かないでください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎第1ガイドの色は、先頭の第2ガイドの色と一致させてください。◎個別フォルダーには文書の発生日を表記してください。◎完結したフォルダーのタイトルは、鉛筆書きではなく、ボールペンで記入してください。
8 収税課	○	○	○	△	○	○	×	○	○	×	75	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎フォルダー内の文書をまとめるときは、ガチャックやダブルクリップを使用し、ゼムクリップを使用しないでください。◎例外的な管理方法が許容されている文書も、通常の文書に準じて適切に取り扱ってください。
9 市民課	○	○	△	○	○	△	×	○	×	×	60	C	◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎表示なく物を置かないでください。◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのときは、第2ガイドは不要です。◎第1ガイドとマグネットの表示を一致させてください。
10 つくし野行政サービスセンター	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎第1ガイドとマグネットの表示を一致させてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎個別フォルダーには文書の発生日を表記してください。◎やむを得ずキャビネット内で物を保管する場合は、キャビネットの蓋と引き出しの両方にマグネットで表示をしてください。◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。◎施錠開錠記録の記入を徹底してください。
11 我孫子行政サービスセンター	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	90	B	◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。
12 天王台行政サービスセンター	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	60	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎個別フォルダーには文書の発生日を表記してください。◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。◎個別フォルダーの色と第2ガイドの色を一致させてください。
13 湖北台行政サービスセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
14 湖北行政サービスセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
15 新木行政サービスセンター	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	80	B	◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのときは、第2ガイドは不要です ◎キャビネット内でファイリング用品等を保管する場合は、本務文書よりの序列で管理し、第1ガイドを立て、マグネットの表示をしてください。
16 布佐行政サービスセンター	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	80	B	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎事業者からフラットファイルで提出された80枚を超える資料等をやむを得ずそのままファイリングする場合には、フラットファイルに対応する個別フォルダーを作成し、その前にフラットファイルを立てて保管してください。その際、フラットファイルの背表紙と個別フォルダーの名称を同じにし、個別フォルダーの中には、文書を保管しないでください。
17 市民協働推進課	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎作成済みの2つのガイド内で個別フォルダーを移動する場合は、移動先のガイド内の他のフォルダーとシールの色及びマーカーの有無を合わせ、同一ガイド内でマーカーのあるフォルダーとないフォルダーが混在することがないようにしてください。
18 市民安全課	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	70	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎キャビネットの引出し前面に加え、キャビネットの蓋にも第1ガイド名をマグネットで表示してください。◎フォルダー内の文書をまとめるときは、ガチャックやダブルクリップを使用し、ゼムクリップを使用しないでください。
19 社会福祉課	△	○	△	△	○	×	△	○	○	×	60	C	◎翌朝フォルダーには、翌朝に処理するものと未処理事項一覧以外は、入れないでください。◎パソコン内の文書は階層化されたフォルダーで管理し、デスクトップには文書を置かないでください。◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎1つの起案文書が80枚を超えるため分冊する際の個別フォルダー名は「〇/〇」に加えて、それぞれの中身が分かる別々のキーワードを記載してください。◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。◎第2ガイドの立て忘れがありましたので、適切な位置に第2ガイドを立ててください。◎第1ガイドとマグネットの表示を一致させてください。◎キャビネットの引出し前面に、第1ガイド名を表示してください。◎フォルダー内の文書をまとめるときは、ガチャックやダブルクリップを使用し、ゼムクリップを使用しないでください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎施錠開錠記録の記入を徹底してください。◎完結した個別フォルダーにはラベルシールを貼り、適切に管理してください。
20 健康づくり支援課	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	85	B	◎テープラッグを使って、しかり中の文書を管理する場合は、個別フォルダーの第6列に加え、そのフォルダーが収納されるキャビネットの棚の前面にもテープラッグを貼ってください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎第1ガイドとマグネットの表示を一致させてください。
21 障害者支援課	○	○	△	○	○	○	△	○	○	×	80	B	◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎第1ガイドとマグネットの表示を一致させてください。◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのため、第2ガイドを立てない場合は、個別フォルダーに記載されているガイド名は第1ガイドのガイド名と一致させてください。
22 あらき園	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	70	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎未処理事項一覧に依頼日及び処理日を記入してください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎第2ガイドの下の個別フォルダーが15冊を超える場合に第2ガイドを追加した際に、フォルダーラベルの中央にマーカーして色を変更したときは、追加した第2ガイドのガイドラベルについても、変更前の色のガイドラベルの中央にマーカーしたものを使用し、その下の個別フォルダーは、マーカーで塗るフォルダーと新しい色のラベルを貼るフォルダーが混在しないようにしてください。◎個人のメモ等以外の組織で用いるための文書は、ノート等であっても個別フォルダーで管理してください。
23 障害者就労支援センター 障害者福祉センター	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	60	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。
24 高齢者支援課	○	○	○	×	○	○	△	○	○	×	75	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎第1ガイドとマグネットの表示を一致させてください。◎現年度フォルダーを継続フォルダーとすることは真に必要な文書に限り、原則として移替の際に継続とするかを検討してください。◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのため、第2ガイドを立てない場合は、個別フォルダーに記載されているガイド名は第1ガイドのガイド名と一致させてください。◎やむを得ずキャビネット内で物を保管する場合は、キャビネットの蓋と引き出しの両方にマグネットで表示をしてください。
25 国保年金課	○	○	△	△	○	○	×	○	×	×	60	C	◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎表示なく物を置かないでください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎第2ガイドの下の個別フォルダーが15冊を超える場合に第2ガイドを追加した際に、フォルダーラベルの中央にマーカーして色を変更したときは、追加した第2ガイドのガイドラベルについても、変更前の色のガイドラベルの中央にマーカーしたものを使用し、その下の個別フォルダーは、マーカーで塗るフォルダーと新しい色のラベルを貼るフォルダーが混在しないようにしてください。◎完結したフォルダーのタイトルは、鉛筆書きではなく、ボールペンで記入してください。

課名	点検項目										点数	総	コメント	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
26	子ども支援課	○	○	×	△	○	△	△	○	○	△	70	C	◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎〇〇共通全般の第2ガイドは〇〇共通の第1ガイドの直後の順序で管理してください。◎例外として継続フォルダーに複数年度の文書を入れた際の「R〇〇～R〇〇」の表記は、実際にフォルダー内にある文書の年度と合わせ、未来の年度を表記しないでください。
27	保育課	○	○	○	△	○	△	○	○	○	×	80	B	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎第2ガイドの下の個別フォルダーが15冊を超える場合に第2ガイドを追加した際に、フォルダーラベルの中央にマーカーして色を変更したときは、追加した第2ガイドのガイドラベルについても、変更前の色のガイドラベルの中央にマーカーしたものを使用してください。◎例外として継続フォルダーに複数年度の文書を入れた際の「R〇〇～R〇〇」の表記は、実際にフォルダー内にある文書の年度と合わせ、未来の年度を表記しないでください。
28	寿保育園	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎第1ガイド名のマグネットの表示をしてください。◎第2ガイドの立て忘れがありましたので、適切な位置に第2ガイドを立ててください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎同じ第2ガイド内でマーカーで塗ったフォルダーと通常のラベルを貼ったフォルダーが混在しないようにしてください。
29	つくし野保育園	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。
30	湖北台保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	90	B	◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎文書は封筒から出して保管してください。
31	子育て支援センター	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	80	B	◎第2ガイドの下の個別フォルダーは5～15冊にしてください。◎文書は封筒から出して保管してください。
32	子ども相談課	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	70	C	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎表示なく物を置かないでください。◎運行日誌をフラットファイル等で管理する場合は、対応する個別フォルダーを作成し、その前にフラットファイル等を立てて管理してください。◎継続フォルダーには継続の表示をしてください。
33	こども発達センター	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	70	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎文書は適切なフォルダーで保管してください。◎起案文書に施行日・完結日を記入してください。◎フォルダー内の文書をまとめるときは、ガチャックやダブルクリップを使用し、ゼムクリップを使用しないでください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎未処理事項一覧に処理日を記入してください。◎ガイドラベルへの第1ガイド名の記入を徹底してください。
34	手賀沼課	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎第2ガイドの下の個別フォルダーが15冊を超える場合に第2ガイドを追加した際に、フォルダーラベルの中央にマーカーして色を変更したときは、追加した第2ガイドのガイドラベルについても、変更前の色のガイドラベルの中央にマーカーしたものを使用してください。
35	資源循環推進室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	90	B	◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。◎起案文書に施行日・完結日を記入してください。◎例外として継続フォルダーに複数年度の文書を入れた際の「R〇〇～R〇〇」の表記は、実際にフォルダー内にある文書の年度と合わせ、未来の年度を表記しないでください。
36	生活衛生課	○	○	△	×	○	×	×	○	○	×	55	D	◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのときは、第2ガイドは不要です。◎個別フォルダーの色と第2ガイドの色を一致させてください。
37	商業観光課	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	70	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎簡易決裁文書であっても起案文書には、決裁日・施行日・完結日を記入してください。
38	商業観光課 (消費生活センター)	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	70	C	◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎個別フォルダーの年度と文書の発生年度を一致させてください。◎やむを得ず、個別フォルダーの前に冊子を出して管理する場合は、対応する個別フォルダーを冊子1冊ごとに作成し、その前に冊子を立てて管理してください。その際、対応する個別フォルダー内には文書を入れないでください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。
39	企業立地推進課	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	90	B	◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。
40	農政課	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎文書は封筒から出して保管してください。
41	道路課	○	△	○	×	○	△	×	○	○	×	60	C	◎テープフラッグを使って、しかり中の文書を管理する場合は、個別フォルダーの第6列に加え、そのフォルダーが収納されるキャビネットの棚の前面にもテープフラッグを貼ってください。◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎フォルダー内の文書をまとめるときは、ガチャックやダブルクリップを使用し、ゼムクリップを使用しないでください。◎第1ガイドの色は、先頭の第2ガイドの色と一致させてください。◎文書は、個別フォルダーにタイトルを付け適切に管理してください。◎一時的にものを置く場合以外は、一時保管の表示ではなく内容に応じた適切な表示を行ってください。
42	交通政策課	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	70	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎起案文書に施行日・完結日を記入してください。◎第1ガイドとマグネットの表示を一致させてください。◎例外として継続フォルダーに複数年度の文書を入れた際の「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」の表記とフォルダー内の文書の年度を合わせてください。
43	下水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
44	治水課	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	80	B	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎フォルダーのタイトルは、タイトルを見ただけで中身が分かるようにしてください。◎個別フォルダー名に計画年度等を表記する場合は、例外として継続フォルダーに複数年度を入れた場合の表記と区別ができるような表記としてください。
45	都市計画課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	95	B	◎やむを得ず置いたフラットファイルに対応する個別フォルダーには、文書を入れないでください。
46	建築住宅課	○	○	△	○	○	△	△	○	○	×	75	C	◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎同じ第1ガイドの文書が2つの棚にまたがる場合は、(続)第1ガイドを立ててください。その際の(続)第1ガイドの色は、元の第1ガイドの色に合わせてください。◎個別フォルダーの年度と文書の発生年度を一致させてください。◎フォルダー内の文書をまとめるときは、ガチャックやダブルクリップを使用し、ゼムクリップや輪ゴムを使用しないでください。◎隣り合う第2ガイドの色は異なる色にしてください。
47	公園緑地課	○	○	○	△	○	△	△	×	○	×	65	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。◎机の中は、基準に沿って使い分けしてください。◎フォルダー内の文書をまとめるときは、ガチャックやダブルクリップを使用し、ゼムクリップを使用しないでください。◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。
48	市街地整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
49	消防本部 総務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
50	予防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
51	警防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	90	B	◎文書を取り出す場合は個別フォルダーごと取り出し、戻し間違いのないようにしてください。◎起案文書に施行日を記入してください。
52	西消防署	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	95	B	◎パソコンのデスクトップにはショートカットを置かないでください。

課名	点検項目										点数	総	コメント
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
53 東消防署	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。 ◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのときは、第2ガイドは不要です。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。
54 湖北分署	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	80	B	◎第1ガイドの下の第2ガイドは2～8枚にしてください。 ◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。
55 つくし野分署	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	80	B	◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。 ◎文書は適切なフォルダーで保管してください。
56 会計課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	90	B	◎起案文書及び文書整理票に施行日を記入してください。
57 経営課	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	95	B	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。
58 工務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	90	B	◎施錠開錠記録の記入を徹底してください。
59 議会事務局	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	70	C	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。 ◎表示なく物を置かないでください。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。
60 監査委員事務局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
61 農業委員会事務局	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	70	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。 ◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。 ◎例外として継続フォルダーに複数年度の文書を入れた際の「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」の表記とフォルダー内の文書の年度を合わせてください。
62 教育委員会 総務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	90	B	◎文書は適切なフォルダーで保管してください。
63 学校教育課	○	△	○	×	○	○	×	○	○	×	65	C	◎テープフラッグを使って、しかり中の文書を管理してください。 ◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。 ◎フォルダーのタイトルは、保管する文書が明確に区分できるタイトルにしてください。 ◎個別フォルダーの年度と文書の発生年度を一致させてください。 ◎やむを得ず置いたフラットファイルに対応する個別フォルダーには、文書を入れないでください。
64 指導課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	80	B	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。 ◎文書を取り出す場合は個別フォルダーごと取り出し、戻し間違いないようにしてください。 ◎第1ガイドの立て忘れがありましたので、適切な位置に第1ガイドを立ててください。 ◎やむを得ず、個別フォルダーの前にフラットファイルを出して管理する場合は、フラットファイルの背表紙にタイトルを付けるとともに、個別フォルダーと背表紙のタイトルを一致させてください。
65 教育相談センター	○	○	△	×	×	○	×	△	○	×	50	D	◎パソコン内の文書は階層化されたフォルダーで管理し、デスクトップには文書を置かないでください。 ◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。 ◎第2ガイドの下の個別フォルダーは5～15冊にしてください。 ◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。 ◎机の中は、基準に沿って使い分けしてください。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。 ◎第2ガイド名と個別フォルダーに記載されている第2ガイド名を一致させてください。 ◎第2ガイドの下の個別フォルダーが15冊を超える場合に第2ガイドを追加し、元のラベルの色をマーカーを使用して変更するときは、ラベルシールの中央にマーカーをしてください。 ◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのときは、第2ガイドは不要です。 ◎第1ガイドの色は、先頭の第2ガイドの色と一致させてください。 ◎同じ第1ガイドの文書が2つの棚にまたがるときの(続)第1ガイドは、元の第1ガイド名の頭に(続)をつけ、ガイドの色は元の第1ガイドの色に合わせてください。 ◎隣り合う第2ガイドの色は異なる色にしてください。 ◎起案文書に決裁日・施行日・完結日を記入してください。 ◎不要なフォルダーは廃棄してください。
66 生涯学習課	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	80	B	◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。 ◎個別フォルダーの第2ガイド名の記載を徹底してください。
67 湖北地区公民館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
68 文化・スポーツ課	○	○	○	△	○	×	○	○	○	×	75	C	◎継続フォルダーは定期的に内容を確認し、例外として、複数年度の文書を入れる場合は、個別フォルダー名の最後に年度を「R〇〇～R〇〇」又は「R〇〇～現在」と表記してください。 ◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。 ◎継続解除して下段に下ろす文書は、下段に下ろす時点で継続の表示を消してください。 ◎やむを得ず置いたフラットファイルに対応する個別フォルダーには、文書を入れないでください。
69 白権文学館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
70 杉村楚人冠記念館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
71 鳥の博物館	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	70	C	◎個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚にしてください。 ◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。 ◎起案文書に決裁日・施行日・完結日を記入してください。 ◎個別フォルダーの年度と文書の発生年度を一致させてください。 ◎文書は封筒から出して保管してください。 ◎継続フォルダーには継続の表示をしてください。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。 ◎施錠開錠記録の記入を徹底してください。
72 図書館本館	○	○	△	○	○	○	×	○	○	×	75	C	◎パソコンのデスクトップにあるごみ箱内には文書を残さないでください。 ◎フォルダーのタイトルは、6文字以上の中身が分かるタイトルにしてください。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。
73 図書館湖北台分館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	A	今後も適正な管理をしてください。
74 図書館布佐分館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	90	B	◎第1ガイドの下の第2ガイドが1つのときは、第2ガイドは不要です。 ◎全庁共通文書は、文書管理規程別表第3の共通文書分類基準に基づいて、管理してください。 ◎個別フォルダーの年度と文書の発生年度を一致させてください。

総合評価 Aの数	11	14.9%
総合評価 Bの数	34	45.9%
総合評価 Cの数	27	36.5%
総合評価 Dの数	2	2.7%
総合評価 Eの数	0	0.0%

○点検項目について

- ①翌朝フォルダーには、翌朝に処理するものと未処理事項一覧以外は、入っていない。
- ②処理中フォルダー、テープフラッグ、未処理事項一覧を使って、しかり中の文書を管理している。
- ③パソコン内の文書は階層化されたフォルダーで管理し、デスクトップには文書を置いていない。
- ④継続フォルダーは定期的に内容を確認し、中に複数年度の文書が入っていない。
- ⑤第1ガイドの下の第2ガイドは2～8で、第2ガイドの下の個別フォルダーは5～15冊にしている。
- ⑥個別フォルダー内の文書の枚数は、標準50枚プラスマイナス30枚になっている。
- ⑦フォルダーのタイトルは、タイトルをただで中身が分かるようになっている。
- ⑧机の中は、基準に沿って使い分けし、公文書は入っていない。
- ⑨キャビネット等の上や机の下に、文書・段ボール等を置いていない。
- ⑩その他文書管理上問題がある点(①から⑨までの項目以外の指摘事項)

○点検項目の評価について

- ⑨は、1箇所でも基準外なら×とする。
- ①から⑩まで及び⑩は、職員数又はキャビネットの台数の1割を基準とし、指摘数が1割以上なら×とする。(1割に満たないが指摘があった場合は△とする。)

○総合評価について

- ①から⑩までの項目について「○」「△」「×」で評価し、「○」「△」「×」の数から総合点を計算し、点数に応じて総合評価をつける。
- 「○」=10点 「△」=5点 「×」=0点
- A:100点 B:80点～95点 C:60点～75点 D:40点～55点 E:～35点

我孫子市財務規則の一部を改正する規則

我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 収入</p> <p>第1節から第6節まで 略</p> <p>第7節 指定納付受託者の指定(<u>第51条</u>)</p> <p>第8節 略</p> <p>第4章 支出</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p><u>第5節</u> 略</p> <p><u>第6節</u> 略</p> <p><u>第7節</u> 略</p> <p>第5章から第9章まで 略</p> <p>第10章 財産</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p><u>第5節</u> <u>借受不動産（第300条・第301条）</u></p> <p><u>第11章</u> 雑則（<u>第301条2</u>—第316条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 収入</p> <p>第1節から第6節まで 略</p> <p>第7節 指定納付受託者の指定<u>及び徴収又は収納の委託（第50条の2—第53条の2）</u></p> <p>第8節 略</p> <p>第4章 支出</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p><u>第5節</u> <u>支出の委託（第91条・第92条）</u></p> <p><u>第6節</u> 略</p> <p><u>第7節</u> 略</p> <p><u>第8節</u> 略</p> <p>第5章から第9章まで 略</p> <p>第10章 財産</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p><u>第11章</u> <u>借受不動産、検査、賠償責任等（第300条—第308条）</u></p> <p><u>第12章</u> 雑則（<u>第309条</u>—第316条）</p>

附則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）**第173条の6**の規定により、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、市の財政に関して必要な事項を定め、もつて公正かつ確実に財務に関する事務を処理することを目的とする。

(歳入歳出予算の款項及び目節の区分)

第8条 略

2 歳出予算の節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。**以下「施行規則」という。**）別記に規定する「歳出予算に係る節の区分」による。

3 略

(調定の時期)

第28条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入金の調定は、当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) 略

(2) 施行令**第165条の5第2項及び第3項**の規定により歳入に組入

附則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）**第173条の3**の規定により、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、市の財政に関して必要な事項を定め、もつて公正かつ確実に財務に関する事務を処理することを目的とする。

(歳入歳出予算の款項及び目節の区分)

第8条 略

2 歳出予算の節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に規定する「歳出予算に係る節の区分」による。

3 略

(調定の時期)

第28条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入金の調定は、当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) 略

(2) 施行令**第165条の6第2項及び第3項**の規定により歳入に組入

れ又は納付される小切手等支払未済資金 第195条及び第196条の規定による小切手支払未済資金歳入組入調書又は隔地払金未払調書の送付を受けたとき

4 略

(過誤納金の還付)

第39条 歳入徴収者は、過誤納金を還付しようとするときは、施行令**第165条の6**に規定する戻出（以下「戻出」という。）にあつては「戻出」の表示をした過誤納金整理票に過誤納金還付命令書（第27号様式）を添えて会計管理者に送付し、現年度の歳出から支出するものにあつては一般の支出の手続により処理するとともに、それぞれ納入者に過誤納金還付通知書（第28号様式）により通知しなければならない。

2 略

(記載の日付)

第49条 徴収簿等、滞納繰越簿又は歳入簿に記載する日付は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 収納日 指定金融機関等、郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)、郵便局(郵便局株式会社法

れ又は納付される小切手等支払未済資金 第195条及び第196条の規定による小切手支払未済資金歳入組入調書又は隔地払金未払調書の送付を受けたとき

4 略

(過誤納金の還付)

第39条 歳入徴収者は、過誤納金を還付しようとするときは、施行令**第165条の7**に規定する戻出（以下「戻出」という。）にあつては「戻出」の表示をした過誤納金整理票に過誤納金還付命令書（第27号様式）を添えて会計管理者に送付し、現年度の歳出から支出するものにあつては一般の支出の手続により処理するとともに、それぞれ納入者に過誤納金還付通知書（第28号様式）により通知しなければならない。

2 略

(記載の日付)

第49条 徴収簿等、滞納繰越簿又は歳入簿に記載する日付は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 収納日 指定金融機関等、郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)、郵便局(郵便局株式会社法

(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局のうち、郵便貯金銀行を銀行法(昭和56年法律第59号)に基づく所属銀行として銀行代理業の業務を営むものをいう。以下同じ。)、会計管理者、収納出納員又は**指定公金事務取扱者(法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)**の**受け取った日**。ただし、現金送金の場合にあつては、当該送金に係る封筒に消印された郵便局の日付印の表示する日

(2) 略

(収入日計表等の調製)

第50条 会計管理者は、その日の収入を終了したときは、会計別及び科目別に集計し、収入金内訳表(第41号様式)及び現金出納簿(**第42号様式**)にこれを記載して整理しなければならない。

2 略

第7節 指定納付受託者の指定

(指定納付受託者の指定等)

第51条 略

2 歳入徴収者は、指定納付受託者の指定をしたときは、法第231条の2の3第2項及び**施行規則第12条の2**の

(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局のうち、郵便貯金銀行を銀行法(昭和56年法律第59号)に基づく所属銀行として銀行代理業の業務を営むものをいう。以下同じ。)、会計管理者、収納出納員又は**第52条に規定する収入事務受託者の受取った日**。ただし、現金送金の場合にあつては、当該送金に係る封筒に消印された郵便局の日付印の表示する日

(2) 略

(収入日計表等の調製)

第50条 会計管理者は、その日の収入を終了したときは、会計別及び科目別に集計し、収入金内訳表(第41号様式)及び現金出納簿(**第41号様式の2**)にこれを記載して整理しなければならない。

2 略

第7節 指定納付受託者の指定**及び徴収又は収納の委託**

(指定納付受託者の指定等)

第50条の2 略

2 歳入徴収者は、指定納付受託者の指定をしたときは、法第231条の2の3第2項及び**地方自治法施行規則第**

14に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示し、かつ、速やかに市広報等をもつて公表しなければならない。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第52条及び第53条 削除

12条の2の7に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示し、かつ、速やかに市広報等をもつて公表しなければならない。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(1) 指定納付受託者に納付させる歳入

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(徴収又は収納の委託)

第51条 歳入徴収者は、施行令第158条

第1項若しくは第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条又は介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者と協議し、委託する事務の内容、条件、委託手数料その他必要事項を記載した公金収入事務委託申出書（案）を作成して市長の決裁を受け、委託をしようとする者にその旨を申し入れなければならない。

2 歳入徴収者は、前項の規定により委託をしようとする者から当該申入れを受託する旨の通知があつたときは、直ちに当該委託に係る契約書

(案)を作成して市長の決裁を受け、契約書を取り交わすとともに、施行令第158条第2項(施行令第158条の2第6項において準用する場合を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定により告示し、かつ、速やかに市広報等をもつて公表しなければならない。

3 施行令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 地方税の収納の事務又はこれに類する事務について相当の知識及び経験を有していること。

(2) 事業規模が委託する事務を遂行するため十分であると認められ、かつ、安定的な経営基盤を有していること。

(3) 収納額、収納日その他収納金に関する事項を帳簿(電子計算機を使用して作成するものを含む。)によつて正確に記録し、遅滞なく事務処理を行う体制を有していること。

(4) 収納金を確実かつ遅滞なく指定金融機関等に払い込むことができること。

(5) 個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。））の保護のために必要かつ適切な措置を講じるための十分な体制を有していること。

（徴収又は収納の方法）

第52条 歳入徴収者は、委託に係る徴収金又は収納金があるとき又は発生したときは、委託徴収（収納）通知書（第42号様式）により委託した者（以下「収入事務受託者」という。）に通知するとともに、現金取扱簿、税外収入整理簿、納入通知書又は現金払込書その他必要な帳票の用紙を交付しなければならない。

2 収入事務受託者は、委託徴収（収納）通知書に基づき公金を収納したときは、納入義務者に領収書を交付し、現金払込書に現金及びその収納に係る領収済通知書を添えて、速やかに指定金融機関等に払込まなければならない。

3 収入事務受託者は、次に掲げる帳簿を備え、委託に係る収納金の受払

いを記載しなければならない。

(1) 現金取扱簿

(2) 徴収（収納）委託内訳簿

4 前3項に規定する帳票、帳簿等（第2項に規定する領収書を除く。以下この項において「帳票等」という。）は、当該帳票等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することのできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて、当該帳票等に代えることができる

5 収入事務受託者が公金の収納に当たつて使用する印鑑の寸法及びひな型は、第43号様式に定めるところによる。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

（身分を示す証票）

第53条 歳入徴収者は、収入事務受託者に対し、身分を示す証票（第44号様式）を交付しなければならない。

2 収入事務受託者は、その受託に係る事務を執行するときは、前項の規定により交付された証票を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 収入事務受託者は、収入事務受託者でなくなつたときは、第1項の規

定により交付された証票を返付しなければならない。

(適用除外)

第53条の2 私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合において、市長が認めたときは、第52条及び前条の規定を適用しないことができる。この場合において、当該事務に関し必要な事項は、第51条第2項の契約書で定める。

(前金払)

第79条 略

2 から 5 まで 略

6 第3項に規定する公共工事について、第132条の2に規定する低入札価格調査の対象となった者を落札者と決定した場合における地方自治法施行規則附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「4割」とあるのは「2割」とし、同条第2項の規定は適用しない。

第5節 支出の委託

(支出事務の委託)

第91条 各部長は、施行令第165条の3第1項の規定により私人に支出の事務を委託しようとするときは、会計管理者と協議し、委託する事務の内容、条件、委託手数料その他必要事項を記載した公金支出事務委託申出書(案)を作成して市長の決裁を受

(前金払)

第79条 略

2 から 5 まで 略

6 第3項に規定する公共工事について、第132条の2に規定する低入札価格調査の対象となった者を落札者と決定した場合における施行規則附則第3条第1項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは「2割」とする。

第91条及び第92条 削除

け、委託をしようとする者にその旨を申し入れなければならない。

2 各部長は、前項の規定により委託をしようとする者から当該申入れを受託する旨の通知があつたときは、直ちに当該委託に係る契約書（案）を作成して市長の決裁を受け、契約書を取り交わすとともに、当該契約書の写しを会計管理者に送付しなければならない。

（支出事務の委託の手続等）

第92条 予算執行者は、委託して支出をさせる経費があるときは、支出の事務を委託する者（以下「支出事務受託者」という。）ごとに公金委託支払通知書（第65号様式）を作成し、これを支出命令に添付して会計管理者に回付しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による支出命令を受けたときは、支出事務受託者ごとに小切手を振り出し、公金委託支払通知書を添えて支出事務受託者に送付しなければならない。

3 支出事務受託者は、前項の規定による公金委託支払通知書に基づき公金の委託支払をしたときは、速やかに公金委託支払報告書（第66号様式）を作成し、会計管理者に提出しなければならない。

4 会計管理者は、前項の規定による

公金委託支払報告書を受けたときは、直ちにその支出の状況を当該所掌に係る予算執行者に通知しなければならない。

第6節 略

(小切手の記載)

第94条 略

2 略

3 小切手は、記名式持参人払とする。ただし、次に掲げる者を受取人として振り出す小切手には、線引をしなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行令第165条の3第1項の規定により支出の事務の委託を受けた者

(6) 略

4から6まで 略

(小切手の償還)

第98条 会計管理者は、次に掲げる者から施行令第165条の5の規定による小切手の償還請求の申出があるときは、当該請求者に小切手償還請求書(第68号様式)を提出させ、当該請求に係る小切手が支払未済であること及びその請求(以下「小切手償還請求」という。)が正当であることを確認しなければ、償還(以下「小切手の償還」という。)をしてはならない。

第5節 略

(小切手の記載)

第94条 略

2 略

3 小切手は、記名式持参人払とする。ただし、次に掲げる者を受取人として振り出す小切手には、線引をしなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 法第243条の2第1項の規定により支出の事務の委託を受けた者

(6) 略

4から6まで 略

(小切手の償還)

第98条 会計管理者は、次に掲げる者から施行令第165条の4の規定による小切手の償還請求の申出があるときは、当該請求者に小切手償還請求書(第68号様式)を提出させ、当該請求に係る小切手が支払未済であること及びその請求(以下「小切手償還請求」という。)が正当であることを確認しなければ、償還(以下「小切手の償還」という。)をしてはならない。

(1)及び(2) 略

2 から 5 まで 略

第 6 節 略

第 7 節 略

(入札の方法)

第129条 略

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件の場合にあつては、一般競争入札の入札者は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することのできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、当該電磁的記録に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書(同法第8条に規定する認定認証事業者が作成したものに限る。))をいう。)と併せて、これを所定の期間内に電子調達システムに送信しなければならない。ただし、入札者の使用に係る電子計算機の障害又は

(1)及び(2) 略

2 から 5 まで 略

第 7 節 略

第 8 節 略

(入札の方法)

第129条 略

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件の場合にあつては、一般競争入札の入札者は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書(同法第8条に規定する認定認証事業者が作成したものに限る。))をいう。)と併せて、これを所定の期間内に電子調達システムに送信しなければならない。ただし、入札者の使用に係る電子計算機の障害又は電子署名に係るICカードの破損等により電子調達システムに送信することができない場合であつて、市長の承諾を得たときは、電子調達システムの送信によらずに前項の規定に

電子署名に係る I C カードの破損等により電子調達システムに送信することができない場合であつて、市長の承諾を得たときは、電子調達システムの送信によらずに前項の規定に基づき入札書の提出をすることができる。

3 及び 4 略

(郵便貯金銀行からの振替による収納)

第176条の2 次に掲げる収入金については、郵便貯金銀行における自動払込み及び窓口納付による振替(次項において単に「振替」という。)の方法により納付することができる。ただし、第2号、第3号、第11号、第12号、第15号、第16号及び第17号に掲げる収納金の振替収納にあつては窓口納付による方法により、第13号及び第14号に掲げる収納金の振替収納にあつては自動払込みによる方法により納付するものとする。

(1)から(14)まで 略

(15) 生活保護費返還金

(16) 屋外広告物許可手数料

(17) 企業版ふるさと納税

(18) 前各号に掲げるもののほか、

市長が別に定める歳入

2 から 4 まで 略

(小切手支払未済資金の歳入組入

基づき入札書の提出をすることができる。

3 及び 4 略

(郵便貯金銀行からの振替による収納)

第176条の2 次に掲げる収入金については、郵便貯金銀行における自動払込み及び窓口納付による振替(次項において単に「振替」という。)の方法により納付することができる。ただし、第2号、第3号、第11号 **及び**第12号に掲げる収納金の振替収納にあつては窓口納付による方法により、**第9号、**第13号及び第14号に掲げる収納金の振替収納にあつては自動払込みによる方法により納付するものとする。

(1)から(14)まで 略

2 から 4 まで 略

(小切手支払未済資金の歳入組入

れ)

第195条 総括店は、前条第1項の規定により繰り越した資金のうち、施行令 **第165条の5第2項** の規定により歳入に組み入れるべきものがあるときは、小切手支払未済資金歳入組入調書（第105号様式）により、小切手の振出日付から1年を経過した日の属する月の翌月10日までに会計管理者に通知しなければならない。

（隔地払資金の歳入納付）

第196条 総括店は、第85条第1項の規定により交付を受けた資金のうち、施行令 **第165条の5第3項** の規定により歳入に納付すべきものがあるときは、現金払込書により直ちに歳入に納付するとともに、隔地払金未払調書（第106号様式）を作成して会計管理者に送付しなければならない。

第299条 略

第5節 借受不動産

第301条 略

第11章 雑則

（公金事務の委託に関する協議等）

第301条の2 公金事務（法第243条の

2第1項に規定する公金事務をいう。以下同じ。） **に関し同項に規定する指定又は同項の規定による委託をしようとするときは、公金事務の**

れ)

第195条 総括店は、前条第1項の規定により繰り越した資金のうち、施行令 **第165条の6第2項** の規定により歳入に組み入れるべきものがあるときは、小切手支払未済資金歳入組入調書（第105号様式）により、小切手の振出日付から1年を経過した日の属する月の翌月10日までに会計管理者に通知しなければならない。

（隔地払資金の歳入納付）

第196条 総括店は、第85条第1項の規定により交付を受けた資金のうち、施行令 **第165条の6第3項** の規定により歳入に納付すべきものがあるときは、現金払込書により直ちに歳入に納付するとともに、隔地払金未払調書（第106号様式）を作成して会計管理者に送付しなければならない。

第299条 略

第11章 借受不動産、検査、賠償責任等

第301条 略

うち公金の徴収又は収納に関する事務にあつては歳入徴収者が、公金の支出に関する事務にあつては各部長が、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

2 市長は、法第243条の2第2項若しくは第4項又は法第243条の2の3第2項の規定による告示をしたときは、速やかに市広報等をもつて公表しなければならない。

(収納の委託が可能な歳入等)

第301条の3 法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当するものとして市長が定めるものは、施行規則第12条の2の20に規定するもの以外の歳入及び歳入歳出外現金とする。

(委託した徴収又は収納に関する事務の処理方法)

第301条の4 歳入徴収者は、公金事務の委託に係る徴収金又は収納金があるとき、又は発生したときは、委託徴収(収納)通知書(第183号様式の2)により指定公金事務取扱者に通知するとともに、現金取扱簿、税外収入整理簿、納入通知書又は現金払込書その他必要な帳票の用紙を交付しなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、委託徴収(収納)通知書に基づき公金を収納したときは、納入義務者に領収書を

交付し、現金払込書に現金及びその
収納に係る領収済通知書を添えて、
速やかに指定金融機関等に払い込ま
なければならない。

3 指定公金事務取扱者は、次に掲げ
る帳簿を備え、委託に係る収納金の
受払いを記載しなければならない。

(1) 現金取扱簿

(2) 徴収（収納）委託内訳簿

4 前3項に規定する帳票、帳簿等（第
2項に規定する領収書を除く。以下
この項において「帳票等」という。）
は、当該帳票等に記載すべき事項を
記録した電磁的記録をもつて、当該
帳票等に代えることができる。

5 指定公金事務取扱者が公金の収納
に当たつて使用する印鑑の寸法及び
ひな型は、第183号様式の3に定める
ところによる。ただし、市長が認め
たときは、この限りでない。

（指定公金事務取扱者の身分証明
書）

第301条の5 歳入徴収者は、指定公金
事務取扱者に対し、指定公金事務取
扱者身分証明書（第183号様式の4）
を交付しなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、その受託
に係る事務を執行するときは、前項
の規定により交付された指定公金事
務取扱者身分証明書を携帯し、関係

者から請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、指定公金事務取扱者でなくなつたときは、第1項の規定により交付された指定公金事務取扱者身分証明書を返付しなければならない。

(適用除外)

第301条の6 指定公金事務取扱者に

公金の徴収又は収納の事務を委託する場合において、市長が認めたときは、前条の規定を適用しないことができる。この場合において、当該事務に関し必要な事項は、契約書で定める。

(委託した支出に関する事務の処理方法)

第301条の7 予算執行者は、委託して

支出をさせる経費があるときは、指定公金事務取扱者ごとに公金委託支払通知書(第183号様式の5)を作成し、これを支出命令に添付して会計管理者に回付しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による支出命令を受けたときは、指定公金事務取扱者ごとに小切手を振り出し、公金委託支払通知書を添えて指定公金事務取扱者に送付しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、前項の規

定による公金委託支払通知書に基づき公金の委託支払をしたときは、速やかに公金委託支払報告書（第183号様式の6）を作成し、会計管理者に提出しなければならない。

4 会計管理者は、前項の規定による公金委託支払報告書を受けたときは、直ちにその支出の状況を当該所掌に係る予算執行者に通知しなければならない。

（検査）

第302条 市長又は会計管理者は、財務事務の適正を期するため、検査員を指定して次に掲げる者の所管する事務について検査を行うものとする。

(1)から(4)まで 略

(5) 指定公金事務取扱者

（職員の指定）

第306条 法**第243条の2の8第1項後段に規定する**事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)から(3)まで 略

（事故の報告）

第307条 略

2 各部長は、前項の規定による届出があつたとき若しくは自ら前項に規定する事実を発見したとき又は法**第243条の2の8第1項後段**に規定する職員が法令の規定に違反して行為

（検査）

第302条 市長又は会計管理者は、財務事務の適正を期するため、検査員を指定して次に掲げる者の所管する事務について検査を行うものとする。

(1)から(4)まで 略

（職員の指定）

第306条 法**第243条の2の2第1項後段の規定による**事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)から(3)まで 略

（事故の報告）

第307条 略

2 各部長は、前項の規定による届出があつたとき若しくは自ら前項に規定する事実を発見したとき又は法**第243条の2の2第1項後段**に規定する職員が法令の規定に違反して行為

をしたこと若しくは怠つたことにより市に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書（第187号様式）を付して現金又は有価証券にあつては財政担当部長に、物品又は占有動産にあつては財産担当部長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

（賠償命令）

第308条 市長は、法**第243条の2の8**

第3項の規定による監査委員の賠償額の決定があつたときは、当該決定のあつた日から30日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払の期限を定め文書をもつて賠償を命ずるものとする。

付録別表（第315条関係）

様式番号	様式名	主な条文
1の項から41の項まで略	略	略
41	収入金内訳表	第50条第1項

をしたこと若しくは怠つたことにより市に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書（第187号様式）を付して現金又は有価証券にあつては財政担当部長に、物品又は占有動産にあつては財産担当部長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

（賠償命令）

第308条 市長は、法**第243条の2の2**

第3項の規定による監査委員の賠償額の決定があつたときは、当該決定のあつた日から30日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払の期限を定め文書をもつて賠償を命ずるものとする。

第12章 雑則

付録別表（第315条関係）

様式番号	様式名	主な条文
1の項から41の項まで略	略	略
41	収入金内訳表	第50条第1項

42	現金出納簿	第 50 条 第 1 項 第 111 条 第 1 項
43	削除	
44	削除	
45の 項か ら64 の項 まで 略	略	略
65	削除	
66	削除	
67の 項か ら 183 の項 まで 略	略	略

41-2	現金出納簿	第 50 条 第 1 項 第 111 条 第 1 項
42	委託徴収（収納）通 知書	第 52 条
43	収入事務受託者の 印	第 52 条 第 4 項
44	収入事務受託者身 分証明書	第 53 条
45の 項か ら64 の項 まで 略	略	略
65	公金委託支払通知 書	第 92 条 第 1 項
66	公金委託支払報告 書	第 92 条 第 3 項
67の 項か ら 183 の項 まで 略	略	略

183 - 2	委託徴収（収納）通知書	第301条 の4第 1項 同条第 2項				
183 - 3	指定公金事務取扱者の印	第301条 の4第 5項				
183 - 4	指定公金事務取扱者身分証明書	第301条 の5				
183 - 5	公金委託支払通知書	第301条 の7第 1項 同条第 2項 同条第 3項				
183 - 6	公金委託支払報告書	第301条 の7第 3項 同条第 4項				
184 の項 から 190 の項 まで 略	略	略		184 の項 から 190 の項 まで 略	略	略

--	--

第 4 1 号様式の 2 を削る。

第 4 2 号様式から第 4 4 号様式までを次のように改める。

第 4 3 号様式及び第 4 4 号様式 削除

第 6 5 号様式及び第 6 6 号様式を次のように改める。

第 6 5 号様式及び第 6 6 号様式 削除

第 1 8 3 号様式の次に次の 5 様式を加える。

第187号様式中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の我孫子市財務規則第301条の2第1項の規定による協議は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

我孫子市税条例の一部を改正する条例

我孫子市税条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定 <u>により</u> 市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>3 第1項の規定 <u>により</u> 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 <u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定 <u>によつて</u> 市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>3 第1項の規定 <u>によつて</u> 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 <u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p>
<p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定 <u>により</u> 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し</p>	<p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定 <u>によつて</u> 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付</p>

て、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)から(5)まで 略

- 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 略

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が

して、市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで 略

- 3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

- 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

- 3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由

消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

（令和 6 年能登半島地震災害に係る
雑損控除額等の特例）

第 3 条 所得割の納税義務者の選択に 第 3 条 削除

より、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に

が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第4条の7 令和6年度分の個人の市

民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第4条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第2条の3第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第4条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び附則第4条の4の規定の適用については、第34条の7第2項及び附則第4条の4中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第4条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に

おける前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第4条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通

徴収の個人の住民税に係る特別
税額控除額」という。)がその
者の特別税額控除前の普通徴収
に係る個人の住民税の額を4で
除して得た金額(当該金額に
1,000円未満の端数があるとき、
又は当該金額の全額が1,000円未
満であるときは、その端数金額
又はその全額を切り捨てた金
額。以下この項において「分割
金額」という。)に3を乗じて
得た金額をその者の特別税額控
除前の普通徴収に係る個人の住
民税の額から控除した残額に相
当する金額(以下この項におい
て「第1期分金額」という。)
に満たない場合には、当該納税
通知書に記載すべき各納期の納
付額は、第40条第1項に規定す
る第1期の納期(以下この項、
次項及び次条第1項において
「第1期納期」という。)にお
いてはその者の第1期分金額か
らその者の普通徴収の個人の住
民税に係る特別税額控除額を控
除した額とし、その他のそれぞ
れの納期においてはその者の分
割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者
の普通徴収の個人の住民税に係

る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金

額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2. 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収さ

れることとなつたものを除く。)を
同項の規定により普通徴収の方法に
よつて徴収する場合については、前
項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る
所得に係る個人の市民税に関する特
例)

第4条の9 令和6年度分の個人の市
民税に限り、第47条の2第1項の規
定により特別徴収の方法によつて徴
収すべき公的年金等に係る所得に係
る個人の市民税(第3項において
「年金所得に係る特別徴収の個人の
市民税」という。)の額及び同条第
2項の規定により普通徴収の方法に
よつて徴収すべき公的年金等に係る
所得に係る個人の市民税の額につい
ては、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者
の特別税額控除前の年金所得に
係る個人の市民税の額(附則第
4条の7第1項の規定の適用が
ないものとした場合に算出され
る第47条の2第1項に規定する
前年中の公的年金等に係る所得
に係る所得割額及び均等割額
(これと併せて賦課徴収を行う
森林環境税額を含む。以下この
号及び第5号において同じ。)
の合算額(以下この号及び第5

号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除

した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるとき

は、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日まで

の間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者

の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2

期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者

の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの

間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間

における税額はないものとし、
同年2月1日から3月31日まで
の間においてはその者の第47条
の5第2項の規定により読み替
えられた第47条の2第1項に規
定する年金所得に係る特別徴収
税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合にお
ける第47条の4の規定の適用につい
ては、同条第2項中「年金所得に係
る特別徴収税額を当該年度の初日の
属する年の10月1日から翌年の3月
31日までの間における当該特別徴収
対象年金所得者に係る特別徴収対象
年金給付の支払の回数で除して得た
額」とあるのは、「附則第4条の9
第3項各号に規定する特別徴収の方
法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につ
き第47条の6第1項の規定の適用が
ある場合については、前各項の規定
は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特
別税額控除）

第4条の10 令和7年度分の個人の市
民税に限り、法附則第5条の12第3
項及び第4項に規定するところによ
り控除すべき市民税に係る令和7年
度分特別税額控除額を、同条第3項
に規定する特別税額控除対象納税義

務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第2条の3第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第4条の4及び附則第4条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第5条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び**附則第4条の4**の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、**附則第4条の7第1項及び前条**の規定の適用については、**第34条の9第1項**中「前3条」**とあるのは**「前3条並びに附

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第5条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び**前条**の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、**同項**中「前3条」**とあるのは、**「前3条並びに附則第5条第2項」とする。

則第5条第2項」と、附則第4条の7第1項中「及び前条」とあるのは「前条及び附則第5条第2項」と、前条中「及び附則第4条の6」とあるのは「附則第4条の6及び次条第2項」とする。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、市民税の所得割の納税義務者が法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 略

2から7まで 略

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、7分の6とする。

9 法附則第15条第25項第3号イに規

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、市民税の所得割の納税義務者が法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 略

2から7まで 略

8 法附則第15条第25項第2号イに規

定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 略

16 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。

定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 略

15 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。

21 略

22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項

又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高

20 略

21 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高

齡者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(7)まで 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第10項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第11項各号に掲げる**書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

齡者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第8項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(7)まで 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第10項各号に規定する**書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第12項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第17項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第11項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第16項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則

附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則**附則第7条第18項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 略

（土地に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第8条 次条から附則第11条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(7)まで 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地法**附則第19条の3第4項**

（**令和7年度又は令和8年度**における土地の価格の特例）

第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値

附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則**附則第7条第17項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

（土地に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第8条 次条から附則第11条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(7)まで 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地法**附則第19条の3第5項**

（**令和4年度又は令和5年度**における土地の価格の特例）

第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値

を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和7年度分又は令和8年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する**令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地**であつて、**令和8年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の特例）

第9条 宅地等に係る**令和6年度から**

を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和4年度分又は令和5年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する**令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地**であつて、**令和5年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の特例）

第9条 宅地等に係る**令和3年度から**

令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地

令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 **（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）**を乗じて得た額を加算した額 **（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）**（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地

等に係る **令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る **令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る

等に係る **令和 4 年度分及び令和 5 年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る **令和 4 年度分及び令和 5 年度分**の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分

当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産

の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産

税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条の3 **地方税法等の一部を改正**

する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定により、**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度

税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条の3 **地方税法等の一部を改正**

する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度

分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第10条の2 略

2及び3 略

分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第10条の2 略

2及び3 略

4 令和2年度分の固定資産税について我孫子市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第16号）による

改正前の我孫子市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第10条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第10条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第10条の3 市街化区域農地に係る 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得

第10条の3 市街化区域農地に係る 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得

た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る **令和6年度から令和8年度までの各年度分**の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

た額を加算した額（**令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額**）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る **令和4年度分及び令和5年度分**の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第11条 附則第9条、第10条、第10条の2又は第10条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第9条、第10条又は第10条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第10条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については、附則第10条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349

当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第11条 附則第9条、第10条、第10条の2又は第10条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第9条、第10条又は第10条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第10条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については、附則第10条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。) **又は第4項**に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349

条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和9年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和6年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第13条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第13条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第13条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第13条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2から4まで 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

2から4まで 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

する。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の2条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(特例適用利子等及び特例適用配当

等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 附則第4条の7及び附則第4条の10の規定の適用については、附則第4条の7第1項及び附則第4条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 略</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>6 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の我孫子市税

条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

我孫子市税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和6年3月30日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	第51条	<p>市民税の減免</p> <p>現行では、市民税減免を受けようとする者は、減免事由を証明する書類を添付し申請書を市長に提出しなければならないが、第51条第1号各号のいずれか（生活保護法の規定による保護を受ける者等）に該当することが明らかであり、市民税を減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するもの。</p>	令和6年4月1日
2	第71条	<p>固定資産税の減免</p> <p>現行では、固定資産税減免を受けようとする者は、減免事由を証明する書類を添付し申請書を市長に提出しなければならないが、第71条第1号各号のいずれか（貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の固定資産等）に該当することが明らかであり、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するもの。</p>	令和6年4月1日
3	第131条の3	<p>特別土地保有税の減免</p> <p>現行では、特別土地保有税減免を受けようとする者は、減免事由を証明する書類を添付し申請書を市長に提出しなければならないが、第131条の3第1号各号のいずれか（公益のために直接専用する土地等）に該当することが明らかであり、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するもの。</p>	令和6年4月1日
4	附則第3条	<p>令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例</p> <p>令和6年1月に発生した能登半島地震の災害で、住宅や家財等の資産について損失が生じたとき、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を講ずるもの。</p> <p>（現行法では、令和7年度分の個人住民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うこととなる。）</p>	令和6年4月1日
5	附則第4条の7	<p>令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除</p> <p>令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税に関しては3万円の減税（所得税と個人住民税合わせると計4万円の定額減税） ・納税者の合計所得額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下限定。 ・令和6年6月から実施だが、市町村や特別徴収義務者の事務負担等を考慮し、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。 ・個人住民税の減税実施方法 	令和6年4月1日

		<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者・・・令和6年6月支給時には特別徴収は行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税額の額の11分の1の額を、令和6年7月から令和7年5月まで11か月で均して徴収する。 ・公的年金等受給者・・・令和6年10月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等の特別徴収額から特別控除の額を控除する。 ・事業所得者等・・・令和6年分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除額を控除する。(第1期分から控除しきれなかった額は第2期分以後から順次控除) ・定額減税による減収額については、全額国費で補填。 ・ふるさと納税の特例控除上限額(所得割額の2割)等について、定額減税「前」の所得割額とするため、ふるさと納税には影響しない。 	
6	附則第4条の8	令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例 番号1(附則第4条の7)参照	令和6年4月1日
7	附則第4条の9	令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例 番号1(附則第4条の7)参照	令和6年4月1日
8	附則第4条の10	令和7年度分の個人の市民税の特例税額控除 番号1(附則第4条の7)参照	令和6年4月1日
9	附則第5条	肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例 ① 条例の条ズレに伴う改正 ② 特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後のものとなるよう読み替え規定を追加	令和6年4月1日
10	附則第6条	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例 地方税法附則第4条の4に「令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定」が追加されたことに伴う項ズレの反映	令和6年4月1日
11	附則第7条の2	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合 ① 地方税法附則第15条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備する	令和6年4月1日

② 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、対象設備（※）を追加した上で、2年間延長（原則：令和6年4月1日施行 ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等を省令で規定予定）

・太陽光発電設備に係る見直し

〈現行制度〉

ソーラーカーポート補助金の対象となる一定の太陽光発電設備



〈見直し後〉

① ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備

② 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備

【特例率】最初の3年分、価格に以下の割合を乗じて得た額

◇出力1,000kw以上の設備…3/4を参酌して7/12以上11/12
以下の範囲内で市町村の条例で定める割合

◇出力1,000kw未満の設備…2/3を参酌して1/2以上5/6の範囲
内で市町村の条例で定める割合

・特例率について

我孫子市には、該当施設がないため、参酌割合を適用予定。

（該当施設がないことは、手賀沼課に確認済）

※ペロブスカイト太陽電池・・・ペロブスカイト太陽電池は、ペロブスカイト結晶を用いた令和7年に実用化をめざしている新しい形の太陽電池。従来のシリコン太陽電池と比べ①価格が安い②レアメタルが不要③フレキシブルな形状にすることができる等のメリットが挙げられる。一方でデメリットとして①変換効率がシリコン太陽電池より低い②酸素や水分等の外的要因に影響されやすい点が挙げられる。令和7年の実用化に向け日本企業では東芝やリコー、JAXA等が研究開発に取り組んでいる。

		<p>③「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税の特例措置。 ・滞在快適性等向上区域（ウォークブル区域）において、市町村による公共施設の整備等と一体的に民間事業者等（土地所有者等）が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に特例措置を講じる。 ・民地のオープンスペース化に係る課税の特例 オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産の課税標準を5年間1/2に軽減（1/2を参酌して1/3以上2/3の範囲） ・建物低層部のオープン化に係る課税の特例 低層部の階をオープン化した家屋について、不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分の課税標準を5年間1/2に軽減（1/2を参酌して1/3以上2/3の範囲） <p>我孫子市は、滞在快適性等向上区域（ウォークブル区域）を設定していないため、参酌割合を適用予定。（該当区域がないことは、都市計画課に確認済）</p> <p>④特定バイオマス発電設備のわがまち特例の割合を定める規定の新設 (バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。)</p> <p>【特例率】 最初の3年分、価格に以下の割合を乗じて得た額 ◇出力1万kw以上2万kw未満の設備…6/7を参酌して11/14以上13/14以下の範囲内で市町村の条例で定める割合</p>	
12	附則第7条の3	<p>新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</p> <p>① 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から、市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする措置の新設。</p> <p>② 新築住宅に係る固定資産税の減額特例（一般住宅・長期優良住宅分）の延長。</p>	令和6年4月1日

		<p>現行 令和6年3月31日までの間に新築された住宅について適用 ⇓ 改正後 令和8年3月31日までの間に新築された住宅について適用</p> <p>減額特例の内容 【一般住宅分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の種別</th> <th>軽減期間</th> <th>軽減割合</th> <th>対象床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般の住宅（下記以外）</td> <td>3年度分</td> <td rowspan="2">1/2</td> <td rowspan="2">居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）</td> </tr> <tr> <td>・3階建て以上で耐火構造の住宅</td> <td>5年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【認定長期優良住宅分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の種別</th> <th>軽減期間</th> <th>軽減割合</th> <th>対象床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・一般の長期優良住宅（下記以外）</td> <td>5年度分</td> <td rowspan="2">1/2</td> <td rowspan="2">居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）</td> </tr> <tr> <td>・3階建て以上で耐火構造の長期優良住宅</td> <td>7年度分</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積	・一般の住宅（下記以外）	3年度分	1/2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）	・3階建て以上で耐火構造の住宅	5年度分	住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積	・一般の長期優良住宅（下記以外）	5年度分	1/2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）	・3階建て以上で耐火構造の長期優良住宅	7年度分	
住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積																				
・一般の住宅（下記以外）	3年度分	1/2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）																				
・3階建て以上で耐火構造の住宅	5年度分																						
住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積																				
・一般の長期優良住宅（下記以外）	5年度分	1/2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）																				
・3階建て以上で耐火構造の長期優良住宅	7年度分																						
1 3	附則第8条	<p>土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</p> <p>土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、現行の負担調整措置、条例減額制度、下落修正措置が、令和8年度まで適用期限が延長される措置</p>	令和6年4月1日																				
1 4	附則第8条の2	<p>令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例</p> <p>特例の適用期限を2年間延長し、令和7年度又は令和8年度とする。</p>	令和6年4月1日																				
1 5	附則第9条	<p>宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</p> <p>特例の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。</p>	令和6年4月1日																				
1 6	附則第9条の3	<p>用地変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</p> <p>特例の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。</p>	令和6年4月1日																				
1 7	附則第10条	<p>農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</p> <p>特例の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。</p>	令和6年4月1日																				

18	附則第10条の2	市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例 新型コロナウイルス感染症に係る土地の評価額の特例措置を削除する。	令和6年4月1日
19	附則第10条の3	市街化区域農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の特例 固定資産税の額の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。	令和6年4月1日
20	附則第11条	免税点の適用に関する特例 新型コロナウイルス感染症に係る土地の評価額の特例措置を削除する。	令和6年4月1日
21	附則第12条	特別土地保有税の課税の特例 特例の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。	令和6年4月1日
22	附則第13条の3	上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例 特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加	令和6年4月1日
23	附則第13条の4	土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例 特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加	令和6年4月1日
24	附則第14条	長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例 特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加	令和6年4月1日
25	附則第15条	短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例 特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加	令和6年4月1日
26	附則第15条の2	一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例 特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加	令和6年4月1日
27	附則第16条	先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例 特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加	令和6年4月1日

28	附則第16条の2	<p>特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	令和6年4月1日
29	附則第16条の3	<p>条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>特別税額控除の対象とする「所得割の額」について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加</p>	令和6年4月1日

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例

我孫子市都市計画税条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合）</p> <p>3 法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合）</p> <p>4 法 <u>附則第15条第37項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合）</p> <p>5 法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（法 <u>附則第15条第42項</u> の条例で定める割合）</p> <p>6 法 <u>附則第15条第42項</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合）</p> <p>3 法 <u>附則第15条第32項</u> の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（法 <u>附則第15条第33項</u> の条例で定める割合）</p> <p>4 法 <u>附則第15条第33項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合）</p> <p>5 法 <u>附則第15条第38項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法 <u>附則第15条第43項</u> の条例で定める割合）</p> <p>6 法 <u>附則第15条第43項</u> の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 略</p>

(宅地等に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

(宅地等に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5**(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)**を乗じて得た額を加算した額**(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)**(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る **令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分**の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る **令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分**の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定

（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る **令和 4 年度分及び令和 5 年度分**の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る **令和 4 年度分及び令和 5 年度分**の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税に

資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

ついで法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する **令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の特例）

13 農地に係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する **令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の特例）

13 農地に係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除

く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

14 略

15 市街化区域農地に係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第10条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の

く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。**以下この項において同じ。**)

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 **(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)**を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

14 略

15 市街化区域農地に係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第10条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の

3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る **令和6年度から令和8年度までの各年度分**の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地で

3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（**令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額**）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る **令和4年度分及び令和5年度分**の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるとき

あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

17 略

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則第9項**、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

17 略

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、**附則第8項、第9項**、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される

第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から**第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税の特例)

20 **地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項**の規定により、**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

法附則第18条第6項に規定するところによる。

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から**第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税の特例)

20 **地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項**の規定により、**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の我孫子市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例に関する資料（令和6年3月30日専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	附則第3項から 附則第6項まで	<p>① 地方税法附則第15条の改正に伴い項番号に変更が生じたため、条例附則に規定する項番号もそれに合わせて整備するもの。</p> <p>② 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する都市計画税の特例措置。 ・滞在快適性等向上区域（ウォークブル区域）において、市町村による公共施設の整備等と一体的に民間事業者等（土地所有者等）が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に特例措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民地のオープンスペース化に係る課税の特例 オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産の課税標準を5年間1/2に軽減（1/2を参酌して1/3以上2/3の範囲） ・ 建物低層部のオープン化に係る課税の特例 低層部の階をオープン化した家屋について、不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分の課税標準を5年間1/2に軽減（1/2を参酌して1/3以上2/3の範囲） <p>我孫子市は、滞在快適性等向上区域（ウォークブル区域）を設定していないため、参酌割合を適用予定。（該当区域がないことは、都市計画課に確認済）</p>	令和6年4月1日
2	附則第8項から 附則第12項まで	宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例特例の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。	令和6年4月1日
3	附則第13項から 16項	農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例特例の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。	令和6年4月1日
4	附則第18項及び 附則第19項	地方税法の改正により、引用項番号を改正する。	令和6年4月1日

5	附則第20項	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例 特例の適用期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までとする。	令和6年4月1日
---	--------	--	----------

我孫子市物価高騰対応生活支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価及びエネルギー価格の高騰による家計への影響が大きい住民税均等割課税世帯等及び低所得の子育て世帯を支援するため、本市が我孫子市物価高騰対応生活支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民税非課税者等 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により令和5年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより令和5年度の市町村民税の均等割が免除されている者をいう。
- (2) 住民税均等割のみ課税者 令和5年度の市町村民税の均等割が課されている者であって、市町村民税の所得割（地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないもの又は市町村の条例に定めるところにより令和5年度の市町村民税の所得割が免除されているものをいう。
- (3) 住民税非課税世帯等 住民税非課税者等のみで構成する世帯をいう。
- (4) 住民税均等割課税世帯等 住民税非課税者等及び住民税均等割のみ課税者で構成する世帯又は住民税均等割のみ課税者のみで構成する世帯をいう。
- (5) 児童 平成17年4月2日から第6条の市長が別に定める期間の末日までに出生した者をいう。

(給付対象者)

第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件に該当する者（他の市町村において給付金に相当するものの支給を受けることができる者を除く。）とする。

（1） 令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 基準日において本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民税非課税世帯等（児童が属する世帯に限る。以下同じ。）又は住民税均等割課税世帯等の世帯主であった者

イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）若しくは婦人保護施設の入所者の暴力被害について、当該入所者が属する世帯の親族（配偶者を除く。以下このイにおいて同じ。）が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者（避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。）であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者（これらの者がいずれも住民税非課税者等（児童を同伴する者に限る。以下同じ。）又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。）のうち、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの（（ア）において「申出者」という。）

（ア） 申出者の配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けていること。

（イ） 配偶者又は親族からの暴力に関し、婦人相談所から証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等

から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。

(ウ) 基準日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

(エ) その他(ア)から(ウ)までに掲げる要件に準ずると市長が認める状況にあること。

ウ 基準日において入所等をしている施設等が本市に所在する者であって、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のいずれかに該当するもの(住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。ただし、生計を同じくする2以上の父母、子又は兄弟姉妹が同一の施設等に入所等をする場合には、その代表者1人に限るものとする。)

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等(基準日において、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している者を含む。))をいう。(イ)及び(オ)において同じ。)

(保護者(同法第6条に規定する保護者をいう。(イ)において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて委託されている者を除く。)

(イ) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第37条

に規定する乳児院(以下この(イ)において「乳児院」という。)、同法第41条に規定する児童養護施設(以下この(イ)において「児童養護施設」という。)、同法第42条に規定する障害児入所施設(以下この(イ)において「障害児入所施設」という。)、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設(以下この(イ)において「児童心理治療施設」という。)若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下この(イ)において「児童自立支援施設」という。)に入所し、同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下この(イ)において「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条の2第1項の規定により児童養護施設若しくは児童自立支援施設に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所している者を除く。)

- (ウ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の規定により障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。以下この(ウ)において同じ。)に入所している者(2月以内の期間を定めて入所している者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属して

いる者に限る。以下この（ウ）において同じ。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により障害者支援施設若しくはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している者

- （エ） 生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （オ） 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて入居している者を除き、18歳以上の者にあつては、同法の規定又は「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき入居している者に限る。）
- （カ） 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者を除く。）

エ 本市が、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障

害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置（2月以内の期間を定めて行う措置を除く。）を行った者であつて、その入所等をする施設等が所在する市町村の住民基本台帳に記録されていないもの（住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。）

オ 基準日以後に死亡したアからウまでに掲げる者（給付金の支給を受けた者を除く。）と同一の世帯等に属する者であつて市長が適当と認めるもの

カ アからオまでに掲げる者に準ずると市長が認める者

(2) 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの又は基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、住民税非課税世帯等又は住民税均等割課税世帯等の世帯主に準ずる者であると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課されている者の扶養親族等（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第32条第3項に規定する青色事業専従者又は同条第4項に規定する事業専従者をいう。以下この項において同じ。）である者（令和5年1月1日から基準日までの間に離婚した者であつて、当該者の配偶者であった者の扶養親族等であるものを除く。）のみで構成する世帯等に属する者には、給付金を支給しない。ただし、前項第1号ウに該当する者である場合等、市長が認める場合にあつては、この限りでない。

（給付額）

第4条 市長は、給付金として、住民税均等割課税世帯等の給付対象者に10万円を、住民税非課税世帯等又は住民税均等割課税世帯等の給付対象者に、当該給付対象者の属する世帯に属する児童（当該給付対象者が児童の場合は、当該給付対象者を除く。）1人につき5万円をそれぞれ支給する。

（支給の方法）

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（申請の期限）

第6条 前条の規定による確認書等の提出は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

（代理による申請）

第7条 給付対象者に代わり、給付金の支給を受けることができる者（以下「代理人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 基準日において、給付対象者の属する世帯に属する者

（2） 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

（3） 親族その他の従前から給付対象者の身の回りの世話をしている者等であって市長が適当と認めるもの

2 前項第1号又は第3号に該当する代理人が確認書等を提出しようとするときは、当該代理人は、委任状（給付対象者が第5条の確認書の委任欄への記載を行うことを含む。）を添付の上、次に掲げる書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

（1） 代理人が当該代理人本人であることを示す公的身分証明書の写し等

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項第2号に該当する代理人が確認書等を提出しようとするときは、当該代理人は、前項各号に掲げる書類及びその代理権を確認できる書類を市長に提

出し、又は提示しなければならない。

(支給の決定等)

第8条 市長は、給付対象者又は代理人から確認書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、給付金を給付対象者の本人名義又は代理人名義の銀行口座へ振り込むことにより支給する。ただし、銀行口座を保有していない等、真にやむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、窓口等において支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長は、給付対象者（その代理人を含む。以下この条において同じ。）が第6条に規定する申請の期限までに第5条又は第7条第2項若しくは第3項の規定による確認書等の提出を行わなかったときは、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条第1項の規定による給付金の支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能その他給付対象者の責めに帰すべき事由により給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなるときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなし、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退した場合と同様に取り扱うものとする。

(不当利得の返還等)

第10条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し当該給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 給付金の支給を受けた後に給付対象者の要件を満たさないことが判明したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならな

い。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

我孫子市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）
支給事業実施要綱及び我孫子市物価高騰対応生活支援給付金支給事業
実施要綱の一部を改正する告示

（我孫子市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）支
給事業実施要綱の一部改正）

第1条 我孫子市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）
支給事業実施要綱（令和5年告示第279号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給付対象者）</p> <p>第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において給付金に相当するものの支給を受けることができる者を除く。）とする。</p> <p>(1) 基準日において、市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって次のアからカまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）若しくは女性自立支援施設の入所者の暴</p>	<p>（給付対象者）</p> <p>第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において給付金に相当するものの支給を受けることができる者を除く。）とする。</p> <p>(1) 基準日において、市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって次のアからカまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）若しくは婦人保護施設の入所者の暴力被害について、</p>

力被害について、当該入所者が属する世帯の親族（配偶者を除く。以下このイにおいて同じ。）が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者（避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。）であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者（これらの者がいずれも住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。）のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの（(ア)において「申出者」という。）

(ア) 略

(イ) 配偶者又は親族からの暴力に関し、**女性相談支援センター**から証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。

(ウ)及び(エ) 略

ウ 基準日において入所等をし

当該入所者が属する世帯の親族（配偶者を除く。以下このイにおいて同じ。）が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者（避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。）であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者（これらの者がいずれも住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。）のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの（(ア)において「申出者」という。）

(ア) 略

(イ) 配偶者又は親族からの暴力に関し、**婦人相談所**から証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。

(ウ)及び(エ) 略

ウ 基準日において入所等をし

ている施設等が本市に所在する者であって、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のいずれかに該当するもの（住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。ただし、生計を同じくする2以上の父母、子又は兄弟姉妹が同一の施設等に入所等をする場合には、その代表者1人に限るものとする。）

(ア)から(ウ)まで 略

(エ) 生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は**女性自立支援施設**に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(オ)及び(カ) 略

ている施設等が本市に所在する者であって、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のいずれかに該当するもの（住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。ただし、生計を同じくする2以上の父母、子又は兄弟姉妹が同一の施設等に入所等をする場合には、その代表者1人に限るものとする。）

(ア)から(ウ)まで 略

(エ) 生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は**売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設**に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(オ)及び(カ) 略

エからカまで 略	エからカまで 略
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略

(我孫子市物価高騰対応生活支援給付金支給事業実施要綱の一部改正)

第2条 我孫子市物価高騰対応生活支援給付金支給事業実施要綱(令和6年告示第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれかの要件に該当する者(他の市町村において給付金に相当するものの支給を受けることができる者を除く。)とする。</p> <p>(1) 令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において、市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって次のアからカまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、女性相談支援センター一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。)若しくは女性自立支援施設の入所者の暴力被害について、当該入所者が属する世帯の親族(配偶者を除</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれかの要件に該当する者(他の市町村において給付金に相当するものの支給を受けることができる者を除く。)とする。</p> <p>(1) 令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において、市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって次のアからカまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。)若しくは婦人保護施設の入所者の暴力被害について、当該入所者が属する世帯の親族(配偶者を除く。以下このイ</p>

く。以下このイにおいて同じ。)が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者(避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。)であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者(これらの者がいずれも住民税非課税者等(児童を同伴する者に限る。以下同じ。))又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。)のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの((ア)において「申出者」という。)

(ア) 略

(イ) 配偶者又は親族からの暴力に関し、**女性相談支援センター**から証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。

(ウ)及び(エ) 略

ウ 基準日において入所等をし

において同じ。)が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者(避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。)であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者(これらの者がいずれも住民税非課税者等(児童を同伴する者に限る。以下同じ。))又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。)のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの((ア)において「申出者」という。)

(ア) 略

(イ) 配偶者又は親族からの暴力に関し、**婦人相談所**から証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。

(ウ)及び(エ) 略

ウ 基準日において入所等をし

ている施設等が本市に所在する者であって、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のいずれかに該当するもの（住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。ただし、生計を同じくする2以上の父母、子又は兄弟姉妹が同一の施設等に入所等をする場合には、その代表者1人に限るものとする。）

(ア)から(ウ)まで 略

(エ) 生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は**女性自立支援施設**に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(オ)及び(カ) 略

ている施設等が本市に所在する者であって、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のいずれかに該当するもの（住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。ただし、生計を同じくする2以上の父母、子又は兄弟姉妹が同一の施設等に入所等をする場合には、その代表者1人に限るものとする。）

(ア)から(ウ)まで 略

(エ) 生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は**売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設**に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(オ)及び(カ) 略

エからカまで 略	エからカまで 略
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

我孫子市がん患者アピアランスケア購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん治療に伴う外見の変化を補完する医療用補整具等を購入したがん患者の心理的及び経済的な負担の軽減並びに生活の質の向上を図るため、我孫子市がん患者アピアランスケア購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がん治療 化学療法、放射線療法その他がんに対する医療行為をいう。
- (2) 医療用補整具等 次に掲げるものをいう。
 - ア ウィッグ（がん治療に伴う脱毛を補うために着用するかつら（皮膚を保護するために必要な装着用ネットを含む。）及び毛付き帽子をいう。）
 - イ 胸部補整具（がん治療に伴う乳房の切除を補整するための補整下着、乳房補整パッド等をいう。）
 - ウ エピテーゼ（がん治療に伴う外見の変化を補整するための人工の乳房、鼻、耳等をいう。）

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づき助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療用補整具等を購入した日から当該医療用補整具等に係る第7条の規定による助成金の請求をする日までの間において、継続して本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) がん治療に伴う外見の変化を補完するため、医療用補整具等を購入

していること。

- (3) 助成金の申請に係る医療用補整具等の購入に要した費用について、他の類似の制度の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、医療用補整具等の購入に要した費用の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は5万円（助成対象者が既にこの要綱による医療用補整具等の購入に係る助成を受けている場合は、5万円から既に助成を受けた額を控除して得た額）のいずれか少ない額とする。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、我孫子市がん患者アピアランスケア購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) がんの治療を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し
- (2) 医療用補整具等の購入に係る領収書及びその明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、医療用補整具等を購入した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、我孫子市がん患者アピアランスケア購入費助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、当該交付の決定の通知が届いた日から起算して30日以内に、我孫子市がん患者アピアランスケア購入費助成金請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

(交付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入した医療用補整具等の購入に要した費用に係る助成金について適用する。

我孫子市小児科診療所開業促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを育てることができる環境を整備し、もって地域における医療体制の構築を推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的として、市内に小児科を有する診療所を開設する者又は既に開設している診療所に新たに小児科を診療科目として追加する者に対して、予算の範囲内で我孫子市小児科診療所開業促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する医師免許を受けた者をいう。
- (2) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 小児科専門医 公益社団法人日本小児科学会又は一般社団法人日本専門医機構が認定する小児科専門医をいう。
- (4) 補助対象地区 別表第1に掲げる区域をいう。
- (5) 補助対象重点地区 別表第2に掲げる区域をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新たに開設する診療所又は既に開設している診療所に新たに小児科を診療科目として追加した場合の当該診療所（以下これらを「補助対象診療所」という。）に、初めて補助金の交付の申請をする日において55歳以下の小児科専門医が常駐していること。
- (2) 補助対象診療所の小児科の診療時間が小児科専門医により1週間当

たり30時間以上あること。

- (3) 第6条の規定による補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）に係る計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けた日の翌日から起算して1年以内に次条第1項各号に規定する事業を開始し、医療法第8条又は医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項の規定により千葉県知事に提出した開設届の開設年月日（以下「開設基準日」という。）から起算して10年以上継続して医業を行う見込みがあること。
- (4) 補助対象診療所に常駐する小児科専門医が一般社団法人我孫子医師会（以下「医師会」という。）に属し、又は属しようとしていること。
- (5) 本市又は医師会が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること。
- (6) 補助金の申請に係る次条第2項に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、他の類似の制度の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

（補助対象事業、補助対象経費等）

第4条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小児科診療所の新規開設事業 補助対象地区において新たに小児科を開設するために必要な診療所又は医療設備の整備を行う事業
- (2) 小児科診療科目の新設事業 補助対象地区において既に開設している診療所に新たに小児科を診療科目として追加するために必要な診療所又は医療設備の整備を行う事業

2 補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地の取得に要する経費
- (2) 建物の取得に要する経費
- (3) 建物の改修に要する経費
- (4) 土地・建物の賃貸借に要する経費
- (5) 医療機器の取得に要する経費
- (6) 小児科診療所運営に係る人件費に要する経費

3 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数

があるときは、これを切り捨てた額)と別表第3の補助対象事業及び対象地区の区分に応じ同表の補助金の上限額の欄に定める額とを比較して少ない方の額とする。

- 4 補助金は、第6条の規定による事業計画の認定を受けた者に対し、第8条第2項又は第3項に規定する補助対象経費の支出の期間ごとに交付の申請を受けて、その内容を審査の上、交付するか否かを決定するものとする。

(事業計画の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画について、補助対象事業に着手する予定の日の前日から起算して30日前(その日までに申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が指定する日)までに、我孫子市小児科診療所開業促進補助金事業計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて認定の申請をしなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書(法人が申し込む場合に限る。)
- (2) 補助対象診療所に常駐する医師が小児科専門医の資格を有していることが分かる書類及び履歴書
- (3) 補助対象診療所に常駐する小児科専門医が医師会に属していることが分かる書類
- (4) 補助対象診療所の敷地の平面図及び周辺の見取図
- (5) 補助対象診療所の建物の平面図
- (6) 補助対象経費に係る見積書その他の所要経費の金額が確認できる書類
- (7) 事業計画書(様式第2号)
- (8) 収支予算書(様式第3号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請をする者が同項に規定する申請書に同項第3号に掲げる書類を添付することができないことについて、合理的な理由があると認めるときは、申請の時点における当該書類の添付を省略させることができる。この場合において、当該申請をした者は、補助対象診療所に常駐する小児科専門医が医師会に属した後遅滞なく、当該書類を市長に提出しな

ければならない。

（事業計画の認定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、我孫子市小児科診療所開業促進補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定に際し、必要な条件を付することができる。

（認定された計画の変更）

第7条 前条の規定により事業計画の認定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業計画の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとするときは、速やかに我孫子市小児科診療所開業促進補助金事業計画（変更・中止・廃止）申請書（様式第5号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、我孫子市小児科診療所開業促進補助金事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の申請等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、我孫子市小児科診療所開業促進補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1） 収支決算書（様式第8号）

（2） 補助対象経費に係る支払を証する書類（契約書、領収書その他の支出証拠書類の写し）

（3） 補助対象診療所の外観写真（土地又は建物の取得に要する経費がある場合に限る。）

（4） 土地又は建物の登記簿謄本（土地又は建物の取得に要する経費がある場合に限る。）

（5） 医療法第8条又は医療法施行令第4条の2第1項の規定により千葉県知事に開設の届出をしたことが分かる書類（1回目の補助金の交付

の申請をする場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、次の表の右欄に掲げる補助対象経費の支出の期間の区分に応じ、当該補助対象経費の支出の期間の末日から30日以内（以下この項において「申請期限」という。）に行わなければならない。ただし、申請期限までに申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が指定する日までに行わなければならない。

申請回数	補助対象経費の支出の期間
1回目	開設基準日の前日まで
2回目	開設基準日から開設基準日の属する年度（以下「開設年度」という。）の翌年度の7月末日まで
3回目	開設年度の翌年度の8月1日からその翌年の7月末日まで
4回目	3回目の申請に係る補助対象経費の支出の期間の末日の翌日からその翌年の7月末日
5回目	4回目の申請に係る補助対象経費の支出の期間の末日の翌日からその翌年の7月末日

- 3 前項の規定にかかわらず、開設基準日が各年の4月1日の場合は、次の表の補助対象経費の支出の期間の末日（以下この項において「申請期限」という。）から30日以内に第1項の規定による申請を行わなければならない。ただし、申請期限までに申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、市長が指定する日までに行わなければならない。

申請回数	補助対象経費の支出の期間
1回目	開設基準日の前日まで
2回目	開設基準日から開設年度の7月末日まで
3回目	開設年度の8月1日からその翌年の7月末日まで
4回目	3回目の申請に係る補助対象経費の支出の期間の末日の翌日からその翌年の7月末日
5回目	4回目の申請に係る補助対象経費の支出の期間の末日の翌日からその翌年の7月末日

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、我孫子市小児科診療所開業促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求）

第9条 前条第4項の規定により交付の決定を受けた補助事業者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に我孫子市小児科診療所開業促進補助金交付請求書（様式第10号）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 第7条第2項の規定による事業計画の内容の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けずに事業計画の認定を受けた日から起算して1年を経過する日までに開業しないとき。
- （2） 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3） この要綱の規定又は第6条第2項の規定により付した条件若しくは第8条第4項の規定による交付決定の際に我孫子市補助金等交付規則第5条の規定により付した条件に違反したとき。
- （4） 正当な理由がなく、医業を継続しなかったとき。
- （5） 開設基準日の翌日から起算して10年（正当な理由により医業を休止した期間がある場合は、10年に当該休止した期間を加えた期間（以下「開業期間」という。））を経過する日までに、正当な理由がなく1年以上医業を休止し、又は補助対象診療所を廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、我孫子市小児科診療所開業促進補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又

は一部を我孫子市小児科診療所開業促進補助金返還命令書（様式第12号）により返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付決定者が前条第1項第4号又は第5号に該当することにより補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金の交付額に次の表の左欄に掲げる医業を行った年数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる返還率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付決定者に返還させるものとする。

医業を行った年数	返還率
開業期間のうち3年未満	10分の10
開業期間のうち3年以上5年未満	10分の7
開業期間のうち5年以上7年未満	10分の5
開業期間のうち7年以上10年未満	10分の3

（財産の管理）

- 第12条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産（以下この条において「取得財産」という。）を補助対象事業の完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、取得財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 3 市長は、交付決定者が前項の市長の承認を受けて取得財産を処分することにより交付決定者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（関係書類の保管）

- 第13条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業の完了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

根戸 1丁目～7丁目	台田	久寺家	久寺家1丁目	久寺家2丁目	つくし野	つくし野
我孫子	我孫子1丁目～4丁目	並木	根戸新田	船戸	我孫子新田	白山
本町	緑	寿	栄	若松	柴崎	柴崎台
青山	青山台	南青山	泉	天王台	東我孫子	高野山
高野山新田	下ヶ戸	岡	岡発戸	岡発戸新田		

別表第2（第2条関係）

我孫子1丁目	我孫子2丁目	我孫子4丁目	白山1丁目	白山2丁目
本町1丁目～3丁目	緑1丁目	天王台1丁目～4丁目	柴崎台1丁目	柴崎台2丁目
柴崎台4丁目				

別表第3（第4条関係）

補助対象事業	対象地区	補助金の上限額	
		1回目の交付	2回目から5回目までの交付
小児科診療所の新規開設事業	補助対象重点地区	1,500万円	1回につき100万円
	補助対象重点地区以外の補助対象地区	1,000万円	
小児科診療科目の新設事業	補助対象地区	500万円	

我孫子市妊婦等に対する初回産科受診料助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦等について、その経済的な負担の軽減を図り、当該妊婦等の状況を継続的に把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診に係る費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦等 妊娠判定の検査を受けた者又は妊娠の可能性のある者をいう。
- (2) 保険適用外 医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けることができず、診察及び検査に要する費用が全額自己負担となることをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(対象検査)

第3条 助成の対象となる検査（以下「対象検査」という。）は、国内の産科の医療機関において実施する妊娠の判定に要する診察、尿検査及び超音波検査（医師が必要と判断したものに限る。）とする。

(助成対象者)

第4条 この要綱に基づき助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、同一の対象検査に要する費用について既に他の地方公共団体から助成を受け

た者は、助成対象者としなない。

- (1) 市販の妊娠検査薬で陽性であることを確認していること。
- (2) 対象検査を受診する日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) この事業の適切な実施のために関係機関が相互に必要な情報を確認し、及び共有することについて同意すること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 当該年度分（対象検査を受診する日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）の市町村民税が非課税（全部免除された場合を含む。）である世帯に属する者
 - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
 - ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者
 - エ その他市長が必要と認める世帯に属する者

（助成額）

第5条 助成の額は、対象検査1回（1医療機関における1回の受診に限る。）につき保険適用外で当該対象検査に要した費用の額とし、10,000円を限度とする。

（助成の申請及び方法）

第6条 対象検査は、原則として、市と委託契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）において受けるものとする。

2 この要綱に基づく助成を受けようとする助成対象者（以下この条において「申請者」という。）は、対象検査を受ける前に我孫子市妊婦等に対する初回産科受診料助成申請書（様式第1号）に、申請者が第4条第4号に該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該書類について、当該申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認できる場合は、これを省略することができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、我孫子市妊婦等に対する初回産科受診料助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により助成の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）に我孫子市初回産科受診料助成受診券（様式第3号）を交付するものとする。
- 5 助成決定者は、対象検査を受ける際に、契約医療機関の窓口の前項の規定により交付された我孫子市初回産科受診料助成受診券を提出するものとする。
- 6 契約医療機関において助成決定者が対象検査を受けたときは、市長は、第5条の規定により算定した助成額に相当する額を当該契約医療機関に支払うものとする。

（契約医療機関以外で検査した場合等の助成金の交付申請等）

第7条 市長は、助成対象者が契約医療機関以外の医療機関で対象検査を受けた場合、又は前条の規定による申請をせずに契約医療機関で対象検査を受けた場合であって、当該助成対象者が当該対象検査に係る費用を負担したときは、当該助成対象者に対し、助成金を交付することができる。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、我孫子市妊婦等に対する初回産科受診料助成金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、当該申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認できる場合は、これを省略することができる。

- （1） 対象検査の受診日及び種類が確認できる書類
- （2） 対象検査の受診に要した費用の額が分かる領収書
- （3） 申請者が第4条第4号に該当することを証する書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、我孫子市妊婦等に対する初回産科受診料助成金交付決定（却下）通知書（様式第5号。次条において「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、交付決定通知書が届いた日から起算して30日以内に、我孫子市妊婦等に対する初回産科受診料助成金請求書（様式第6号）により、市長に請求しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、当該交付の決定を取り消し、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、妊婦等に対する初回の産科受診に係る費用の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受診した対象検査について適用する。

第4期 我孫子市障害者プラン

(我孫子市障害者計画  障害福祉計画)

令和6年度～令和8年度



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」(左)と
我孫子市マスコットキャラクター「手賀沼のうなぎちゃん」(右)



我孫子市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我孫子市障害者プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく障害福祉サービスの提供量の見込みやその確保のための方策等を定める「市町村障害福祉計画」を併せ持ちます。

現行の「第3期我孫子市障害者プラン」の計画期間が令和5年度までとなることから、障害者総合支援法に基づき、関連計画等との整合・調整を図りながら「第4期我孫子市障害者計画」と「第7期我孫子市障害福祉計画」を合わせる「第4期我孫子市障害者プラン」を策定するものです。

また、「第4期我孫子市障害者プラン」では、国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、福祉の動向を踏まえ策定し、千葉県「第8次千葉県障害者計画」と連携を図っていきます。

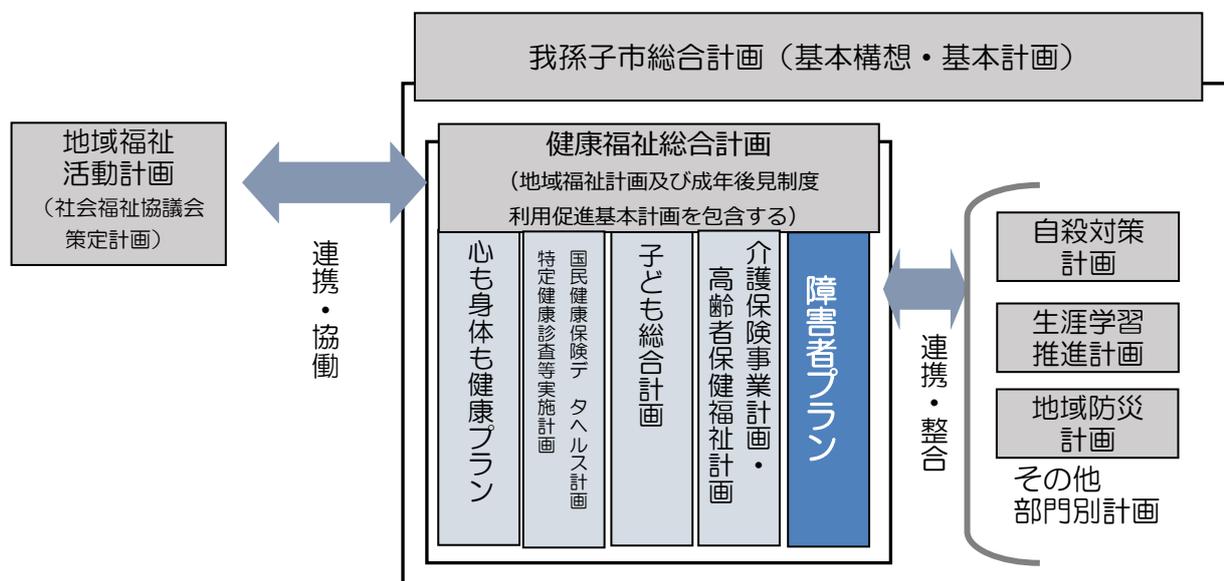
2 障害者福祉をめぐる動向

法改正等の動き

2011（平成23）年度	障害者基本法の改正
2012（平成24）年度	障害者虐待防止法の施行
2013（平成25）年度	障害者優先調達推進法の施行 障害者の権利に関する条約の批准
2016（平成28）年度	障害者差別解消法の施行 成年後見制度利用促進法の施行 障害者雇用促進法の改正 発達障害者支援法の改正 障害者総合支援法の改正 児童福祉法等の改正 （県）障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例改正
2018（平成30）年度	第4次障害者基本計画策定 第5期障害福祉計画策定・第1期障害児福祉計画策定 障害者総合支援法の改正 児童福祉法改正 （県）第6次千葉県障害者計画策定
2019（令和元）年度	障害者雇用促進法改正
2020（令和2）年度	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布
2021（令和3）年度	第6期障害福祉計画策定・第2期障害児福祉計画策定 （県）第7次千葉県障害者計画策定
2022（令和4）年度	障害者総合支援法改正 精神保健福祉法改正

3 計画の位置づけ

障害者プランは、本市の最高指針である「我孫子市第四次総合計画」と、健康福祉部の部門別計画である「我孫子市第6次健康福祉総合計画」の個別計画として位置づけられています。また、介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画、心も身体も健康プラン、子ども発達支援計画などの関連する計画と連携・整合を図りながら策定しました。



4 計画の期間

障害者総合支援法による基本指針において計画期間を3年とされていることから、本計画の計画年度は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画の期間中に社会情勢の変化や法律、制度の改正等により必要が生じた場合には見直しを行うこととします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者プラン ・ 障害者計画 ・ 障害福祉計画	第3期障害者計画 (令和3年度～令和5年度)			第4期障害者計画 (令和6年度～令和8年度)		
	第6期障害福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)		

「自分らしく」を応援するまち あびこ

基本理念の考え方

「自分らしく」は、“障害の有無にかかわらず、主体的に生きる”ことを表し、「応援する」とは、“本人の主体性を大切にし、意思決定を尊重するという支援のあり方”を表現しています。

計画の視点

「基本理念」の内容を実現するため、本計画の視点を次の3つとします。

1 障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援

障害のある方のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供していきます。また、障害のある方本人の意思を尊重し、自己決定や自ら選択できる生活を実現させるため、障害のある方の権利擁護を推進します。

2 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け計画的に推進を図ります。また、住み慣れた地域で暮らしていくために、地域住民に対する障害のある方への理解を促進し、共に支え合う誰にもやさしいまちづくりを目指します。

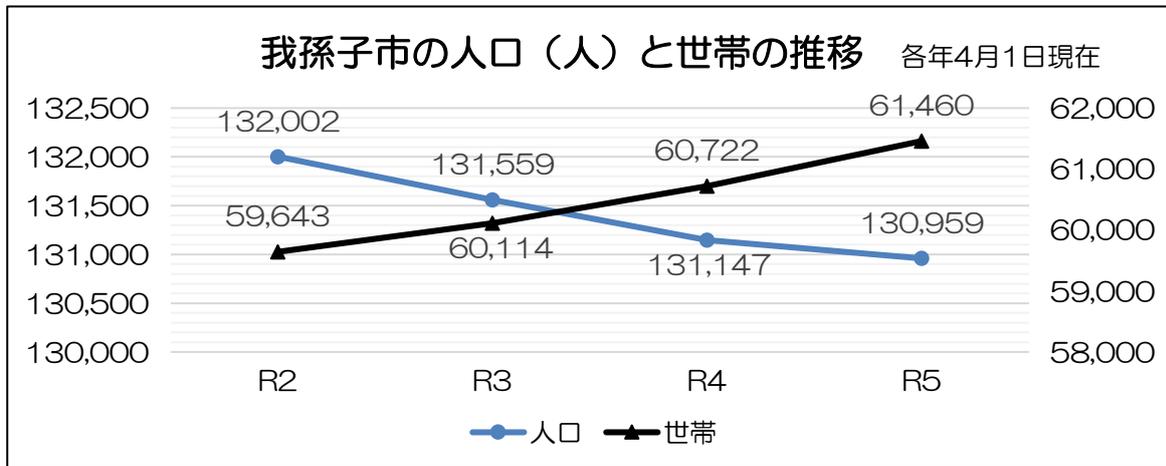
3 自分らしく生活できる地域づくりの推進

身近な場所でいつでも必要な情報提供と相談が受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。また、高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、身近な地域で自分らしく安心して生活できるようサービスの基盤整備を進めます。

第2章 障害のある方の現状と課題

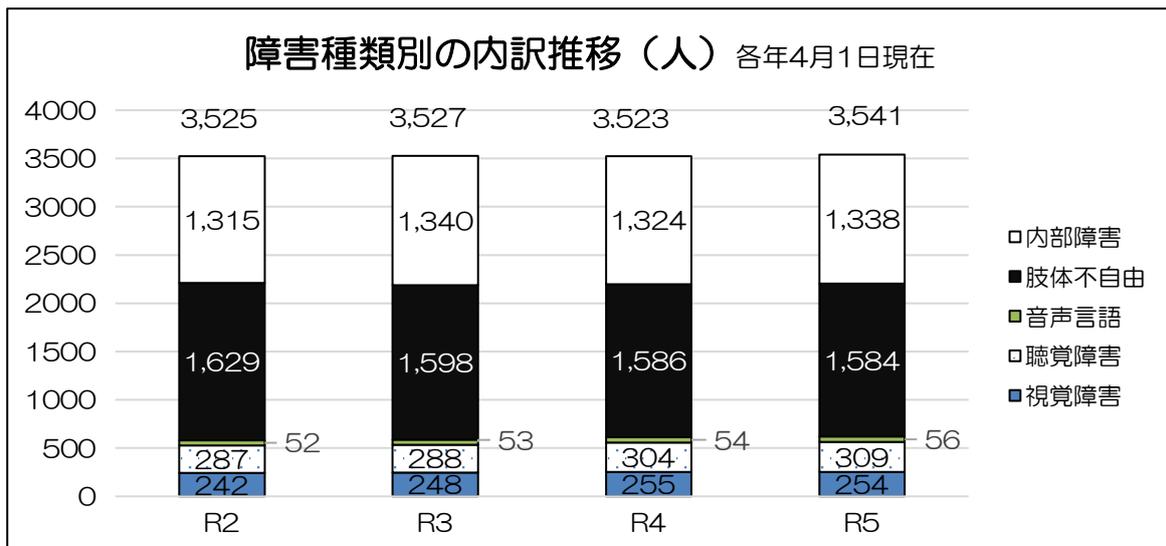
第1節 障害のある方の現状

1 市の人口

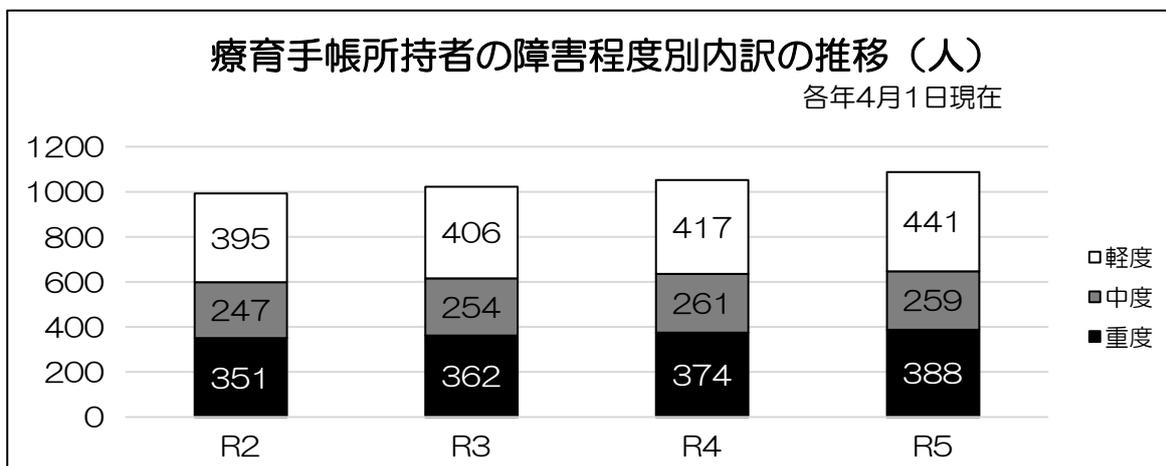


2 障害者数（障害者推計）

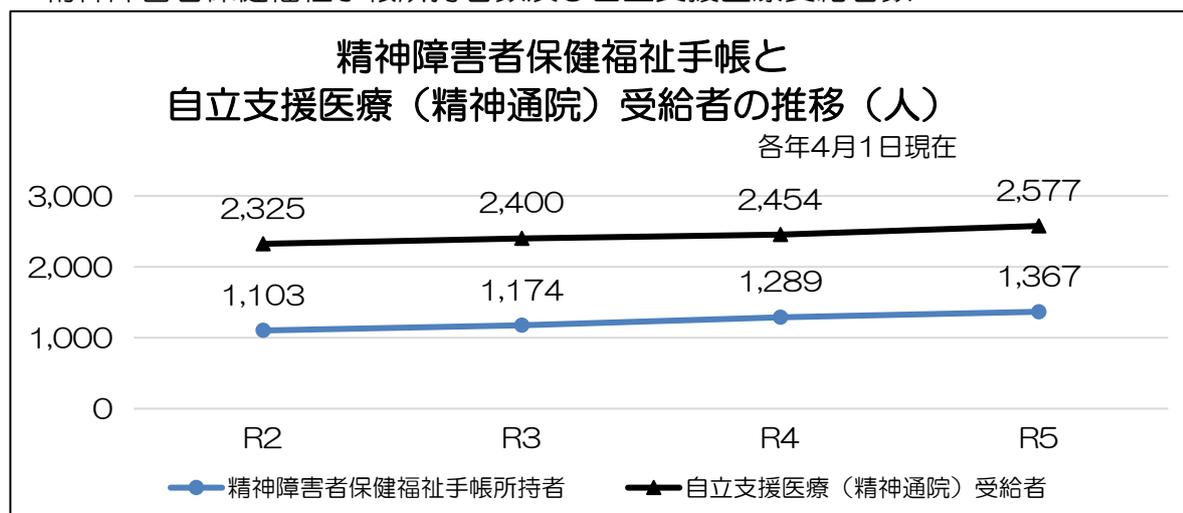
身体障害者手帳所持者数



療育手帳所持者数



精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数



第2節 障害のある方を取り巻く課題

1 アンケート及びヒアリングの実施状況

令和5年6月22日から7月7日までの期間、本計画に反映させることを目的に、我孫子市において、無作為抽出した障害者手帳を所持する方 1000 名と、障害福祉サービスおよび一部の地域生活支援事業のサービスを提供している事業所、また障害者団体へ郵送およびオンラインによるヒアリングを実施しました。

【回答状況】

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
市民	1,000	433	43.3%
障害福祉サービス事業所等	107	79	73.8%
障害者団体	10	10	100.0%

2 アンケート結果のまとめ

(ア) 現在と今後3年以内の生活について

○暮らし方

現在の暮らし方について手帳別にみたところ、身体障害のある方、精神障害のある方、知的障害のある方とも「自宅で家族と過ごしている」が最も多く、全体の約6割を占めていました。次に、身体障害のある方、精神障害のある方については「自宅でひとり暮らし」が多く、知的障害のある方については「障害者向けのグループホーム」が多いという結果になりました。

次に、今後3年をめどにした暮らし方については、身体障害のある方、精神障害のある方、知的障害のある方とも「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、全体の約5割を占めていました。次に、上記の項目以外の回答について手帳別にみると、知的障害のある方は「障害者向けのグループホームで暮らしたい」という回答が約23%、身体障害のある方は「自宅でひとり暮らしをしたい」という回答が約24%、精神障害の

ある方は「自宅でひとり暮らしをしたい」という回答が約24%という結果になりました。

知的障害のある方については障害者向けのグループホームの整備・充実が必要であり、身体障害のある方、精神障害のある方についてはひとり暮らしのための支援が必要だと考えられます。

○平日の日中の過ごし方

現在の平日の日中の過ごし方について手帳別にみたところ、身体障害のある方、精神障害のある方については「自宅で過ごしている」が最も多く、知的障害のある方については「生活介護・療養介護」が最も多いという結果になりました。次に、身体障害のある方、精神障害のある方については「企業等で働いている」が多く、知的障害のある方については「幼稚園や保育園・学校等に通っている」が多いという結果になりました。

今後3年をめどにした平日の日中の過ごし方については、身体障害のある方については「自宅で過ごしたい」、知的障害のある方については「生活介護・療養介護」、精神障害のある方については「企業等で働きたい」が最も多いという結果になりました。次に、身体障害のある方については「企業等で働きたい」、知的障害のある方については「幼稚園や保育園・学校等に通いたい」、精神障害のある方については「自宅で過ごしたい」が多いという結果になりました。

身体障害のある方、精神障害のある方については在宅での支援と一般就労に向けた支援、知的障害のある方については日中活動の場の確保が必要であると考えられ、いずれにおいても必要なときに適切な支援へとつなげるための相談ができる環境の整備が重要です。

(イ) 今後3年以内の障害福祉サービス等の利用状況について

今後3年以内に利用したい（利用し続けたい）障害福祉サービス等について、「計画相談支援」、「同行援護・行動援護・ガイドヘルパー」、「日中一時支援」という回答が多数ありました。これらのサービスについて、今後もニーズは増加していくと考えられるため、必要とする方に必要とするサービスを提供できるよう、サービス提供体制を充実させていく必要があります。

(ウ) 我孫子市の障害者支援の取り組みについて

「障害に対する理解の促進」、「地域の施設や事業所との連携」、「日中活動を安心して行える場所の充実」といった施策の満足度が高かった一方で、「わかりやすい情報提供」、「バリアフリーのまちづくり」、「防災・災害・緊急時の対策」といった施策の満足度は低い結果となりました。マルチメディアを用いた誰にでもわかりやすい情報提供に努めると共に、すべての市民にとって安心・安全に生活できる環境の整備を行う必要があります。

(エ) 病気や障害の発症予防、重度化予防について

病気や障害の発症予防、重度化予防のために必要なことについて、「相談したいときに相談できること」が最も多く、次に「病気や障害に対する周囲の理解や配慮があること」が多い結果となりました。相談したいときに必要な機関に相談できる体制の構築と周知、また、市民への障害に関する理解・啓発を行う必要があります。

3 事業所および団体ヒアリングの主なまとめ

(ア) 障害福祉サービス等について

現在提供している障害福祉サービスおよび今後提供を検討している障害福祉サービス等における利用者のニーズについて調査したところ、「増えている」、「変わらない」という回答が全体の9割以上でした。あらゆる障害福祉サービスの需要は増え続けています。なかでも「増えている」と回答のあった障害福祉サービス等は、「計画相談支援」に次いで「共同生活援助（グループホーム）」でした。障害福祉サービスの適切な利用のためにも、多様な相談に対応できる相談支援事業の充実が求められており、また、住まいの場については、市内に共同生活援助事業所（グループホーム）が増えてきたなかで、今後はその質の向上が必要であると考えられます。

(イ) サービスの提供体制にかかる課題について

利用者の支援状況等における課題および事業所運営における課題について、「障害特性や障害種別等によって、対応が困難な場合がある」、「人材育成が難しい」、「人材確保が難しい」という回答が多数ありました。また、市に希望する支援について、「スキルアップのための研修等の実施」、「人材確保のための支援や情報提供」という回答が全体の約4割を占めていました。あらゆる障害福祉サービスにおける支援の質の向上のため、施設従事者に対する研修や助言等の充実が求められます。また、人材確保の支援のため、集団実地指導における事業の適切な実施および働きやすい環境の整備に関する指導や、福祉の仕事の魅力を伝え、理解を広げるための広報にも努める必要があります。

(ウ) 他機関等との連携状況および地域生活支援拠点等について

他機関等との連携状況について、「相談支援事業所」や「家族等の保護者」とは連携が取れているという回答が多かった一方、「ボランティア・民生委員」や「医療機関」とは連携が取れていないという回答が多くありました。また、地域生活支援拠点等の機能について、「知っている」、「内容はよくわからないが、名前は知っている」という回答が全体の約6割を占めており、「よく知っている」という回答は全体の1割未満でした。地域生活支援拠点等の重要な機能の一つである地域の社会資源の連携体制の構築を強化し、併せて周知することで、地域一体となって推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方、及び第4章 基本計画

施策の体系及び重点施策については、国の基本的指針、アンケート結果、検証結果、令和4年度の制度改正等を踏まえ、自立支援協議会において取りまとめ、各施策及び重点施策について、計画的に推進していきます。

基本目標1 地域における理解・啓発

- 1 理解の促進
 - (1) ☆¹ 広報・啓発活動の充実
- 2 交流の場・機会づくり
 - (1) 交流の場の充実
 - (2) ボランティア活動への支援

重点施策☆1への具体的な取り組み
障害のある方が地域で暮らしていくために、障害についての正しい知識を広め、理解を深めるための普及・啓発活動を充実していきます。

重点施策☆2への具体的な取り組み
地域の相談支援における基幹としての役割を明確にし、相談支援事業所の後方支援を充実することや、自立支援協議会における個別事例の検討から、地域課題へのアプローチを行います。

重点施策☆3への具体的な取り組み
障害者まちかど相談室を含む相談支援事業所への定期的な巡回訪問を実施し、連携体制の強化を図るとともに、研修や勉強会などで全体のスキルアップを目指します。

基本目標2 相談支援と権利擁護体制の充実

- 1 相談支援体制の強化・充実
 - (1) ☆² 基幹相談支援センターの充実
 - (2) ☆³ 相談支援事業の強化・充実
 - (3) 精神保健福祉の充実
- 2 権利擁護の推進
 - (1) 虐待防止センターの運営
 - (2) ☆⁴ 成年後見制度の活用の促進
 - (3) 障害者差別解消法の啓発

重点施策☆4への具体的な取り組み
社会福祉課を中心とした利用促進検討委員会において、中核機関の整備に向けた協議を進めます。



基本目標 3

暮らしを支えるサービスの充実

- 1 日常生活への支援
 - (1) 福祉用具等の給付の推進
 - (2) 障害福祉サービス等の充実
- 2 意思疎通の支援
 - (1) コミュニケーション支援の推進
 - (2) 情報取得への支援の充実
- 3 経済的支援の充実
 - (1) 経済的支援の充実
- 4 日中活動の場・住まいの場の充実
 - (1) 日中活動の場の充実
 - (2) ☆⁵住まいの場の充実
 - (3) 公施設の運営
- 5 保健・医療支援の促進
 - (1) 高齢障害者支援施策の推進
 - (2) 在宅医療支援の推進
 - (3) 健康づくり体制の充実
- 6 質の高い福祉サービスの提供
 - (1) 公施設による支援の充実
 - (2) 障害福祉サービス事業所指定・監査の充実
 - (3) ☆⁶人材の確保の推進

重点施策☆5への具体的な取り組み

高齢の障害のある方や重度の障害のある方にも対応した住まいの場の整備を推進するとともに、誰もが質の良いサービスの提供が受けられるよう取り組みを検討していきます。

重点施策☆6への具体的な取り組み

地域の事業所が安定して事業を運営できるよう、人材不足という課題に対し、福祉の仕事に興味を持つ方と事業所をマッチングする機会を確保します。

重点施策7への具体的な取り組み

一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関連分野との連携を強化するとともに、就労の相談や就労後の定着支援、市役所での働く場の提供としてチャレンジドオフィスの運営など、就労のための支援を強化していきます。

基本目標5 安心して暮らせる環境づくり

- 1 快適な居住環境づくり
 - (1) 地域生活支援拠点等事業の充実
【新規】
 - (2) 道路・交通のバリアフリーの推進
 - (3) バリアフリー情報の提供
- 2 防災・災害・緊急時対策
 - (1) ☆⁸避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援
 - (2) 緊急時に備えるための対策
 - (3) 感染症への対策

基本目標4 就労・社会参加の促進

- 1 就労の促進
 - (1) ☆⁷就労の促進
- 2 社会参加の促進
 - (1) 障害のある方の主体的な活動への支援の充実
 - (2) スポーツ・レクリエーションの推進

重点施策☆8への具体的な取り組み

避難支援計画の推進など災害発生時における支援の充実を図ります。

第5章 第7期障害福祉計画

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、次の事項について定めます。

基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組

1 障害福祉サービス	
(1)訪問系サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労選択支援【新規】 ○就労継続支援（A型・B型）○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型・医療型）
(3)居住支援・施設系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助 ○施設入所支援
2 相談支援	
相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
3 地域生活支援事業	
【必須事業】 (1)理解促進研修・啓発事業 (2)自発的活動支援事業 (3)相談支援事業 ○相談支援事業 ○相談支援機能強化事業 ○住宅入居等支援事業 (4)成年後見制度利用支援事業 (5)成年後見制度法人後見支援事業 (6)意思疎通支援事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業 ○失語のある人向け意思疎通支援者の派遣事業 ○手話通訳者設置事業 (7)日常生活用具給付等事業 ○介護訓練支援用具 ○自立生活支援用具 ○在宅療養等支援用具 ○情報・意思疎通支援用具 ○排せつ管理支援用具 ○住宅改修費 (8)手話奉仕員養成研修事業 (9)移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業） (10)地域活動支援センター機能強化事業	
【任意事業】 (11)その他の地域生活支援事業 ○日中一時支援事業 ○訪問入浴サービス事業	

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標の考え方】

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において、福祉施設に入所している障害のある方のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込みます。その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	49人	令和4年度末時点の福祉施設入所者数
令和8年度末施設入所者数 (B)	46人	令和8年度末時点の福祉施設入所者数
【令和8年度目標値】 減少見込者数	3人	令和8年度末時点における施設入所者を令和4年度末時点から5%減少することを目指す。
【令和8年度目標値】 地域移行見込者数	6人	令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域移行することを目指す。 ※第3期我孫子市障害者プランにおける未達成割合6%を加える。(令和4年度末時点)

【活動指標】

障害福祉サービスの地域の実情や利用者のニーズに対応した見込みを定めるものです。

訪問系サービス

サービス・単位		年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	実人/月		150	153	156
	時間/月		1,890	1,928	1,966
重度訪問介護	実人/月		2	2	3
	時間/月		100	100	150
同行援護	実人/月		30	31	32
	時間/月		390	403	416
行動援護	実人/月		7	7	7
	時間/月		154	154	154
重度障害者等包括支援	実人/月		0	0	0
	時間/月		0	0	0

日中活動系サービス

サービス・単位		年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護 (うち重度障害者)【新規】	実人/月		309 (43)	315 (47)	321 (51)
	日数/月		5,871	5,985	6,099
自立訓練(機能訓練)	実人/月		3	3	4
	日数/月		45	45	60
自立訓練(生活訓練)	実人/月		9	9	9
	日数/月		126	126	126
就労選択支援	実人/月		-	2	3
就労移行支援	実人/月		52	53	54
	日数/月		884	901	918
就労継続支援(A型)	実人/月		137	147	158
	日数/月		2,466	2,646	2,844
就労継続支援(B型)	実人/月		229	240	252
	日数/月		3,664	3,840	4,032
就労定着支援	実人/月		42	47	53
療養介護	実人/月		8	8	8
短期入所(福祉型) (うち重度障害者)【新規】	実人/月		50 (13)	55 (14)	60 (17)
	日数/月		350	385	420
短期入所(医療型)	実人/月		1	2	3
	日数/月		7	14	21

居住系サービス

サービス・単位		年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	実人/月		6	7	8
共同生活援助 (うち重度障害者)【新規】	実人/月		306 (29)	336 (33)	369 (37)
施設入所支援	実人/月		48	47	46

相談支援サービス

サービス・単位		年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	実人/月		170	180	190
地域移行支援	実人/月		1	1	1
地域定着支援	実人/月		1	1	1

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地域の精神医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害のある方の地域移行や定着を図るため、各活動指標を設定します。

【活動指標】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の見込み	年6回		
保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加人数の見込み	保健1名 医療（精神科）2名 医療（精神科以外）1名 福祉15名 介護1名 当事者及び家族等3名		
	R6年度	R7年度	R8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数 の見込み	2	2	2
精神障害者の地域移行支援利用者数の見込み	1	1	1
精神障害者の地域定着支援利用者数の見込み	1	1	1
精神障害者の共同生活援助利用者数の見込み	117	140	168
精神障害者の自立生活援助利用者数の見込み	4	5	6
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数の見込み【新規】	7	7	7

3 地域生活支援の充実

【成果目標】

地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。

また、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

【活動指標】

	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	5	5	5
コーディネーターの配置人数	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び実施回数	1	1	1
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握【新規】	有	有	有
強度行動障害を有する者に係る支援体制の整備【新規】	有	有	有

4 福祉施設から一般就労への移行等

【目標数値の考え方】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定します。

【成果目標】

	項目	数値	考え方	
一般就労移行者数	福祉施設から一般就労移行者数	令和3年度末時点	37人	
		【目標値】 令和8年度末時点	48人	福祉施設の利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数が、令和3年度に一般就労へ移行した者の1.28倍を目指す
	就労移行支援事業から一般就労への移行者数	令和3年度末時点	33人	就労移行支援事業の利用者から一般就労へ移行する者の人数が、令和3年度の一般就労へ移行した者の1.31倍を目指す
		【目標値】 令和8年度末時点	44人	
	就労継続支援事業から一般就労	令和3年度末時点	A型2人 B型3人	就労継続支援A型及び就労継続支援B型事業の利用者から一般就労

	への移行者数	【目標値】 令和8年度末 時点	A型3人 B型4人	へ移行する者の人数が、令和3年度の一般就労へ移行した者のそれぞれ概ね1.29倍、1.28倍を目指す
	一般就労への移行実績のある事業所の割合【新規】		5割以上	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
就労定着支援事業	就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末 時点	22人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上を目指す
		【目標値】 令和8年度末 時点	53人	
	令和8年度末における就労定着率※		2割5分以上	市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所

5 相談支援体制の充実・強化等

【成果目標】

基幹相談支援センターの設置および協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行います。また、実現に向けて各活動指標を設定します。

【活動指標】

	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置【新規】	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	13	13	13
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4	5	5
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	14	15	16
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	18	19	20
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1
事例検討実施回数（頻度）	1	2	2
参加事業者・機関数	9	10	10
協議会の専門部会の設置数	3	3	3
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	6	6	6

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【成果目標の考え方】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制を構築し、また実現に向けて各活動指標を設定します。

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数の見込み	4人	4人	4人
自立支援審査支払システム等により、事業所と審査結果を共有する回数の見込み	1回/年	1回/年	1回/年

7 地域生活支援事業の見込み量

地域の実情や利用者のニーズに対応した見込みを定めるものです。

サービス		R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有
相談支援	相談支援事業	実施箇所数	5	5
		基幹相談支援セ	有	有
	相談支援強化事業	実施の有無	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有
成年後見制度利用支援事業		実人/年	4(20)	4(23)
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有
意思疎通支援	手話通訳者派遣事業	実人/年	160	160
	要約筆記者派遣事業	実人/年	10	10
	失語のある人向け意思疎通の支援者の派遣	延利用者/年	72	72
	手話通訳設置事業	設置の有無	有	有
日常生活用具	介護訓練支援用具	件数/年	8	8
	自立生活支援用具	件数/年	13	13
	在宅療養等支援用具	件数/年	18	18
	情報・意思疎通支援用具	件数/年	39	39
	排泄管理支援用具	件数/年	3,080	3,100
	住宅改修費	件数/年	2	2
手話奉仕員養成研修事業		実施の有無	有	有
		修了見込者数	20	15

移動支援	移動支援（ガイドヘルパー派遣事業）	実人／年	228	231	234
		時間／年	20,520	20,790	21,060
地域活動支援センター	地域活動支援センター（市内）	実人／年	60	60	60
		箇所数	3	3	3
	地域活動支援センター（市外）	実人／年	1	1	1
		箇所数	1	1	1
その他の事業	日中一時支援事業	実人／年	180	185	190
		時間／年	32,400	33,300	34,200
	訪問入浴サービス事業	実人／年	11	11	12

第6章 計画の推進体制と進行管理

【推進体制】

計画の充実、推進のためには各関係機関の連携が重要であり、障害福祉サービス等の円滑な実施を推進していく必要があります。

【計画の点検及び評価】

障害者総合支援法においては、計画事項の分析及び評価を行うこととなっており、また見込み量等も把握し、自立支援協議会において検証などを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料

- 計画策定の経過
- 自立支援協議会委員名簿
- 市内施設一覧
- 用語解説

高齢者や家族が
住みなれた地域で
安心してくらせる
地域づくり

我孫子市
第9期介護保険事業計画
第10次高齢者保健福祉計画
概要版

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



我孫子市公式ホームページ



第9期介護保険事業計画

第10次高齢者保健福祉計画



我孫子市

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の背景

本市においては、国を上回るスピードで高齢化が進む中、高齢者となっても、誰もが生涯にわたり、住みなれた地域で自立した生活を安心して続けることができる我孫子市とする必要があります。

今期計画においては、新たな介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保に向けた取組の強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、認知症の方を含めた高齢者一人ひとりがお互いを尊重し、支えあう地域共生社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ

介護保険法第117条第1項に規定する「介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」の両計画を包含し一体のものとして策定したものです。

また、本市が策定する「総合計画」や「健康福祉総合計画」、千葉県が策定する「高齢者保健福祉計画」、「保健医療計画」、「介護保険事業支援計画」との整合性を図ります。

(3) 計画の期間

第9期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間となります。

(4) 基本理念

「高齢者や家族が住みなれた地域で安心してらせる地域づくり」

高齢者が要支援・要介護の状態にならないようにするための予防施策を充実・強化するとともに、一方でそのような状態になっても、介護を受け、安心してくらししていける地域社会を目指し、「住みなれた地域で安心してらせる」ことを誰もが実現できる「しくみ」を創造して行くことを基本理念とします。

(5) 介護保険料の推移

■基準月額

7期	8期	9期
5,000円	5,000円	5,500円

- ・要支援・要介護認定者の増加に伴う介護サービス利用料の増加
- ・保険料段階を第14段階から第18段階に変更（低所得者負担を軽減）

2 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の推移・推計

本市の人口は令和5(2023)年現在 130,950 人で、令和12(2030)年には 126,434 人、令和22(2040)年には 116,736 人と減少傾向が見込まれています。

高齢者人口は令和5(2023)年現在 40,456 人で、令和12(2030)年には 40,765 人、令和22(2040)年には 43,210 人と増加傾向が見込まれています。

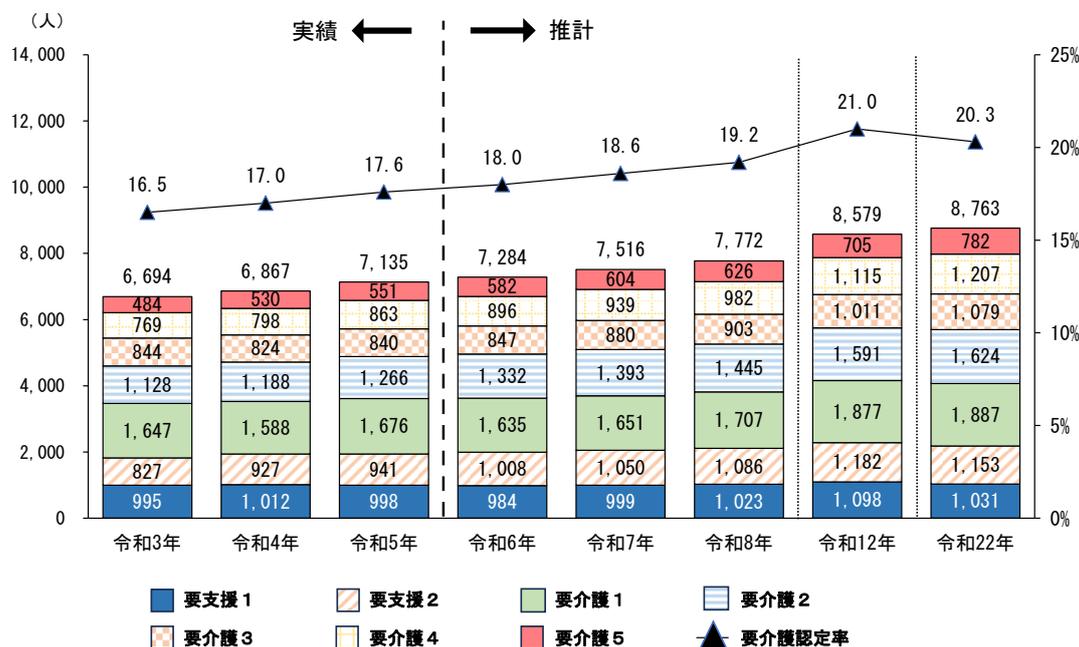
実績値	令和3年	令和4年	令和5年		
人口	131,550	131,105	130,950		
年少人口 (0~14歳)	14,245 (10.8%)	13,766 (10.5%)	13,474 (10.3%)		
生産年齢人口 (15~64歳)	76,842 (58.4%)	76,873 (58.6%)	77,020 (58.8%)		
高齢者人口 (65歳以上)	40,463 (30.8%)	40,466 (30.9%)	40,456 (30.9%)	* () 内は人口に占める割合	
推計値	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
人口	130,385	129,828	129,267	126,434	116,736
年少人口 (0~14歳)	13,161 (10.1%)	12,847 (9.9%)	12,534 (9.7%)	11,486 (9.1%)	10,102 (8.7%)
生産年齢人口 (15~64歳)	76,750 (58.9%)	76,484 (58.9%)	76,213 (59.0%)	74,183 (58.7%)	63,424 (54.3%)
高齢者人口 (65歳以上)	40,474 (31.0%)	40,497 (31.2%)	40,520 (31.3%)	40,765 (32.2%)	43,210 (37.0%)

資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計

高齢者人口（65歳以上）における要介護認定者数の実績は、令和3(2021)年の6,694人から令和5(2023)年の7,135人と441人増加しています。

将来推計によると、令和5(2023)年から令和8(2026)年の3年間で637人増加し、令和12(2030)年には8,579人、令和22(2040)年には8,763人となることが見込まれます。



3 高齢者施策のビジョン

今期計画では、5つの重点施策を位置づけ取組方針とします。

各施策の推進にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の視点をもって行います。

- 重点施策1 中長期的な視点での介護サービス基盤の整備
- 重点施策2 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現
- 重点施策3 介護予防・健康づくりの施策の充実・推進
- 重点施策4 認知症施策の推進
- 重点施策5 介護人材確保及び業務効率化の推進

(1) 重点施策

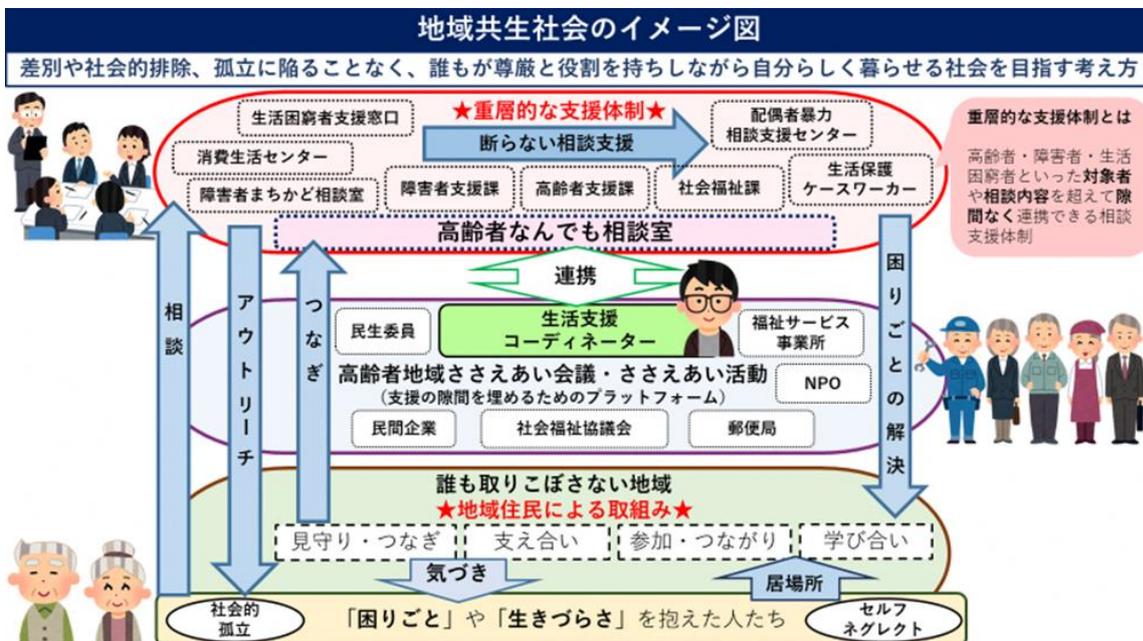
○重点施策1 中長期的な視点での介護サービス基盤の整備

- ・市民への介護サービスの周知と事業所への支援
- ・介護離職ゼロへ向けたサービス基盤整備及び人材確保の強化
- ・介護保険制度の安定的な運営
- ・長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者の療養及び生活のための施設となる「介護医療院」と在宅生活を支えるための「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備



○重点施策2 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

- ・地域でのささえあいを活発にし、孤立を防止する
- ・手助けが必要なひとをいち早く発見し、必要な支援を届ける
- ・高齢分野、障害分野、生活困窮分野が手を取り合っ、複雑な相談にも対応できるよう連携する
- ・虐待などの権利侵害から高齢者を守る
- ・介護する家族の負担を軽減し、介護離職ゼロを目指す
- ・高齢者が災害から身を守るために、手助けが必要な人の名簿を作成する
- ・高齢者が災害から身を守るために、地域で手助けし合える体制を目指す



○重点施策3 介護予防・健康づくりの施策の充実・推進



- ・介護予防・健康づくりへの取組強化による、健康寿命の延伸
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施による、フレイルの啓発・疾病の重症化予防
- ・在宅医療・介護連携の理解促進のため市民へ普及啓発の実施
- ・多職種連携による在宅医療・介護の支援体制の構築

○重点施策4 認知症施策の推進



- ・認知症基本法に基づく、「認知症になっても安心して暮らせるまち・あびこ」の推進
- ・幅広い世代の認知症の正しい知識の普及と理解の促進
- ・適切な医療や介護サービスへの接続や介護者の支援のための相談支援体制の整備
- ・「チームオレンジ」の取り組みを支援し、認知症の人の家族、地域の人と交流できる場づくりや、認知症の人自身が発信できる活躍の場の支援

○重点施策5 介護人材確保及び業務効率化の推進



- ・就職相談に関するイベントの開催等による介護人材の確保や介護従事者への資格取得支援
- ・介護従事者の負担軽減、業務効率化等介護現場における生産性向上を図るため、補助金を活用したICTの導入
- ・事業所に対する調査・ヒアリング等の実施、ハラスメントに対する知識の啓発等により、安心して働き続けることができる職場環境づくりに向けた取組の推進
- ・介護保険ボランティアポイント制度へ参加の促進と介護助手の活用検討
- ・文書作成に係る負担軽減の推進、ICTを活用した電子申請の推進
- ・介護認定調査業務における、新規認定調査員の育成及びICTを活用した業務効率化の推進
- ・地域の教育機関との連携を図り、将来の担い手となりうる世代の交流や体験の機会創出

チームオレンジとは

認知症サポーター（認知症の方や家族を「温かく見守る応援者」）から一歩進んで、同じ地域で暮らすメンバー、認知症の方やその家族とチームを組み、認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられる地域づくりの具体的な活動が「チームオレンジ」です。チームオレンジとして活動するには、認知症サポーター養成講座の修了に加え、認知症サポーターステップアップ講座の修了（予定を含む）が必要です。



(2) 施策体系

基本理念の実現に向け、6つの基本目標ごとに施策・具体的事業を分類し体系化しました。

	基本目標	施策	具体的な事業
基本理念	1 (人) 支え合う地域環境づくり	(1) 支え合い(高齢者福祉及び介護)への理解促進	①高齢者福祉・介護に関する情報提供事業 ①-1 高齢者福祉サービス、介護保険サービスのパンフレット等の作成・配布 ①-2 出前講座等への市職員派遣
			②権利擁護に関する普及啓発事業
			③成年後見制度利用支援事業
		(2) 地域における支え合い活動の推進	①地域高齢者安心ネットワーク ◆2
	②孤立死防止対策事業 ◆2		
	2 健康で生きがいのあるくらしの実現	(1) 健康づくりの推進	①健康相談事業
			②健(検)診
			③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ◆3
			④感染症に対する重症化予防
		(2) 就労の支援	①シルバー人材センター運営支援事業
		(3) 地域における交流活動の促進	①高齢者クラブへの支援
			②きらめきデイサービス事業
		(4) 生きがいづくりの促進	①介護保険ボランティアポイント制度 ◆5
			②老人福祉センターの運営
			③敬老祝金贈呈事業
	④生涯学習への支援(長寿大学)		
	3 自立した生活の継続	(1) 総合的な介護予防の推進	①訪問型サービス(対象:主に要支援者)
			②通所型サービス(対象:主に要支援者)
③一般介護予防事業 ③-1 介護予防普及啓発事業 ◆3 ③-2 地域介護予防活動の支援 ◆3 ③-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 ◆3 ③-4 介護保険ボランティアポイント制度 ◆5 ③-5 地域リハビリテーション活動支援事業 ◆3			
④介護予防(対象者)把握事業 ◆3			
⑤独居者訪問事業 ◆3			
⑥一般介護予防事業評価事業 ◆3			
(2) 日常生活支援サービスの充実			①生活支援サービス ◆2
			②配食サービス
			③移送サービス
			④緊急通報システム設置事業
⑤高齢者福祉電話設置事業			
⑥お元気コール			
⑦地域高齢者安心ネットワーク ◆2			
⑧孤立死防止対策事業 ◆2			

※→◆重点施策

基本目標	施策	具体的な事業
3 自立した生活の継続	(3) 居宅介護サービスの充実	①居宅サービス ①-1 訪問介護 ①-2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ①-3 訪問看護・介護予防訪問看護 ①-4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ①-5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ①-6 通所介護(デイサービス) ①-7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイ・ケア) ①-8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ①-9 短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護(老健) ①-10 居宅介護支援・介護予防支援 ①-11 社会福祉法人等介護サービス利用料減免 ②地域密着型サービス ②-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◆1 ②-2 夜間対応型訪問介護 ②-3 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ②-4 看護小規模多機能型居宅介護 ②-5 地域密着型通所介護
	(4) 認知症施策の推進	①認知症早期支援 ◆4 ①-1 認知症初期集中支援推進事業 ①-2 認知症ガイドブックの普及 ①-3 認知症地域支援推進員設置事業 ②認知症対応の介護保険サービス ②-1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ②-2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ②-3 認知症対応型共同生活介護事業所の利用料助成事業 ③地域でのネットワークづくり(認知症高齢者見守り事業) ◆4 ③-1 認知症サポーターの養成 ③-2 見守り安心GPS(徘徊探知システム)貸与事業 ③-3 認知症高齢者等見守りシール交付事業 ③-4 SOSネットワーク事業 ④交流の場支援 ◆4 ④-1 認知症家族介護支援事業 ④-2 認知症カフェの設置 ⑤認知症に携わる多職種連携 ◆4 ⑤-1 認知症地域支援推進員設置事業 ⑤-2 認知症支援に携わる多職種研修の推進
4 安心・安全な居住環境の確保	(1) 施設介護サービスの充実	①施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設等) ①-1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ①-2 特別養護・養護老人ホーム入所措置 ①-3 指定介護老人保健施設(老人保健施設) ①-4 指定介護療養型医療施設(療養病床等) ①-5 介護医療院 ◆1 ①-6 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)・介護予防特定施設入居者生活介護 ②地域密着型サービス ②-1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ②-2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ③介護相談員派遣事業

※→◆重点施策

基本理念		基本目標	施策	具体的な事業		
基本理念	4 安全・安心な 居住環境の確保	(2) 安心・安全な住宅 及び室内空間の確保	①高齢者向け住宅整備・供給事業	①-1 ケアハウス		
			①-2 住まいに関する情報提供	②住宅改修		
			②-1 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給	②-2 福祉用具・住宅改修支援事業		
	5 高齢者の生活を 支える体制・しくみづくり	(1) 高齢者 なんでも相談室の 機能の充実	③福祉用具事業	③-1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	③-2 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の支給	
			①介護予防ケアマネジメント事業	②包括的・継続的ケアマネジメント事業	③地域包括ケア会議の推進 ◆2	
			④総合相談支援事業 ◆2	⑤権利擁護事業	①現状分析・課題抽出・施策立案 ◆3	
			①-1 地域の医療・介護資源の把握	①-2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	①-3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	
			②対応策の実施 ◆3	②-1 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	②-2 地域住民への普及啓発	
		(2) 在宅医療・ 介護連携の推進	②-3 医療・介護関係者の情報共有の支援	②-4 医療・介護関係者の研修	③在宅医療・介護に関する近隣市の連携 ◆3	
			(3) 高齢者福祉・ 介護を支える人・ 事業者への支援	①事業者の人材育成・確保支援事業 ◆5	①-1 介護人材の確保のためのイベントの実施	①-2 介護資格取得等の費用助成
				②家族介護支援事業	③介護者訪問事業	④総合相談支援事業 ◆2
				(4) 災害や感染症対策 に係る体制整備	①災害対策計画の作成と避難訓練の実施 ◆2	②避難行動要支援者への対応 ◆2
6 適切な 介護 保険 制度 の 運営		①介護保険料算定・収納事業 ◆1	②介護給付等費用適正化事業 ◆1		③要介護認定適正化事業 ◆5	
		④市民参加による介護保険事業 ◆1				

※→◆重点施策

我孫子市 第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画 概要版

発行：令和6年3月

発行者：我孫子市 健康福祉部高齢者支援課

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1111

◆計画書表紙に使用している写真の撮影地について

○「手賀沼親水公園」、○我孫子市マスコットキャラクター手賀沼のうなぎちゃん

我孫子市介護職員養成研修受講費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の介護事業所等に従事する人材の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、市内の介護事業所等に就業している者に対し、予算の範囲内において、我孫子市介護職員養成研修受講費助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程に係る研修をいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施する同法第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するために行われる研修をいう。
- (3) 生活援助従事者研修 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程に係る研修をいう。
- (4) かくたん 喀痰吸引等研修 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 11 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和 62 年厚生省令第 49 号)附則第 4 条に規定する第 1 号研修及び第 2 号研修をいう。
- (5) 介護職員養成研修 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修及び喀痰吸引等研修をいう。
- (6) 介護事業所等 次のアからウまでのいずれかに該当する事業所又は施設をいう。
 - ア 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第

8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）若しくは同条第14項に規定する地域密着型サービスの事業を行う事業所又は同条第25項に規定する介護保険施設

イ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所

ウ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業所

（助成対象者等）

第3条 この要綱に基づき助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、同一の介護職員養成研修に要する費用について既に国又は他の地方公共団体から助成を受けた者は、助成対象者としなない。

- （1） 助成金を申請する日（以下「申請日」という。）において介護職員養成研修を修了し、かつ、当該介護職員養成研修を修了した日が申請日の属する年度の前年度の4月1日以後の日であること。
- （2） 市内の介護事業所等（喀痰吸引等研修にあっては、市内の登録喀痰吸引等事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の規定により登録を受けた事業所をいう。）又は登録特定行為事業者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の規定により登録を受けた事業者をいう。))に直接雇用され、かつ、申請日において当該介護事業所等に6月以上継続して就業していること。
- （3） 介護職員養成研修に係る受講料等（受講料及び教材費（喀痰吸引等研修にあっては保険料を含む。）をいう。以下同じ。）の支払を完了していること。
- （4） 市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税を含む。第6条第4号において同じ。）を滞納していない

こと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、介護職員養成研修に係る受講料等とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 介護職員初任者研修 50,000円
- (2) 介護福祉士実務者研修 100,000円
- (3) 生活援助従事者研修 25,000円
- (4) 喀痰吸引等研修 70,000円

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が就業している介護事業所等を運営する法人又は事業所から介護職員養成研修に係る受講料等に関し助成を受けた場合若しくは受ける予定がある場合にあっては、同項の規定により算定した助成金の額から当該助成を受けた額若しくは受ける予定の額を控除した額を助成金の額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、我孫子市介護職員養成研修受講費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

- (1) 介護職員養成研修の修了証明書の写し
- (2) 介護職員養成研修に係る受講料等の領収書の写し
- (3) 就業証明書(様式第2号)(申請する日において発行された日から起算して14日以内のものであること。)
- (4) 市町村民税の滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、我孫子市介護職員養成研修受講費助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、我孫子市介護職員養成研修受講費助成金請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画 第4期我孫子市特定健康診査等実施計画 概要版

令和6年3月

第1部 第3期我孫子市国民健康保険データヘルス計画

計画の概要

計画の位置づけ

(計画書 P.2)

「データヘルス計画」とは、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するものです。

データヘルス計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小等を基本的な方向とするとともに、関連する他計画(健康増進計画、医療費適正化計画、介護保険事業計画、高齢者保健事業の実施計画、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画)と調和のとれた内容とします。本計画において推進・強化する取り組み等については他計画の関連事項・関連目標を踏まえて検討し、関係者等に共有し、理解を図るものとします。

国民健康保険の現状

人口構成及び被保険者構成

(計画書 P.6及びP.16)

人口構成

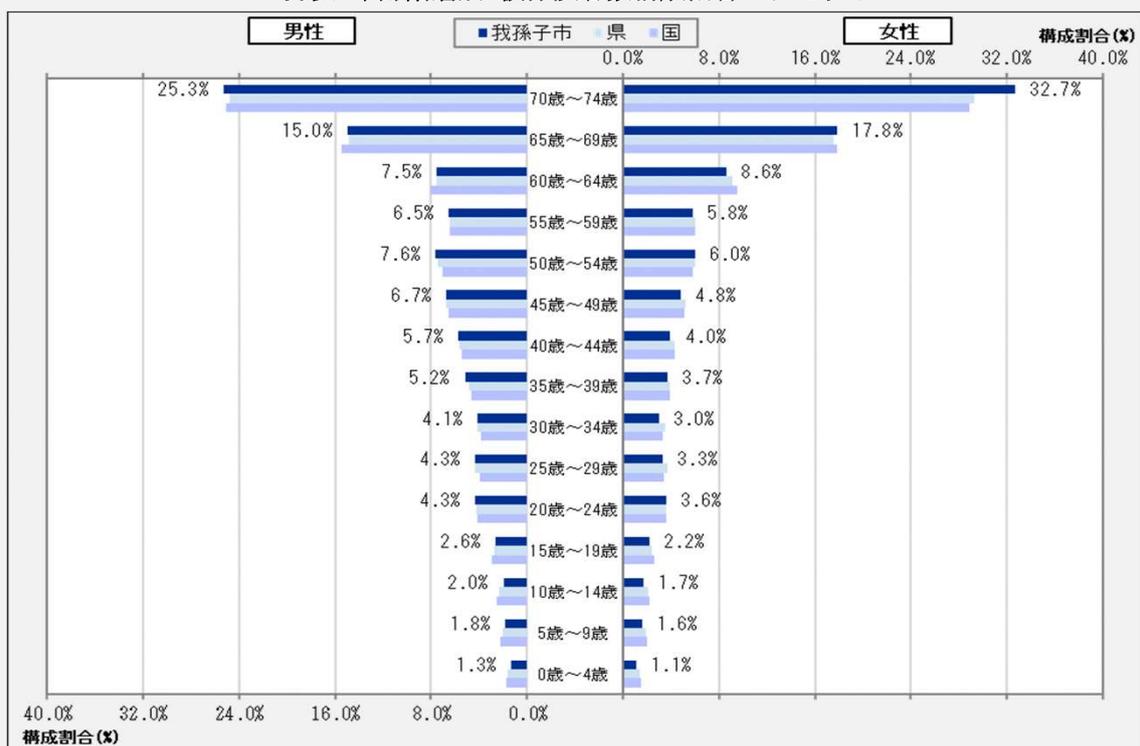
区分	人口総数(人)	高齢化率(65歳以上)	出生率	死亡率
我孫子市	128,632	31.0%	5.8	10.5
県	6,150,178	27.6%	6.5	10.1
同規模	119,246	29.1%	6.7	11.0
国	123,214,261	28.7%	6.8	11.1

被保険者構成概要

区分	人口総数(人)	国保被保険者数(人)	国保加入率	国保被保険者平均年齢(歳)
我孫子市	128,632	25,510	19.8%	54.4
県	6,150,178	1,233,735	20.1%	53.3
同規模	119,246	24,276	20.4%	53.8
国	123,214,261	24,660,500	20.0%	53.4

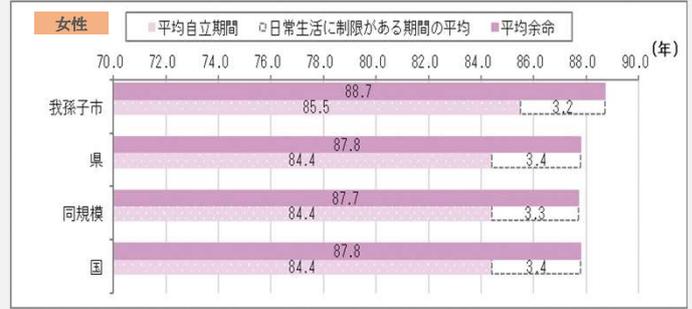
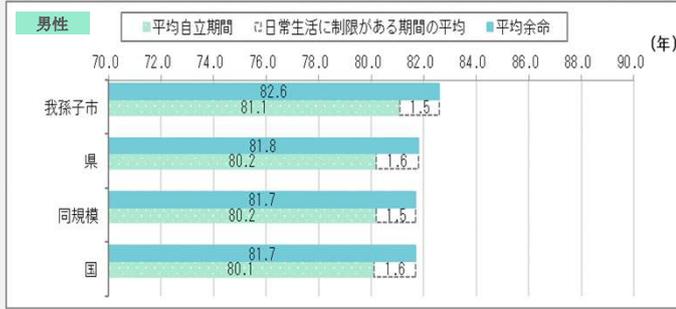
※人口総数は国勢調査の集計値となる。

男女・年齢階層別 被保険者数構成割合ピラミッド



本市の令和4年度における高齢化率を県と比較すると、県が令和4年度27.6%に対し、本市の令和4年度31.0%と高齢化が進んでいることがわかります。国民健康保険被保険者数は25,510人で、市の人口に占める国民健康保険加入率は19.8%です。国民健康保険被保険者平均年齢は54.4歳で、前期高齢者(65歳～74歳)が男性40.3%、女性50.5%と多くの割合を占めており、千葉県よりも高くなっています。

平均余命と平均自立期間、日常生活に制限がある期間の平均(男女別)



本市の令和4年度における男女別の平均余命では、男女共に千葉県より1歳近く長くなっています。平均自立期間では、男性の平均は千葉県より0.9年長くなっており、女性の平均は千葉県より1.1年長くなっています。日常生活に制限がある期間では、男性の平均は千葉県の1.6年よりも短くなっており、女性の平均は千葉県の3.4年よりも短くなっています。全体として、男性よりも女性の平均余命等が長くなっています。

要介護認定者の状況

疾病別 要介護(支援)認定者の有病状況

※各項目毎に上位5疾病を 網掛け 表示する。

区分		我孫子市	順位	県	順位	同規模	順位	国	順位
認定者数(人)		7,238		313,868		674,515		6,880,137	
糖尿病	実人数(人)	1,654	7	76,084	6	162,985	6	1,712,613	6
	有病率	22.7%		23.7%		23.6%		24.3%	
高血圧症	実人数(人)	3,679	3	162,974	2	361,290	2	3,744,672	3
	有病率	50.0%		50.9%		52.5%		53.3%	
脂質異常症	実人数(人)	2,310	5	98,834	5	220,989	5	2,308,216	5
	有病率	31.0%		30.6%		31.8%		32.6%	
心臓病	実人数(人)	4,133	1	183,644	1	407,933	1	4,224,628	1
	有病率	56.3%		57.5%		59.3%		60.3%	
脳疾患	実人数(人)	1,659	6	67,100	7	153,310	7	1,568,292	7
	有病率	23.2%		21.3%		22.6%		22.6%	
悪性新生物	実人数(人)	899	8	39,603	8	78,258	8	837,410	8
	有病率	12.1%		12.3%		11.2%		11.8%	
筋・骨格	実人数(人)	3,701	2	161,565	3	358,731	3	3,748,372	2
	有病率	50.2%		50.4%		52.1%		53.4%	
精神	実人数(人)	2,635	4	107,379	4	247,133	4	2,569,149	4
	有病率	36.0%		33.7%		36.1%		36.8%	

本市の令和4年度における要介護(支援)認定者の疾病別有病率は、心臓病56.3%が第1位、筋・骨格50.2%が第2位、高血圧症50.0%が第3位となっています。上位3疾病は千葉県、同規模、国と同一であり、有病率はいずれも千葉県よりやや低く、同規模、国よりは2ポイントから4ポイント低くなっています。

死亡の状況 (計画書 P.14)

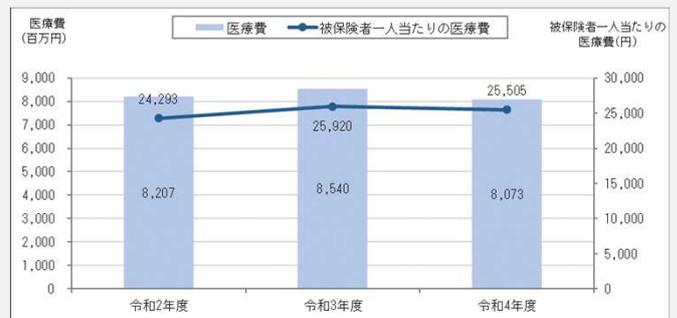
主たる死因の状況

疾病項目	我孫子市		県	同規模	国
	人数(人)	割合(%)			
悪性新生物	388	53.2%	50.9%	50.8%	50.6%
心臓病	170	23.3%	27.8%	27.4%	27.5%
脳疾患	104	14.3%	13.1%	13.8%	13.8%
自殺	24	3.3%	3.0%	2.6%	2.7%
腎不全	24	3.3%	3.1%	3.6%	3.6%
糖尿病	19	2.6%	2.1%	1.9%	1.9%
合計	729				

本市の令和4年度における主たる死因の状況及び割合を千葉県と比較すると、悪性新生物の割合が2.3ポイント、脳疾患の割合が1.2ポイント高くなっています。また、心臓病の割合は4.5ポイント低くなっています。

医療費の状況 (計画書 P.19)

年度別 医療費の状況



本市の令和2年度から令和4年度における医療費の状況は、令和4年度の医療費8,073百万円は令和2年度8,207百万円と比べて1.6%減少していますが、被保険者一人当たりの医療費は5.0%増加しています。

疾病別医療費

(計画書 P.21及びP.23)

細小分類による医療費上位10疾病

生活習慣病等疾病別 医療費統計 (入外合計)

順位	細小分類別疾患	医療費(円)	割合(%)
1	糖尿病	391,807,660	4.9%
2	統合失調症	337,178,290	4.2%
3	関節疾患	281,487,440	3.5%
4	慢性腎臓病(透析あり)	255,950,850	3.2%
5	高血圧症	248,509,550	3.1%
6	不整脈	184,101,480	2.3%
7	脂質異常症	169,815,760	2.1%
8	大腸がん	149,271,120	1.9%
9	うつ病	149,263,390	1.9%
10	肺がん	140,251,430	1.7%

疾病分類	医療費(円)	構成比(%)	順位	レセプト件数(件)	構成比(%)	順位	レセプト一件当たりの医療費(円)	順位
糖尿病	428,939,600	5.3%	4	13,462	6.5%	3	31,863	9
高血圧症	248,528,030	3.1%	5	19,513	9.5%	2	12,737	12
脂質異常症	169,804,550	2.1%	6	12,662	6.1%	5	13,411	11
高尿酸血症	6,987,060	0.1%	13	555	0.3%	9	12,589	13
脂肪肝	10,539,180	0.1%	12	455	0.2%	10	23,163	10
動脈硬化症	12,570,190	0.2%	11	157	0.1%	11	80,065	5
脳出血	31,126,520	0.4%	10	79	0.0%	13	394,007	1
脳梗塞	136,143,110	1.7%	7	1,275	0.6%	8	106,779	4
狭心症	127,608,000	1.6%	8	1,689	0.8%	7	75,552	6
心筋梗塞	32,399,690	0.4%	9	103	0.0%	12	314,560	2
がん	1,323,062,030	16.5%	1	7,907	3.8%	6	167,328	3
筋・骨格	689,804,120	8.6%	2	21,186	10.3%	1	32,559	8
精神	605,646,230	7.5%	3	13,168	6.4%	4	45,994	7
その他(上記以外のもの)	4,212,639,330	52.4%		114,232	55.3%		36,878	
合計	8,035,797,640			206,443			38,925	

本市の令和4年度における細小分類による医療費上位10疾病では、1位は「糖尿病」で、4.9%を占めています。生活習慣病等疾病別医療費統計(入外合計)では、がん、筋・骨格、精神、糖尿病、高血圧症が上位5疾病となっています。

透析患者の状況

(計画書 P.29)

透析患者及び被保険者に占める透析患者の割合

年度別 透析患者数及び医療費

区分	被保険者数(人)	透析患者数(人)	被保険者に占める透析患者の割合(%)
我孫子市	25,510	80	0.31%
県	1,233,735	4,896	0.40%
同規模	2,500,428	9,104	0.36%
国	24,660,500	86,890	0.35%

年度	透析患者数(人)	透析医療費(円)	患者一人当たりの透析医療費(円)
令和2年度	89	530,443,930	5,960,044
令和3年度	79	511,210,390	6,471,018
令和4年度	80	521,993,780	6,524,922

本市の令和4年度における透析患者数及び被保険者に占める透析患者の割合は0.31%で、千葉県、同規模、国のいずれよりも低くなっています。

本市の令和4年度における透析患者数及び医療費では、令和2年度89人より9人減少していますが、令和3年度から令和4年度にかけては1人増加しており、患者一人当たりの透析医療費は増加し続けています。

特定健康診査の受診状況

(計画書 P.32)

年度別 特定健康診査受診率及び目標値

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健康診査対象者数(人)	20,911	20,113	19,759	18,989	17,663
特定健康診査受診者数(人)	7,168	7190	6,258	6,581	6,241
特定健康診査受診率(%) ※	34.3%	35.7%	31.7%	34.7%	35.3%
受診率目標値(%)	36.0%	39.0%	42.0%	48.0%	54.0%

本市の平成30年度から令和4年度の法定報告値における、特定健康診査の受診率及び目標値を示したものです。令和4年度の特定健康診査受診率35.3%は、新型コロナウイルス感染症の影響が出た令和2年度31.7%より3.6ポイント増加しています。

特定健康診査対象者数、特定健康診査受診者数、特定健康診査受診率は法定報告値。
※特定健康診査受診率…特定健康診査対象者に対する特定健康診査受診者数の割合。

特定保健指導の実施状況

(計画書 P.34)

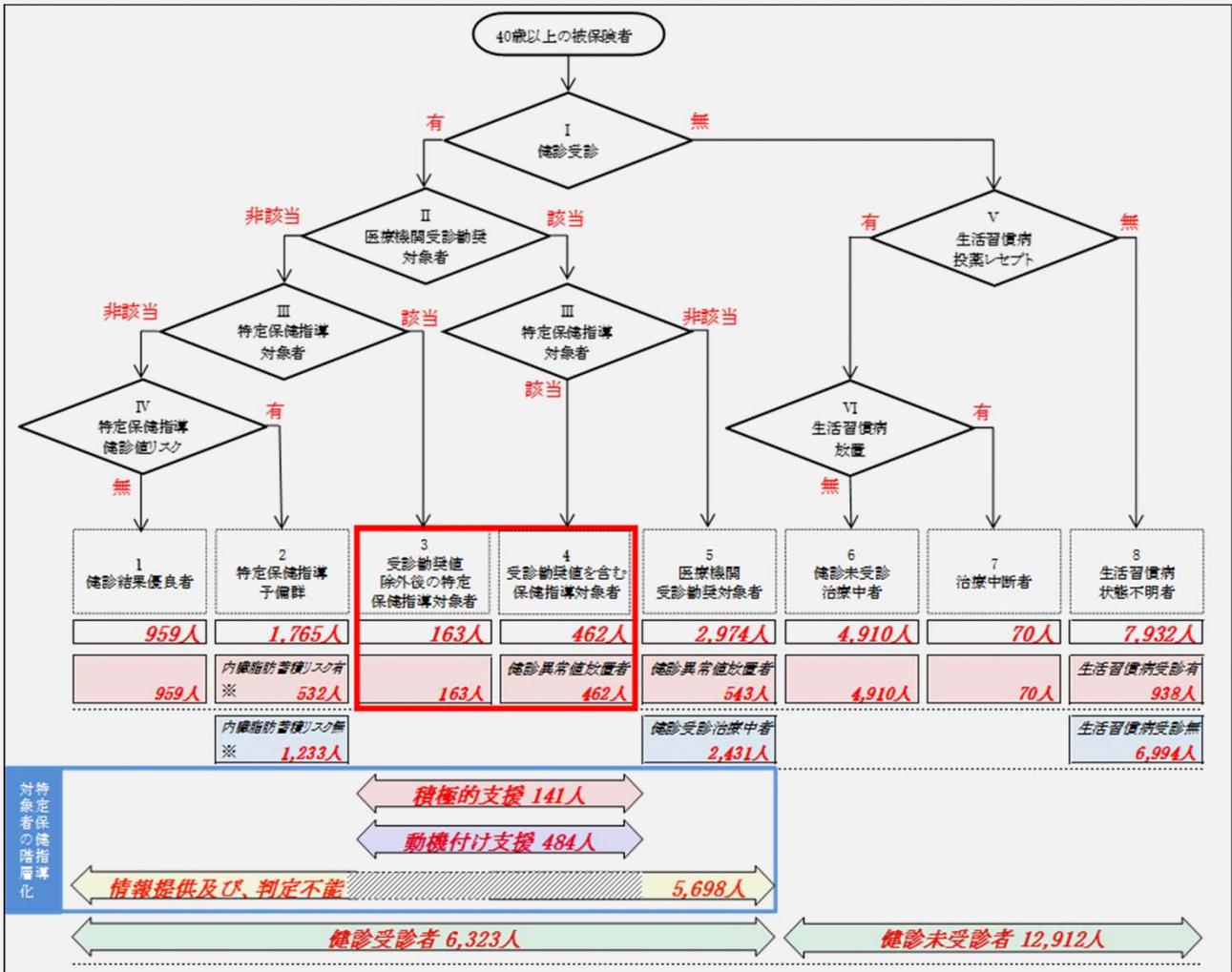
年度別 特定保健指導実施率及び目標値

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定保健指導対象者数(人)	781	816	670	706	652
特定保健指導利用者数(人)	407	330	250	225	201
特定保健指導実施者数(人) ※	298	349	269	207	154
特定保健指導実施率(%) ※	38.2%	42.8%	40.1%	29.3%	23.6%
実施率目標値(%)	15.0%	20.0%	25.0%	35.0%	45.0%

本市の平成30年度から令和4年度の法定報告値における、特定保健指導の実施率及び目標値を示したものです。令和4年度の特定保健指導実施率23.6%は、平成30年度38.2%より14.6ポイント減少しています。

特定保健指導対象者数、特定保健指導利用者数、特定保健指導実施者数、特定保健指導実施率は法定報告値。
※特定保健指導実施者数…特定保健指導を終了した人数。
※特定保健指導実施率…特定保健指導対象者に対する特定保健指導実施者の割合。

健康診査及びレセプトによる指導対象者群分析



本市の令和4年度の健康診査データとレセプトデータを組み合わせた分析を行い、40歳以上の被保険者について、健康診査データの有無や異常値の有無、生活習慣病にかかわるレセプトの有無等を判定し、8つのグループに分類したものです。左端の「1.健康診査結果優良者」から「7.治療中断者」の順に健康状態が悪くなっており、「8.生活習慣病状態不明者」は健康診査データ及びレセプトデータから生活習慣病に係る状態が確認できないグループです。特定保健指導の対象者625人のうち、検査結果に受診勧奨値を含む健康診査異常放置者は462人、受診勧奨値を含まない者は163人となっています。

分析結果に基づく課題の抽出と解決のための対策

(計画書 P.67)

課題	目的	対応する保健事業名
医療費及び患者数上位において、生活習慣に関係する疾病が多くを占めている。一方で、健診を受けず、自分の健康状態を把握していない者、生活習慣病の重症化リスクがあるにもかかわらず、適切な受診につながらない健診異常値放置者、生活習慣病治療中断者が存在する。	生活習慣病のリスク不明者やリスク保有者を特定し、適切な受診を促すことで、重症化を予防する。	特定健康診査未受診者対策事業 生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業
透析患者のうち、透析に至った原因疾患が糖尿病性腎症である者が7割を占めている。一方で、特定保健指導の対象であるにも関わらず、指導を受けず、肥満等の健康リスクを放置する被保険者が存在する。	生活習慣病の重症化リスクを有する被保険者を特定し、適切な保健指導を行うことで、生活習慣病の発症並びに重症化を予防する。	特定保健指導未利用者対策事業 糖尿病性腎症重症化予防事業
重複服薬に該当する被保険者に対して、医療費適正化に向けてさらなる取組の余地がある。	重複服薬患者に対し指導を実施することで、重複服薬患者を減少させる。	重複服薬患者への指導事業
被保険者全体における後発医薬品の利用率は81.6%であり、多くの年齢層で使用割合は80%を超えているが、使用割合が低い年齢層がある。	先発医薬品使用者に後発医薬品への切り替えを促し、利用率を向上させる。	後発医薬品の普及・啓発
一件当たり医療費が高額となる疾患として脳血管疾患がある。また、有病者が多く医療費総額が高額となる疾患として筋・骨格疾患がある。令和4年度の被保険者のうち、65歳以上の被保険者が占める割合は45.7%である。要介護(支援)認定の原因(令和4年度)は認知症、脳血管疾患、骨折・転倒である。	地域での健康づくりの推進には、集団全体に働きかけてリスクを低下させるポピュレーションアプローチが不可欠である。3課で連携しポピュレーションアプローチの機会を増やすことで、将来医療費の増加を抑制するとともに、健康寿命の延伸を図る。	健康寿命延伸のための包括的啓発事業

課題を解決するための個別の保健事業

(計画書 P.68～)

事業名	事業の概要	事業対象者	目標
特定健康診査未受診者対策事業	生活習慣病の予防、早期発見のため、特定健康診査の受診勧奨を実施する。また、他の法令に基づく健康診査受診者等のデータを収集し、より多くの被保険者の健康リスクを把握する。以上により、生活習慣病の予防、早期発見につなげる。	40～74歳被保険者	令和11年度までに特定健康診査受診率38.0%
生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業	糖尿病、高血圧症、脂質異常症のリスク者のうち、未治療又は治療中断が疑われる者に対し、医療機関への受診勧奨を実施し、重症化を予防する。	糖尿病、高血圧又は脂質異常症のリスク者で、治療を受けていない被保険者	令和11年度までに受診勧奨対象者の医療機関受診率10.0%
特定保健指導未利用者対策事業	生活習慣病の複数リスクを保有している特定保健指導該当者のうち、特定保健指導未利用者に対し健診実施医療機関や特定保健指導実施機関と連携し利用勧奨を実施する。また、利用しやすい特定保健指導実施体制を整える。以上により、生活習慣病の発症並びに重症化を予防する。	40～74歳被保険者	令和11年度までに特定保健指導30.0%
糖尿病性腎症重症化予防事業	リスク保有者への6ヶ月間の保健指導及び過年度保健指導参加者へのフォローアップ指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化を予防する。	【当年度保健指導】糖尿病性腎症のリスクがある被保険者 【フォローアップ】前年又は前々年度保健指導を受けた被保険者	令和11年度までに新規人工透析患者数(国保継続加入者)3人
重複服薬患者への指導事業	重複服薬患者に対し服薬指導を実施することで、重複服薬患者を減少させる。	同一月に同一薬効の内服薬又は外用薬を投与されている状況が3ヶ月以上継続している被保険者	令和11年度までに
後発医薬品の普及・啓発事業	先発医薬品の処方を受けている被保険者に対し、後発医薬品の普及・啓発を行うとともに、先発医薬品使用者に後発医薬品への切り替えを促し、利用率を向上させる。	被保険者	令和11年度までに後発医薬品利用率(数量ベース)82.0%
健康寿命延伸のための包括的啓発事業	被保険者の健康づくりを効果的・効率的に支援するため、国保年金課、健康づくり支援課、高齢者支援課が実施する各保健事業について、3課が協力し、連携して取り組む。	被保険者	令和11年度までに健康寿命 【男性】82.5歳 【女性】87.0歳

第2部 第4期我孫子市特定健康診査等実施計画

特定健康診査等実施計画

目標

(計画書 P.79)

目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査受診率 (%)	35.5%	36.0%	36.5%	37.0%	37.5%	38.0%
特定保健指導実施率 (%)	25.0%	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%	30.0%

国では、市町村国保において、計画期間の最終年度である令和11年度までに特定健康診査受診率60.0%以上、特定保健指導実施率60.0%以上を達成することとしています。本市においては直近の実績値と第3期の目標値に乖離があるため、実情を踏まえ各年度の目標値を設定します。

特定健康診査対象者数及び受診者数の見込み

(計画書 P.79)

年齢階層別 特定健康診査対象者数及び受診者数推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査対象者数 (人)	40歳～64歳	7,372	7,159	6,935	6,713	6,494	6,276
	65歳～74歳	9,508	9,014	8,508	8,007	7,513	7,023
特定健康診査受診者数 (人)	40歳～64歳	2,617	2,577	2,531	2,484	2,435	2,385
	65歳～74歳	3,375	3,245	3,106	2,962	2,818	2,669

本市の令和6年度から令和11年度までの国保被保険者数、特定健康診査対象者数及び受診者数について、各年度の見込みを示したものです。

特定保健指導対象者数及び実施者数の見込み

(計画書 P.80)

支援レベル別 特定保健指導対象者数及び実施者数推計

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
積極的支援	対象者数 (人)	40歳～64歳	120	116	113	109	105
	実施者数 (人)	40歳～64歳	30	30	31	30	30
動機付け支援	対象者数 (人)	40歳～64歳	196	194	190	188	185
		65歳～74歳	313	301	289	275	262
	実施者数 (人)	40歳～64歳	49	51	51	53	54
		65歳～74歳	78	78	78	77	76

本市の令和6年度から令和11年度までの特定保健指導対象者数及び実施者数について、各年度の見込みを示したものです。

第3期我孫子市国民健康保険データヘルズ計画
第4期我孫子市特定健康診査等実施計画
概要版

発行 令和6年3月

発行者 我孫子市健康福祉部 国保年金課
住所 我孫子市我孫子1858番地
電話番号 04-7185-1111(代表)

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険税条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。</p> <p>4 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超</p>

える場合には、**24万円**) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**295,000円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからエまで 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数

える場合には、**22万円**) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**29万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからエまで 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数

<p>から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 545,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>アからエまで 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 535,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>アからエまで 略</p> <p>2 及び 3 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱
の一部を改正する告示

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱（平成元年告示第156号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助事業の名称等)</p> <p>第3条 補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1)から(12)まで 略</p> <p><u>(13) 給食費補助事業</u> (交付の申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める日までに規則第3条の規定により、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p> <p><u>(8) 保育所等業務効率化推進事業</u> <u>(保育所等におけるICT化推進事業)計画(報告)書(様式第9号)</u></p> <p><u>(9) 給食費補助事業計画(報告)書</u> <u>(様式第10号)</u></p>	<p>(補助事業の名称等)</p> <p>第3条 補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1)から(12)まで 略</p> <p><u>(13) 給食費等臨時特例補助事業</u> (交付の申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める日までに規則第3条の規定により、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで 略</p>

(10) 略

(11) 略

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定を受けた者は、当該決定に係る補助事業等の内容に変更が生じたとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、速やかに我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金変更交付申請書（**様式第11号**）に我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金変更所要額調書（**様式第12号**）を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金収支精算額内訳書（**様式第13号**）

(2)から(7)まで 略

(8) 保育所等業務効率化推進事業
（保育所等におけるICT化推進事業）計画（報告）書

(9) 給食費補助事業計画（報告）書

(8) 略

(9) 略

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定を受けた者は、当該決定に係る補助事業等の内容に変更が生じたとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、速やかに我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金変更交付申請書（**様式第9号**）に我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金変更所要額調書（**様式第10号**）を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金収支精算額内訳書（**様式第11号**）

(2)から(7)まで 略

別表1の項中「育児休業又は休職等を取得し、無給となっている」を「産前産後休暇、育児休業、年次有給休暇、特別休暇又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の理由により当該月の勤務時間の実績が120時間に満たない」に、同表3の項中「1, 100円」を「1, 140円」に、同表4の項中「次に」を「予備保育士等配置補助事業に

より配置された保育士定数を超える保育士1人に加え、次に」に、「が入所した場合に、当該児童に要する」を「の受入れのため、保育士を配置するのに要する」に改め、同表12の項及び13の項を次のように改める。

<p>12 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）</p>	<p>(1) 保育所等における業務のICT化を行うため、次のアからウまでに掲げる機能のいずれかを有するシステムを導入するのに要する経費</p> <p>ア 機能A 保育に関する計画及び記録に関する機能</p> <p>イ 機能B 児童の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>ウ 機能C</p>	<p>(1) 次のア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに掲げる額</p> <p>ア 端末の購入又はインターネット環境の整備を行わない場合 次の表に掲げる額</p>	<p>補助対象施設は、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所とする。</p> <p>(1) システムの導入に要する経費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="775 943 890 1122">導入する機能</th> <th colspan="2" data-bbox="890 943 1173 1122">年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="775 1122 890 1541">B</td> <td colspan="2" data-bbox="890 1122 1173 1541">1施設当たり 200,000円又は補助対象経費のいずれか少ない額の5分の4に相当する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1541 890 1951">A及びB又はB及びC</td> <td data-bbox="890 1541 1005 1951">Bに係る部分</td> <td data-bbox="1005 1541 1173 1951">1施設当たり 200,000円又は補助対象経費</td> </tr> </tbody> </table>	導入する機能	年額		B	1施設当たり 200,000円又は補助対象経費のいずれか少ない額の5分の4に相当する額		A及びB又はB及びC	Bに係る部分	1施設当たり 200,000円又は補助対象経費	
導入する機能	年額											
B	1施設当たり 200,000円又は補助対象経費のいずれか少ない額の5分の4に相当する額											
A及びB又はB及びC	Bに係る部分	1施設当たり 200,000円又は補助対象経費										

	児童の 保護者との 連絡に 関する機 能		のい れか 少な い額 の5分 の4に 相当す る額	品購入 費に限 る。
		A又 はC に係 る部 分	1施設 当たり 200, 000 円又は 補助対 象経費 のい れか 少な い額 の4分 の3に 相当す る額	
		A、 B及 びC	Bに 係る 部分	

			れか少 ない額 の5分 の4に 相当す る額
		A及 びC に係 る部 分	1施設 当たり 400, 000 円又は 補助対 象経費 のいず れか少 ない額 の4分 の3に 相当す る額
		A又 はC	1施設当たり 200,000 円又は補助対 象経費のいず れか少ない額 の4分の3に 相当する額

--	--	--	--	--	--

A 及び C	1 施設当たり 400,000 円又は補助対 象経費のい ずれか少 ない額の 4分の3に 相当する額
--------	---

イ 端末の購入又はインターネット環境の整備を行う場合 次の表に掲げる額

導入する機能	年額
B	1 施設当たり 700,000 円又は補助対 象経費のい ずれか少 ない額の 5分の4に 相当する額
A 及び B 又は B 及び C	B に 係る 部分 1 施設 当たり 700, 000 円又は 補助対 象経費

--	--	--	--	--	--

			のい れか ない 額 の5分 の4に 相当す る額
		A又 はC に係 る部 分	1施設 当たり 200, 000 円又は 補助対 象経費 のい れか ない 額 の4分 の3に 相当す る額
		A、 B及 びC	Bに 係る 部分

		れか少 ない額 の5分 の4に 相当す る額
	A 及 び C に係 る部 分	1 施設 当たり 300, 000 円又は 補助対 象経費 のいず れか少 ない額 の4分 の3に 相当す る額
	A 又 は C	1 施設当たり 700,000 円又は補助対 象経費のいず れか少ない額 の4分の3に 相当する額
	A 及 び C	1 施設当たり 900,000

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 円又は補助対象経費のいずれか少ない額の4分の3に相当する額 </div>	
	(2) 通訳又は翻訳のための機器を新たに購入し、及び使用するのに要する経費	(2) 1施設当たり150,000円又は補助対象経費のいずれか少ない額の4分の3に相当する額	
13 給食費補助事業	副食に係る賄材料費及び委託料(賄材料費に係る部分に限る。)の高騰により要する経費	児童1人当たり月額1,000円×年間延べ入所児童数	補助対象施設は、保育所及び認定こども園とし、対象となる児童は、3歳に達する日以後の最初の4月1日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある入所児童であって、

			本市の住民基本台帳に記録されているものとする。
--	--	--	-------------------------

様式第 1 号中

「

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金申請額算出内訳書 (様式第 2 号) (2) 配置職員名簿 (様式第 3 号) (3) 障害児等保育費補助対象調書 (様式第 4 号) (4) 障害児等補助事業計画 (報告) 書 (様式第 5 号) (5) 延長保育促進事業計画 (報告) 書 (様式第 6 号) (6) 保育士宿舍借り上げ支援事業計画 (報告) 書 (様式第 7 号) (7) 看護師等配置補助事業計画 (報告) 書 (様式第 8 号) (8) 収支予算書 (9) 前年度決算書
---------	---

」を

「

添付書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金申請額算出内訳書（様式第2号）(2) 配置職員名簿（様式第3号）(3) 障害児等保育費補助対象調書（様式第4号）(4) 障害児等補助事業計画（報告）書（様式第5号）(5) 延長保育促進事業計画（報告）書（様式第6号）(6) 保育士宿舍借り上げ支援事業計画（報告）書（様式第7号）(7) 看護師等配置補助事業計画（報告）書（様式第8号）(8) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）計画（報告）書（様式第9号）(9) 給食費補助事業計画（報告）書（様式第10号）(10) 収支予算書(11) 前年度決算書
------	---

」に

改める。

様式第2号中「給食費等臨時特例補助事業」を「給食費補助事業」に改める。

様式第3号を次のように改める。

「

認定（手帳 交付）番号	障害の 内容	保育の 実施理由	備 考

」に

改める。

様式第11号中「給食費等臨時特例補助事業」を「給食費補助事業」に改め、
同様式を様式第13号とする。

様式第9号中

「

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">(1) 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金変更所要額調書（様式第10号）(2) 配置職員名簿（様式第3号）(3) 障害児等保育費補助対象調書（様式第4号）(4) 障害児等補助事業計画（報告）書（様式第5号）(5) 延長保育促進事業計画（報告）書（様式第6号）(6) 保育士宿舍借り上げ支援事業計画（報告）書（様式第7号）(7) 看護師等配置補助事業計画（報告）書（様式第8号）
---------	---

」を

「

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">(1) 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金変更所要額調書（様式第12号）(2) 配置職員名簿（様式第3号）(3) 障害児等保育費補助対象調書（様式第4号）(4) 障害児等補助事業計画（報告）書（様式第5号）(5) 延長保育促進事業計画（報告）書（様式第6号）(6) 保育士宿舍借り上げ支援事業計画（報告）書（様式第7号）(7) 看護師等配置補助事業計画（報告）書（様式第8号）(8) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）計画（報告）書（様式第9号）(9) 給食費補助事業計画（報告）書（様式第10号）
---------	--

」に

改め、同様式を様式第11号とする。

様式第10号中「給食費等臨時特例補助事業」を「給食費補助事業」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第8号の次に次の2様式を加える。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

我孫子市私立幼稚園等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市私立幼稚園等補助金交付要綱（平成2年告示第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）及び学校法人が設置した市内の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所を除く。以下同じ。）並びに我孫子市私立幼稚園協会（複数の私立幼稚園及び認定こども園により組織された任意団体をいう。以下「私立幼稚園協会」という。）に対し、予算の範囲内において、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき補助金を交付する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法（昭和22年法律第26号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）及び学校法人が設置した市内の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所を除く。以下同じ。）並びに我孫子市私立幼稚園協会（複数の私立幼稚園及び認定こども園により組織された任意団体をいう。以下「私立幼稚園協会」という。）に対し、予算の範囲内において、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき補助金を交付する。</p>

(補助事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。ただし、第5号にあっては、**施設型給付**を受けない幼稚園であって給食を提供しているものに限りに交付するものとする。

(1)から(4)まで 略

(5) 給食費補助事業

2 略

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金額
心身障害児指導費補助事業の項から協会運営費補助事業の項まで 略	略	略
給食費補助事業	副食に係る賄	本市の住民基本台帳に記録されてい

(補助事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。ただし、第5号にあっては**施設型給付**を受けない幼稚園であって給食を提供しているものに、**第6号にあっては施設型給付を受けない幼稚園**に限りに交付するものとする。

(1)から(4)まで 略

(5) 給食費臨時特例補助事業

(6) 光熱費臨時特例補助事業

2 略

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金額
心身障害児指導費補助事業の項から協会運営費補助事業の項まで 略	略	略
給食費臨時特	給食に係る賄	令和5 年額

業	材料費及び委託料（賄材料費に係る部分に限る。）	る児童1人当たり月額1,000円×年間延べ在園児童数
	の高騰により要する経費	

例補助事業	材料費又は委託料の高騰により要する経費	年4月1日における在園児数（同日において本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）	
		100人以下	170,000円
		101人以上 200人以下	500,000円
		201人以上	1,030,000円
光熱費臨時特例補助事業	光熱費の高騰により要する経費	令和5年4月1日における在園児	年額

		数	
		100 人 以下	200,000円
		101 人 以 上 200 人 以下	980,000円
		201 人 以上	1,760,000 円

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

概要版

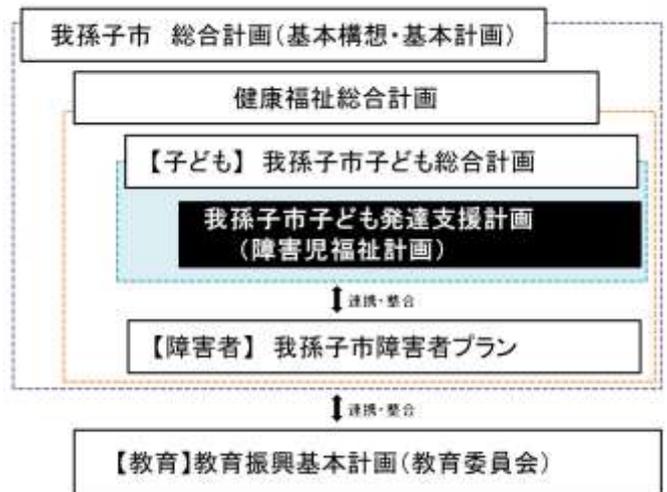
第3期我孫子市子ども発達支援計画 (第3期障害児福祉計画)

－ ライフステージに応じた切れ目ない支援をめざして－

◆ 計画の趣旨と位置づけ ◆

我孫子市では、平成27年から発達に支援が必要な子どもに対し、我孫子市子ども発達支援計画を策定し、ライフステージに応じた発達支援体制の構築を図ってきました。その後、児童福祉法により障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、平成30年3月に第1期障害児福祉計画の内容を併せ持った「<改訂版>我孫子市子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）」を策定しました。

現在、子どもを取り巻く社会情勢が著しく変化
する中で、子育てをめぐるさまざまな課題が顕在
化し、社会適応が困難な子どもが増えています。
第2期計画（令和3～5年度）で取り組んできた
施策の評価や検証を行い、子ども施策、障害児福
祉施策、教育施策を効果的に連携させることによ
って、発達支援の充実を目指していくとともに福
祉サービスの見込み量や提供体制の確保策を定め
るため、本計画を策定します。



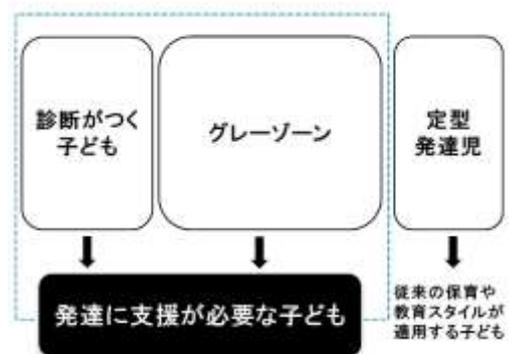
◆ 計画の期間 ◆

本計画の期間は、国が定める基本指針により、第3期障害児福祉計画に合わせて、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
子ども発達支援計画(障害児福祉計画)	改訂版	第2期			第3期		
障害者プラン(障害者計画・障害福祉計画)	第2期	第3期		第4期			
教育振興基本計画	第1期				第2期		

◆ 計画の対象 ◆

本計画の対象を0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある発達に支援が必要な子どもとその保護者とします。我孫子市では、医学的診断のついている子どもに加え、集団での活動やコミュニケーションの苦手さから人と関わることに難しさのある子どもなど、いわゆる「グレーゾーン」も含めた子どもに対しても発達面や情緒面への多様な支援が必要と考えています。また、保護者を含む子どもの養育環境への介入も重要と考えます。



基本理念		基本目標	
子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまち	基本目標1	早期発見の促進	医療機関や保健センターでの乳幼児の相談や健康診査、教育委員会での就学時健康診断、その他関係機関において早期発見につながるための連携強化を図ります。 また、早期の発達支援につなげるために、保護者の不安に寄り添えるような関係機関での連携を図ります。
		気づく・知る	
	基本目標2	発達支援の拡充	児童福祉法に基づく児童通所支援事業において、障害の有無に関わらず、年齢別のニーズに応じた質の高い専門的な発達支援を実施していきます。そのために、民間の児童通所支援事業所とともに児童発達支援センターであるこども発達センターを中心とした発達支援体制の充実を図ります。
		支える	
	基本目標3	家族支援の充実	発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、発達支援を継続的かつ効果的に行えるようにするには、保護者の「気づき」が重要です。 そのためには、保護者に寄り添った支援を行い、保護者が子どもの発達特性や障害への理解を深められることが必要です。そこで、保護者が主体的にかかわることができるような相談支援体制の充実を図り、子ども虐待を含む不適切な養育を防止します。
		支える	
	基本目標4	地域支援の構築	発達に支援が必要な子どもが、児童通所支援事業所に加え、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、学童保育室、あびっこクラブ等の地域の居場所において、健やかに育つために、子どもの状況にあわせた配慮や環境整備が行えるように地域支援体制を確立します。 また、発達に支援が必要な子どもとその家族が差別や偏見、不利益を受けないよう合理的配慮の理解を促し、差別の解消を推進していきます。
		支える	
	基本目標5	教育支援の拡充	子どもたち一人ひとりの心と体の発達に応じた教育を推進するため、特別支援教育を推進し、支援体制の充実を図ります。一人ひとりに適した環境で教育を受けることができれば、子どもはのびのびと学習に取り組むことができ、ひいては保護者の負担を軽減することに繋がります。 また、教育支援委員会や学校等との連携を図り、卒業後を見据えた就労移行事業所等との連携を図ります。
		支える	

施策及び事業	所 管
発達支援に関する専門職員の派遣 ケースワーカーによる相談・調整 あそびの教室による早期支援	こども発達センター
子ども総合相談の推進	子ども相談課
専門職員による相談・訓練 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援	こども発達センター
児童通所支援事業	子ども相談課
ケースワーカーによる相談・調整【再掲】 専門職員による相談・訓練【再掲】 相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成 就学に関する相談・支援業務	こども発達センター
教育相談・発達相談事業	教育相談センター
子ども総合相談の推進【再掲】 子ども虐待防止・援助活動の推進	子ども相談課
専門職員による訪問・相談 ライフダイアリー普及事業	こども発達センター
教育支援委員会の運営 学級支援員派遣事業 教育相談センター巡回事業 特別支援教育推進事業 教育相談センターアドバイザー事業 就学相談事業 長欠対策事業 教育相談・発達相談事業【再掲】 児童生徒からの悩み相談ホットライン	教育相談センター

◆ アンケートの実施状況 ◆

調査対象者	発送日	締切日	発送数	返信数	回答率
児童発達支援給付決定者	R5.7.14	R5.8.4	496	235	47.4%
こども発達センター面接利用者	R5.7.1	R5.7.31	537	248	46.2%
児童発達支援事業所	R5.7.14	R5.8.4	22	15	68.2%
相談支援事業所	R5.7.14	R5.8.4	8	6	75.0%

◆ サービスなどの見込み量 ◆

基本目標1 早期発見の促進

【方向性】

- 子どもに関わる専門職員のスキルを向上させることで、発達に支援が必要な子どもを早期発見し、早期に発達支援へ繋げるための支援体制の充実を図ります。
- こども発達センターのケースワーカーを中心とした関係機関との連携や情報共有を強化します。
- 乳幼児期における親子の愛着関係を大切にされた相談支援体制の充実を図ります。

(1) 発達支援に関する専門職員の派遣

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
保健センターでの相談業務	延べ人数	322人	315人	310人

(2) ケースワーカーによる相談・調整

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
こども発達センター利用者	実人数	698人	682人	672人
受理面接	実人数	215人	210人	207人
医療相談	延べ人数	36人	36人	36人

(3) あそびの教室による早期支援

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
親子教室（たんぽぽ教室）	延べ人数	25人	25人	25人

(4) 子ども総合相談の推進

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
子どもに関する相談のうち、終結件数の割合		80%	80%	80%

基本目標2 発達支援の拡充

【方向性】

- こども発達センターを利用する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、質の高い専門的な発達支援を提供します。
- 子どもの所属機関や児童通所支援事業所による効果的なサービスの提供が行えるように相談支援事業所を中心とした支援体制を充実させていきます。
- 重症心身障害児や医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で必要かつ適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等支援の協議の場を「療育・教育システム連絡会」の医ケア児支援部会として設置することにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行うなど、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。また、医療的ケア児等支援コーディネーターの配置により、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、その子どもにとってより適切な支援の提供につなげていきます。
- 強度行動障害を有する子どもに対しても、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(1) 専門職員による相談・訓練

			見込み値		
			R6年度	R7年度	R8年度
発達評価	延べ人数	596人	596人	596人	
心理・発達相談（就学児の相談含む）	延べ人数	920人	920人	920人	
個別療育	理学療法	実人数	50人	50人	50人
	作業療法	実人数	170人	170人	170人
	言語聴覚療法	実人数	200人	200人	200人
	家庭療育指導	実人数	200人	200人	200人
集団療育	乳児集団療育	実人数	15人	15人	15人
	幼児集団療育	実人数	50人	50人	50人
補装具・日常生活用具相談	延べ人数	10人	10人	10人	
保護者学習会	参加人数	30人	30人	30人	
療育セミナー	参加人数	170人	170人	170人	
ペアレントプログラム	実人数	5人	5人	5人	

(2) 児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
契約者数	45人	45人	45人

(3) 保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
契約者数	2人	2人	2人

(4) 児童通所支援事業

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	実人数 /月	248人	272人	300人
	延べ利用日数/月	1,600日	1,760日	1,936日
放課後等デイサービス	実人数/月	337人	411人	501人
	延べ利用日数/月	3,906日	4,765日	5,814日
保育所等訪問支援	実人数/月	2人	3人	3人
	延べ利用日数/月	4日	5日	6日
居宅訪問型児童発達支援	実人数/月	1人	2人	2人
	延べ利用日数/月	4日	8日	8日
相談支援事業	実人数/月	108人	137人	174人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数	5人	6人	7人
医療的ケア児支援のための協議の場の開催回数	実施回数/年	2回	2回	2回



－ヤングケアラー支援について－

家族のケアを引き受けることで本来やりたいこと、やるべきことを行うのが難しくなっている子ども達があります。ただ、ヤングケアラーであること自体はいけないことはありません。そういう状況にある子どもの話をよく聞き、周りの大人たちが子どもの希望を叶えるために何ができるのかを一緒に考えることが大切です。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園などの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：子ども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/aaa/>)

基本目標3 家族支援の充実

【方向性】

- ・発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において、支援を継続的かつ効果的に行えるようにするためには、保護者の「気づき」が重要です。障害や発達特性の理解促進のために専門職員による親子の愛着関係を大切にされた教育・心理・発達相談を行います。
- ・ライフステージを通じた親支援を可能とするために、保護者等が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけるため、保護者向けの支援プログラムであるペアレントプログラム、ピアサポート活動等を通じて、支援体制の充実を図ります。

(1) 相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員による児童支援利用計画の作成

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
契約者数	270人	275人	280人
児童支援利用計画延べ作成数	285件	290件	300件

(2) 就園、就学に関する相談・支援業務

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
就学引き継ぎ資料作成人数	136人	120人	110人
学童相談（小1フォロー）	70人	70人	70人
就園説明会 参加人数	15人	15人	15人

(3) 教育相談・発達相談事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
来談件数	350件	350件	350件
発達障害及び何らかの発達の偏りが背景にあると思われる相談の割合	65%	65%	65%
相談回数※	2,600回	2,600回	2,600回

※相談回数は、来所相談、電話相談、他機関調整を含む。

(4) 子ども虐待防止・援助活動の推進

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
緊急性の高い児童通告について、48時間以内に調査を行った割合	100%	100%	100%

基本目標4 地域支援の構築

【方向性】

- ・幼稚園、保育園、認定子ども園、学校、学童保育室、あびっこクラブ等において、発達に支援が必要な子どもが健やかに成長し、のびのびと地域で生活できる体制を構築するために、児童発達支援センターであるこども発達センターを中心として地域のインクルージョンを推進し、関係機関での情報共有と連携を強化します。
- ・地域の児童通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーションの支援体制を構築します。こども発達センターの職員（保育士含む）が民間の障害児通所支援事業所を訪問し、支援内容の確認や助言等を行う施設巡回を実施し、サービスの質の向上や不正、虐待の防止に努めます。
- ・児童通所支援事業所が、重度な障害や発達特性のある子どもへの対応の質を高められるよう、こども発達センターの専門職員が研修の場を提供します。
- ・それぞれの場において合理的配慮が提供されるよう、保育者や関係者に発達特性の理解を促し、関わり方や環境調整に関する指導・助言を行います。
- ・災害時の迅速な対応のため、地域の関係機関と日常的な連携を促進します。

(1) 専門職員による訪問・相談

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
巡回相談（就学前）	延べ人数	160人	160人	160人
施設訪問相談	実施回数	20回	20回	20回

(2) ライフダイアリー普及事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
ライフダイアリーの配布数	685冊	220冊	215冊



－ 合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の提供ってなかに －

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指し、令和3年に障害者差別解消法が改正されました。（改正法は令和6年4月1日施行）

障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止しています。また、障害のある人が「合理的配慮の提供」を求めるための申出をすることができます。

例えば、障害のある人が飲食店で、「車いすのまま着席したいのですが、よろしいですか」と、申し出ます。飲食店の事業者は、その実施に伴う負担が過重でなければ、いすを片づけたり、車いすが入ることのできるスペースを作ったりするなど、合理的な配慮を講じます。

基本目標5 教育支援の拡充

【方向性】

- 小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒に適切な教育支援が実施されるよう、教育相談センターにおいて教育相談・支援体制の充実を図ります。家族への支援を充実させ、相談支援事業所などの地域資源との連携強化を図ります。

(1) 教育支援委員会の運営

小中学校に通う発達に支援が必要な児童生徒の就学について、教育支援委員会を設置し、年4回の会議で、対象の児童生徒の就学先を審議します。

(2) 学級支援員派遣事業

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
支援員一人に対する 特別支援学級在籍児童生徒の数	小学校	5.1人	5.1人	5.1人
	中学校	6.7人	6.7人	6.7人

(3) 教育相談センター巡回事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
必要な児童生徒に対する教育支援計画作成数	920人	930人	940人
必要な児童生徒に対する教育支援計画作成率	100%	100%	100%

(4) 特別支援教育推進事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
校内研修会	19回	19回	19回
学級支援員研修会	2回	2回	2回
コーディネーター研修会	2回	2回	2回
聞こえの相談会(※)	1回	1回	1回

※R2年度に廃止した「聞こえの研修会」の代わりに、R6年度から「聞こえの相談会」を年1回実施します。

(5) 教育相談センターアドバイザー事業

		見込み値		
		R6年度	R7年度	R8年度
小学校	延べ人数	230人	230人	230人
	派遣回数	200回	200回	200回
中学校	延べ人数	60人	60人	60人
	派遣回数	70回	70回	70回

(6) 就学相談事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
体験者数（実数）	170人	170人	170人
体験回数（延べ人数）	120回（180人）	120回（195人）	120回（205人）
教育支援委員会審議件数（小学校入学予定者）	120件	130件	135件
教育支援委員会審議件数（中学校入学予定者）	60件	65件	70件
その他の相談回数	250回	250回	250回

※その他の相談回数には来所相談・電話相談・他機関連携・検査等を含む。

(7) 長欠対策事業

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
心の教室相談員の延べ相談人数	10,000人	10,000人	10,000人
教育支援センター利用児童生徒数	115人	130人	145人

(8) 児童生徒からの悩み相談ホットライン

	見込み値		
	R6年度	R7年度	R8年度
相談人数	20人	20人	20人



— マルトリートメントとは —

言葉による脅し、威嚇、罵倒、無視、放っておく、子どもの前で繰り広げられる激しい夫婦喧嘩など、大人から子どもへの発達を阻害する行為全般を含めた不適切な養育を意味します。

子どもの脳は傷つきやすく、上記のような極度のストレスを感じると、その苦しみになんとか適応しようとして自ら変形します。その結果、落ち着きがない、集団行動ができない、乱暴、不自然な愛着行動を見せる等、発達障害的な行動が現れ、適切な支援を受けられないまま成長すると、うつ病、摂食障害、統合失調症などの精神疾患症状や反社会的行為が出現し、生涯にわたって影響を及ぼします。

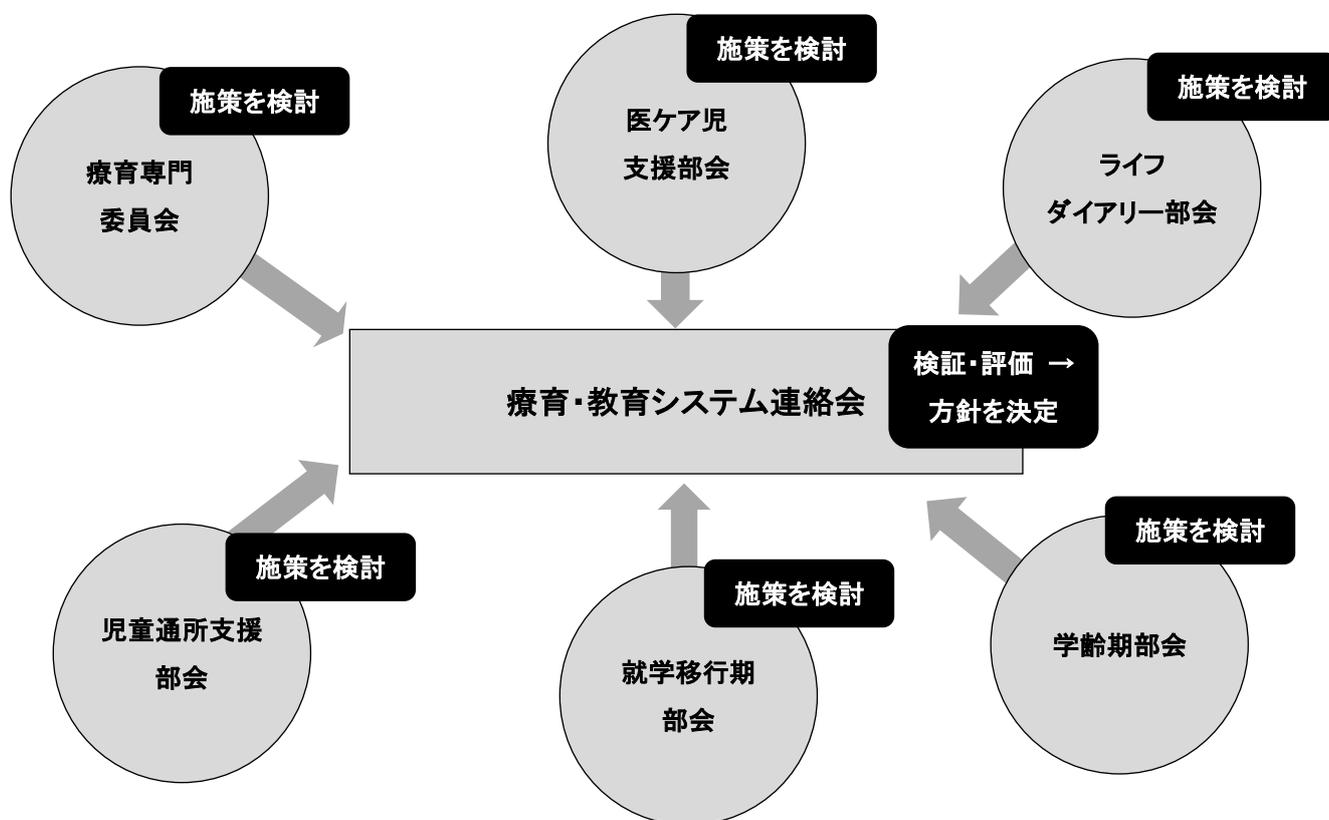
発達障害的な行動に対する支援者の対応方法は発達障害と同じです。発達障害について正しい知識を身に付け、子どもの問題を理解し、対処方法の知識と技法の習得、対処行動への適切な評価ができるようにスキルアップすることが大切です。

◆ 計画の推進に向けて ◆

本計画の推進にあたっては、福祉分野、教育分野、地域資源などさまざまな分野との連携が重要であることから、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、児童通所支援等の事業所、相談支援事業所、庁内関係部署等と連携しながら取り込むことが必要です。

そこで本計画は、関係機関の連携を図ることを目的として設置した「療育・教育システム連絡会」を中心に策定しました。

「療育・教育システム連絡会」は、市と教育委員会の関係部署の他、私立保育園長代表、私立幼稚園長代表、小中学校校長会代表、我孫子特別支援学校長、湖北特別支援学校長を委員として組織するとともに、具体的な施策を検討する6つの作業部会を設置していることから、それぞれの立場からの意見を伺いながら、今後の計画進行の検証と評価を行い、次期の計画策定につなげていきます。



我孫子市再資源化事業実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市再資源化事業実施要綱（平成15年告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

種別	奨励金の額
回収した資源の重量に応じた奨励金	1キログラム当たり5円。ただし、1月につき、10キログラムに登録団体に属する世帯の数を乗じて得た重量を限度とする。
登録団体に属する世帯の数に応じた奨励金	1世帯当たり月額10円

様式第1号中「第8条第1項関係」を「第8条関係」に、

「ふりがな 「フリガナ
氏名」を氏名」に、

「ふりがな 「フリガナ
口座名義人」を 口座名義」に改める。

様式第2号中「第8条第1項関係」を「第8条関係」に、

「ふりがな 「フリガナ
氏名」を 氏名」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第8条第1項関係」を「第8条関係」に改める。

様式第5号中「第8条第3項関係」を「第8条関係」に、「口座名義人」を「口座名義」に改める。

様式第6号中「第8条第3項関係」を「第8条関係」に、

「

利用状況	<input type="checkbox"/> 資源及び不燃ごみ	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ
団体名 名称		
代表者 住所		
ふりがな 氏名	電話	

注 設置場所案内図（詳しいもの）を添付してください。

」を

「

利用状況	<input type="checkbox"/> 資源及び不燃ごみ	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ
------	-----------------------------------	-------------------------------

注 設置場所案内図（詳しいもの）を添付してください。

」に改める。

様式第7号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

我孫子市ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年2月28日

我孫子市長 星 野 順一郎

我孫子市告示第36号

我孫子市ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度実施要綱を廃止する告示

我孫子市ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度実施要綱（平成16年告示第67号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

放射能対策 令和5年度までの取組状況と令和6年度までの取組方針

No.	取組項目	担当課	令和5年度までの取組方針	令和2年度から5年度までの取組状況	令和6年度までの取組方針	
1	空間線量の測定	子どもが多く利用 する施設等の定期的な放射線量測定	生活衛生課 令和2年度まで小中学校、保育園、公園等すべての施設を年1回各課で測定を実施していた。(258施設) 令和3年度から施設ごとの区分を取り払い、我孫子地区、天王台地区、湖北地区、新木地区、布佐地区の5地区について、代表点を設定し、そこを定点観測地点として実施。(15施設)	R3年度 各地区0.06~0.07 μ Sv/h R4年度 各地区0.06~0.07 μ Sv/h R5年度 各地区0.06~0.07 μ Sv/h 詳細は別紙のとおり	令和5年度で終了(除染後のモニタリングは継続)	
		クリーンセンターでの空間線量測定	手賀沼課資源循環推進室	年2回4カ所での空間線量の測定(令和2年度まで年6回の測定)	(最高値、高さ100cm) R2...0.080 μ Sv/h R3...0.069 μ Sv/h R4...0.073 μ Sv/h R5...0.080 μ Sv/h	令和5年度で終了
		手賀沼沿いでの空間線量測定	生活衛生課	年1回手賀沼沿い14カ所での空間線量の測定	(平均値、高さ50cm) R2...0.071 μ Sv/h R3...0.053 μ Sv/h R4...0.059 μ Sv/h R5...0.060 μ Sv/h	継続
2	放射線量測定機器の貸出	生活衛生課	放射線量測定器の貸出しを希望する市民等に、1泊2日を基本として測定器を貸出	(貸出件数) R2...6件、R3...8件、R4...1件 R5...3件	継続	
3	公共施設の除染(局所的なホットスポットへの対応)	生活衛生課 施設所管課	除染の基準値以上の箇所が見つかった場合、施設の所管課と協議のうえ除染等の措置を実施	・除染完了後の平成26年1月以降年2カ所程度確認し除染を実施 ・平成30年度に柴崎台中央公園の局所除染を実施後、汚染が確認されていない	継続	
4	自治会などが行う除染活動への支援	生活衛生課	作業に関する相談、必要な用具を貸し出し	・平成28年度以降、自治会等からの相談なし	継続	
5	ごみ焼却灰などの放射性物質検査	手賀沼課資源循環推進室	・搬出物となるごみ焼却灰、剪定枝木チップ、不燃ごみの放射性物質検査を月1回検査 ・ごみ焼却炉の排ガスを年2回検査(令和2年度まで月1回検査)	R5 最高検出値(ベクレル/kg) ○排ガス...不検出 ○ごみ焼却灰 ・主灰...91(R5年5月) ・飛灰...470(R5年12月) ○剪定枝木チップ ・搬入物...130(R6年2月) ・ストックヤード保管物...保管なし ○不燃ごみ...不検出	継続(排ガスの検査については令和5年度で終了)	
6	廃棄物の放射性物質濃度低減に向けた取り組み(剪定枝木の処分)	手賀沼課資源循環推進室	・剪定枝木を可燃ごみと分けて回収・チップ化し最終処分(平成24年6月から開始) ・令和5年度から雑草・枯葉は焼却処分とし、剪定枝木のみを処分とする。	剪定枝木チップ処分量 R3...5,542t(委託3,471t、焼却2,071t) R4...5,832t(委託3,385t、焼却2,447t) R5...1,243t(委託分)	継続	
7	浄水と原水の放射性物質検査	水道局工務課	湖北台浄水場の原水(地下水)と浄水の放射物質検査を年4回実施(令和5年度から)	・R2~R3:2検体×12カ月 ・R4:2検体×6カ月 ・R5:2検体×4カ月 ・平成23年3月以降不検出を継続	継続	
8	給食食材の放射性物質検査	生活衛生課	・各校・各園で希望する食材の検査を実施する ・検査は農政課で行い、結果の公表は生活衛生課で必要に応じて実施	・保育園等で自家栽培したものを実施 R3...3件、R4...1件、R5...0件 ・結果の公表なし	継続	
9	我孫子市産農産物の放射性物質検査	農政課	・農業者からの検査希望食材(主に出荷証明書が必要なタケノコ・シイタケ等)について検査を実施する。 (小・中学校給食食材の検査は令和2年度まで実施、3年度から終了)	R2...243検体(給食食材移管分含む) R3...49検体 R4...52検体 R5...33検体	継続	
10	市民等が持ち込む食品・飲料物の放射性物質検査	生活衛生課	・毎週月曜日に受付 ・検査は農政課で行う	R2...13検体、R3...3検体、R4...4検体 R5...5検体(検出1件)	継続	
11	小・中学校の健康診断における甲状腺の視診・触診	学校教育課	我孫子医師会の協力を得て、就学時健康診断と小・中学校の定期健康診断において甲状腺の視診・触診を実施	・健康診断の結果、「所見あり」となった人数 R2...定期 5人/8846人、就学時 0人/878人 R3...定期 4人/8582人、就学時 0人/940人 R4...定期 7人/8362人、就学時 0人/834人 R5...定期 10人/8181人、就学時 0人/869人	令和5年度で終了	
12	内部被ばく線量測定費用の一部助成	健康づくり支援課	妊婦または平成6年4月2日以降に生まれた方を対象に、内部被ばく線量測定費用の一部を助成(助成額...測定費用の1/2、3,000円限度)。	R2...0件 R3...0件 R4...0件 R5...0件	令和5年度末で終了	
13	甲状腺検査費用の一部助成	健康づくり支援課	平成4年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれ、原発事故当日と検査日において我孫子市に住民登録のある方を対象に、甲状腺超音波検査と血液検査を併せて検査した場合の費用の一部を助成(助成額...5,000円)。	R2...2件 R3...3件 R4...0件 R5...4件	継続	
14	原子力損害賠償請求に関する農業者への情報提供	農政課	東京電力HDに対する原子力損害賠償請求について、農業者から問い合わせを受けた際に情報提供を行う	年度末に市内農業者へ郵送で問合せ先の情報提供、東京電力HDの窓口紹介のチラシの送付	継続	
15	東京電力への放射能対策経費の賠償請求	生活衛生課・手賀沼課資源循環推進室・水道局	国・県の補助金等の対象とならない放射能対策経費について、東京電力に賠償請求を行う		継続	
16	指定廃棄物の長期管理施設の早期確保に係る国への要望	手賀沼課資源循環推進室	関係市と連携を図りながら、長期管理施設の早期確保を国に要望していく	令和4年3月29日、環境大臣あての要望書提出 令和6年2月5日、環境大臣あての要望書提出	継続	

令和5年度 子どもが多く利用する施設等の放射線量測定結果

1 地区ごとの測定結果

【単位】マイクロシーベルト毎時

地区名	施設数	測定高		
		1m	50cm	5cm
我孫子地区	5	0.07	0.07	0.06
天王台地区	3	0.06	0.06	0.06
湖北地区	3	0.07	0.07	0.07
新木地区	1	0.07	0.07	0.07
布佐地区	3	0.06	0.07	0.07

2 施設ごとの測定結果

【単位】マイクロシーベルト毎時

【測定機器】クリアパルス株式会社製A2700

番号	地域	施設区分	施設名	測定日	測定箇所数	測定高			備考
						1m	50cm	5cm	
1	我孫子地区	公園	台田地尻公園	6月6日	5	0.09	0.09	0.08	砂場は5cmで0.061 μ Sv/h
2	我孫子地区	学校	我孫子市立久寺家中学校	6月6日	8	0.07	0.07	0.07	
3	我孫子地区	学校	我孫子市立並木小学校	6月6日	7	0.06	0.06	0.05	
4	我孫子地区	学校	我孫子市立第四小学校	6月6日	7	0.05	0.05	0.05	
5	我孫子地区	公園	手賀沼公園	6月6日	5	0.06	0.06	0.07	砂場は5cmで0.065 μ Sv/h
6	天王台地区	学校	我孫子市立第三小学校	6月6日	7	0.06	0.06	0.06	
7	天王台地区	公園	高野山桃山公園	6月6日	5	0.05	0.05	0.05	砂場は5cmで0.063 μ Sv/h
8	天王台地区	学校	我孫子市立第二小学校	6月6日	10	0.06	0.06	0.07	
9	湖北地区	公園	湖北台中央公園	6月7日	5	0.07	0.07	0.07	砂場は5cmで0.071 μ Sv/h
10	湖北地区	公園	中峠亀田谷公園	6月5日	5	0.08	0.08	0.08	砂場は5cmで0.081 μ Sv/h
11	湖北地区	学校	我孫子市立湖北小学校	6月5日	7	0.05	0.05	0.05	
12	新木地区	学校	我孫子市立新木小学校	6月7日	7	0.07	0.07	0.07	
13	布佐地区	学校	我孫子市立布佐南小学校	6月7日	7	0.06	0.06	0.07	
14	布佐地区	学校	我孫子市立布佐中学校	6月7日	7	0.07	0.07	0.07	
15	布佐地区	公園	布佐西町下公園	6月7日	3	0.06	0.06	0.07	砂場は5cmで0.068 μ Sv/h

※ 測定値は各施設の測定箇所での平均値。公園は砂場の測定値を除いた平均。

令和6年度の放射能対策事業について

平成26年1月に公共施設・民有地の除染が完了し10年が経過しました。その間に原子力発電所事故に伴う市民の不安も沈静化しており、それは相談や要望、放射線量測定器の貸出、持込みの食品・飲用水の放射性物質検査などの件数の減少に表れています。また、手賀沼底質の放射性物質濃度に低減がみられ、令和5年3月には手賀沼流域のウナギの出荷制限が解除されました。

このような状況をうけ令和3年度に大幅な事業の終了や見直し・縮小を図ってきました。そのため現在行われている放射能対策事業は、将来的な汚染状況重点調査地域指定解除までの継続的な調査、県や関係機関との関係から継続が必要な事業、市民の安心を確保するための検査やサービスで経費的な負担の少ないものとなっています。

令和6年度の放射能対策は、引き続き前年度の事業を実施するものの、さらに次の事業の縮小を図っていきます。

- ・「子どもが多く利用する施設等の定期的な放射線量測定」

令和5年度で事業を終了。除染後のモニタリングとして調査を継続。

- ・「クリーンセンターでの空間線量測定」 令和5年度で事業を終了。

- ・「ごみ焼却灰などの放射性物質検査」

クリーンセンターのばい煙中の排ガスの検査は令和5年度で終了。

- ・「小・中学校の健康診断における甲状腺の視診・触診」

令和5年度で事業を終了。

- ・「内部被ばく線量測定費用の一部助成」 令和5年度末で事業を終了。

以上

我孫子市 マンション管理適正化推進計画

令和6年3月

我孫子市 都市部 建築住宅課

目 次

1. 計画策定の背景と目的
2. マンションの管理の適正化に関する目標
3. マンションの管理の状況を把握するために我孫子市が講ずる措置に関する事項
4. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
5. 我孫子市におけるマンションの管理の適正化に関する指針（我孫子市マンション管理適正化指針）
6. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
7. 計画期間
8. その他必要な事項

我孫子市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和6年3月～令和16年3月)

令和6年3月

1. 計画策定の背景と目的

全国的に老朽化や管理組合の担い手不足が顕著にみられる高経年マンションが今後急増する見込みであることを踏まえ、マンションの老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や、老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。

こうした背景の中、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）」が令和2年6月24日に公布され、マンションの計画的な維持管理や老朽化したマンションの個別状況に応じた再生等が円滑に行われるよう、同法に基づくマンション管理適正化施策が進められています。

本市においても、全国の傾向と同様に建物の高経年化が進行しており、管理の担い手不足、管理費や修繕積立金の不足など、維持管理に課題を抱えるマンションの増加が予想されます。

このことを踏まえ、本市では、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下、マンション管理適正化法という。）第3条の2に基づき、「我孫子市マンション管理適正化推進計画」を策定し、マンション管理に関する専門家等と連携して、管理組合によるマンションの適正な維持管理を支援します。

2. マンションの管理の適正化に関する目標

我孫子市では、分譲マンションの管理組合等として95を把握しており、そのうち築40年以上のマンションは22あり、10年後には44、20年後には約3.6倍の79と、今後高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、管理不全マンション（※）の発生抑制と管理不全状態の解消に重点をおいてマンションの管理適正化を進めることとします。

（※）マンション管理適正化法第5条の2に基づく助言、指導及び勧告に該当するマンションを、管理不全マンションの判断基準とします。

3. マンションの管理の状況を把握するために我孫子市が講ずる措置に関する事項

本市においては、令和4年度に、マンションの管理状況を把握するための実態調査「令和4年度我孫子市分譲マンション管理実態調査」を実施しました。

調査対象、主な調査項目及び調査方法は以下のとおりです。

(1) 調査名称

令和4年度我孫子市分譲マンション管理実態調査

(2) 実施主体

我孫子市役所 都市部 建築住宅課 住宅政策係

(3) 対象

我孫子市内分譲マンション95管理組合等

※ 市が把握している、全ての区分所有されている共同住宅を対象としています。

※ 調査依頼日時点では送付対象マンションを96としていましたが、このうち1については、「長屋」であることが調査後に判明したため、以後95を市内分譲マンション管理組合等としています。

(4) 調査項目

マンションの基礎情報（建築時期、住戸数、面積など）、居住者・会計・委託管理・修繕・建替えの状況、管理上の課題など

(5) 期間

令和4年11月11日：調査票の送付

令和5年1月31日：回答期限

※ 期限内に回答が得られなかったマンションについては、現地にて再度調査協力を要請しているため、報告書では令和5年5月末までの回答分を反映させていません。

(6) 方法

管理組合等あてに調査票を送付し、次の①又は②の方法にて回答を収受

①WEB回答：インターネットブラウザによる回答

②郵送回答：紙面による回答

(7) 調査基準日

令和4年10月1日

(8) 送付数

95件（うち不達9件）

(9) 回答数

59件

(10) 回収率

62.1%（回答数59件／送付数95件）

今後も必要に応じて、市内のマンションの管理状況を把握するための実態調査を実施し、市内マンションの現状把握に努め、管理適正化の推進に資するよう努めます。

また、市HP等において結果を公表し、管理組合等と管理実態を共有することで、管理組合の管理適正化に係る意識の醸成を図ります。

4. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理の適正化の推進を図るために、以下の施策を講じます。
また、これらの施策の周知を行うとともに、施策の充実を図ります。

- (1) マンション問題個別相談会・マンション管理セミナー
- (2) マンション管理アドバイザー派遣制度
- (3) マンション耐震診断助成制度
- (4) マンションの管理状況の把握（実態調査）
- (5) マンション管理適正化法第5条の2に基づく助言、指導及び勧告
- (6) マンション管理適正化法第5条の3に基づくマンション管理計画認定制度

5. 我孫子市におけるマンションの管理の適正化に関する指針 （我孫子市マンション管理適正化指針）

我孫子市では、国のマンション管理適正化指針と同様の内容を我孫子市マンション管理適

正化指針としています。

本指針は、我孫子市の区域内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものであり、本指針の内容について十分留意した上で、日常的なマンションの管理適正化に努めることが必要です。

6. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンション管理士団体と連携し、管理組合向けのマンション問題個別相談会やマンション管理セミナーを定期的を開催します。

また、広報紙やホームページ等での情報提供、管理組合への郵送などを通じて、マンション管理適正化に関する啓発及び知識の普及を進めます。

7. 計画期間

本計画の期間は、令和6年3月から令和16年3月までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

8. その他必要な事項

本計画目標達成手段の一つとして、マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定制度を運用することとしています。

運用にあたっては、マンションの管理者等による認定申請の円滑化及び当市における審査事務の負担の軽減を図るため、マンション管理適正化法第91条に基づいてマンション管理適正化推進センターとして指定されている公益財団法人マンション管理センターによる事前確認を受けていただくこととしています。

管理計画の認定は5年ごとの更新制であり、更新をしなければ認定の効力は失われます。また、認定期間中の管理計画変更時には再度認定申請が必要です（有効期間は延長されません）。

また、認定期間中に市から報告徴収、改善命令等の監督を受ける場合があるため、マンションの管理者等には、認定を取得したマンションとしての適正管理に努めることが求められます。

我孫子市マンション管理適正化推進計画
策定日 令和6年3月
発行者 我孫子市

我孫子市耐震改修促進計画



我孫子市マスコットキャラクター

手賀沼のうなきちさん

策定年月：平成20年 4月

改定年月：平成29年 3月

改定年月：令和 6年 3月

我孫子市 都市部 建築住宅課

目 次

はじめに	1
第1 計画策定の趣旨	2
第2 想定される地震の規模及び被害想定	2
1 想定される地震の規模	2
2 被害想定	2
(1) 震度、液状化	3
(2) 被害	3
(3) 機能障害	3
(4) 人的被害	3
第3 耐震化の現状と目標	3
1 耐震化の現状	3
(1) 住宅	3
(2) 建築物	4
2 耐震化の目標	5
(1) 住宅	5
(2) 建築物	5
(3) 市有建築物	5
第4 建築物の耐震化の促進を図るための施策	6
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
(1) 建築物の所有者等の役割	6
(2) 市の役割	6
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	6
(1) 木造住宅耐震診断助成制度	6
(2) 木造住宅耐震改修工事助成制度	6
(3) マンション耐震診断助成制度	6
3 重点的に耐震化すべき建築物	6
4 重点的に耐震化すべき区域	7
5 木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	7
6 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路	7
7 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	7
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策	7
(2) 各種落下物対策	7
(3) 天井等の脱落対策	8
(4) ブロック塀対策	8
(5) 屋根瓦対策	8
8 崖崩れ等による被害対策の検討	8
9 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	8
第5 啓発及び知識の普及	9

1	地震ハザードマップの作成	9
2	建築物の液状化危険度の周知	9
3	相談体制の整備及び情報提供の充実	9
4	パンフレットの作成・配布、耐震セミナー・相談会の開催	9
	(1) パンフレットの作成・配布	10
	(2) 耐震セミナー・相談会の開催	10
5	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	10
6	家具転倒防止策の推進	10
7	自治会等の連携に関する事項	10
第6	所管行政庁としての役割	11
1	耐震改修促進法による指導等の実施	11
	(1) 耐震診断義務付け対象建築物	11
	(2) 既存耐震不適合建築物	11
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施	12
第7	その他耐震化の促進に関し必要な事項	12
1	他行政団体との連携	12
2	関係団体との連携	12
3	その他	12

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人でしたが、その約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

その教訓を踏まえて、平成7年12月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。)」が制定されました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘されているところです。

このため、建築物の耐震改修については、国が策定した建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和3年5月)や首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月)が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、平成31年1月に耐震改修促進法施行令の改正、令和3年12月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。)」の改正、令和4年3月に千葉県耐震改修促進計画の改定がされました。このような国及び千葉県の動きに併せて、当市の建築物の耐震化を促進するため、我孫子市耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)を改定するものです。

第1 計画策定の趣旨

促進計画は、耐震改修促進法第6条の規定により策定するものです。

また、促進計画は、耐震改修促進法第4条の規定に定められた基本方針及び千葉県耐震改修促進計画に基づき、令和12年度を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は、促進計画に基づき千葉県及び関係機関と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。

なお、促進計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 想定される地震の規模及び被害想定

1 想定される地震の規模

我孫子市地域防災計画（令和3年度修正版）では、我孫子市に大きな影響を及ぼす可能性があるマグニチュード7クラスの3つの地震を想定しています。

表-1 想定される地震の規模

地震名	規模	想定震度
我孫子市直下の地震※	マグニチュード6.9	台地で震度6弱 低地で震度6強
茨城県南部地震	マグニチュード7.3	台地で震度5強 低地で震度6弱
東京湾北部地震	マグニチュード7.3	台地で震度5強 低地で震度6弱

※我孫子市で想定される地震として、「我孫子市地震ハザードマップ解析業務委託報告書」より、想定地震及び震度・液状化の結果をまとめ、計画の前提となる被害について想定します。

2 被害想定

我孫子市地域防災計画で最大震度と想定される我孫子市直下の地震（マグニチュード6.9）を前提に、過去に発生した同程度の地震から被害を次のように想定します。

(1) 震度、液状化

低地で震度6強、台地で震度6弱の揺れとなる。低地で液状化現象が発生する。

(2) 被害

旧耐震基準の古い建物を中心に全・半壊の被害、ブロック塀等の倒壊が発生する。液状化によって道路の陥没、砂や地下水の噴出、建物の沈下、地下埋設管の被害が発生する。

住宅の密集地で火災が発生した場合は、延焼が拡大する。

(3) 機能障害

停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の機能障害が発生する。

(4) 人的被害

倒壊建物等により死者、負傷者や倒壊家屋等に閉じ込められた要救出者が発生する。避難者は、住宅の耐震化、近年の同程度の地震発生時の状況、千葉県の設定等を鑑み、人口（13.2万人）の15%を見込む。

第3 耐震化の現状と目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅

市内の住宅戸数は、平成30年住宅・土地統計調査によると、約54,100戸（戸建て住宅：約31,500戸、共同住宅その他の住宅：約22,600戸）と推定されています。

そのうち、耐震性がある住宅戸数は、約50,000戸（昭和55年以前で耐震性を有する住宅：約7,900戸、昭和56年以降の住宅：約42,100戸）であり、市内の住宅の耐震化率は、約92.4%となります。

表-2 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区分	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年 以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
住宅全体	約 54,100	約 4,100	約 7,900	約 42,100	約 92.4%
戸建て住宅	約 31,500	約 3,800	約 4,200	約 23,500	約 87.9%
共同住宅等	約 22,600	約 300	約 3,700	約 18,600	約 98.7%

※住宅の各戸数及び耐震化率は、平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

を基にした推計値です。

(2) 建築物

ア 耐震診断義務付け対象建築物

「耐震診断義務付け対象建築物」とは、「要安全確認計画記載建築物」及び「要緊急安全確認大規模建築物」です。

本市における耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、16棟で、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は100%です。

表－3 耐震診断義務付け対象建築物の現状

耐震診断義務付け対象建築物	総数	耐震性無	耐震性有	耐震化率
要安全確認計画記載建築物	—	—	—	—
要緊急安全確認大規模建築物	16棟	0棟	16棟	100%

※耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、令和5年9月末日時点の数値です。

※「要安全確認計画記載建築物」とは、

耐震改修促進法第7条に規定される昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物で、防災拠点建築物（病院、官公署及び災害応急対策に必要な施設など）として、「千葉県耐震改修促進計画」に記載された建築物及び県又は市が指定する避難路（耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に掲げる道路）に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいいます。なお、本市では該当はありません。

※「要緊急安全確認大規模建築物」とは、

耐震改修促進法附則第3条に規定される昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された建築物で、病院、店舗、旅館などの不特定多数の者が利用する大規模建築物及び小・中学校等や老人ホームなどの避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物、並びに火薬類や石油類などの一定量以上の危険物を取り扱う大規模貯蔵庫などの政令で定めるものをいいます。

イ 特定建築物

促進計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物（用途・規模は政令で定める。）と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物とします。

令和4年度における特定建築物の棟数は、市有の特定建築物が74棟、民間の特定建築物が267棟、あわせて341棟です。

そのうち、昭和56年5月以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、

市有の特定建築物が1棟、民間の特定建築物が22棟、あわせて23棟です。

特定建築物の耐震化率は、約93.3%です。そのうち、市有の特定建築物が約98.6%、民間の特定建築物が約91.8%となります。

表-4 特定建築物の耐震化の現状

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和56年5月以前		昭和56年 6月以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
市有	74棟	1棟 ^(注1)	45棟	28棟	約98.6%
民間	267棟	22棟	65棟	180棟	約91.8%
全体	341棟	23棟	110棟	208棟	約93.3%

※棟数及び耐震化率は、令和5年3月末時点の数値です。

なお、民間特定建築物の昭和56年5月以前の耐震性の有無は、推計値です。

(注1)：市有で耐震性がない特定建築物は、旧クリーンセンター(焼却場)が該当しています。ただし、当該建築物は既に閉鎖し、令和7年度に解体工事を行う予定です。

2 耐震化の目標

平成20年4月に策定した促進計画では平成27年度に向けた目標を、平成29年3月に改定した促進計画では平成32年度に向けた目標を設定しました。

今回の改定に当たっては、基本方針や千葉県耐震改修促進計画等を踏まえ、耐震化の目標を新たに設定します。

(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標を令和12年までにおおむね解消とします。

(2) 建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は100%になっています。

また、特定建築物については、引き続き耐震化の促進に努めます。

(3) 市有建築物

市はこれまで、市有建築物のうち、特定建築物及び震災時に応急活動拠点となる建築物について、促進計画に基づき、平成20年8月に「市有建築物の耐震化整備プログラム(以下「整備プログラム」という。)」を策定し、耐震化を計画的に進めてきました。その結果、耐震化が終わっていない建築物は、旧クリーンセンター(焼却場)の1棟のみとなり、今後、解体によって完了することとなります。

整備プログラム以外の施設で、今後継続的に使用していくことが見込まれる施設については、平成28年6月に策定した「我孫子市公共施設等総合管理計画」に

基づき、公共施設の長寿命化等に併せて、耐震化を図っていくこととします。

第4 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 市の役割

市は、市有建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の墜落防止対策などの安全対策を講じるよう努めます。

また、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るにあたり、住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じるよう努めます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

市では、住宅の耐震化を図るため、耐震診断や耐震改修にかかる費用の助成を国の補助事業や県の支援を得て、助成事業を実施しています。

(1) 木造住宅耐震診断助成制度

平成21年度に木造住宅耐震診断助成制度を創設し、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成しています。

(2) 木造住宅耐震改修工事助成制度

平成20年度に木造住宅耐震改修工事助成制度を創設し、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を助成しています。

(3) マンション耐震診断助成制度

平成20年度にマンション耐震診断助成制度を創設し、昭和56年5月以前に建築された分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成しています。

3 重点的に耐震化すべき建築物

耐震改修促進法附則第3条では、不特定多数の者が利用する大規模建築物等を要緊急安全確認大規模建築物とし、その耐震診断結果を所管行政庁に報告することが義務付けられています。

市は、こうした耐震診断義務付け対象建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付けます。

4 重点的に耐震化すべき区域

市は、震災時に大きな被害が想定される昭和56年5月以前に建築された木造住宅が密集する市街地について、重点的に耐震化の促進に努めます。

5 木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進の取組、耐震診断実施者に対する耐震化促進の取組、改修事業者の技術力向上を図る取組及び耐震化の必要性に係る周知・普及が重要です。

このため、我孫子市木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

6 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

市は、大規模な地震が起きた場合における避難、救助、諸施設の復旧及び救急・消防活動など非常事態に対応した交通の確保を図るため、千葉県地域防災計画の緊急輸送道路のうち、市内を通過する4路線を耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路と定め、沿道の建築物のうち、道路を閉塞させるおそれのある昭和56年5月以前に建築された通行障害建築物について耐震化の促進に努めます。

7 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

震災時においてエレベーターが緊急停止により、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、市は、エレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとします。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、附属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、市は、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、

特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の機会を捉え、建築物の所有者等に点検、改善を促します。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。市は、このような被害を防止するため、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとします。

(4) ブロック塀対策

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぎ、避難、救助の妨げとなることがあります。パンフレットの配布などを通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導に努めます。

市では、住宅リフォーム補助金制度を利用して、道路に面した既存の危険なコンクリートブロック塀等の撤去・改修工事に要する費用の一部を助成しています。

なお、以下の道路は、地震災害時に避難上重要となることから、社会資本整備総合交付金要綱における「避難路」として位置付けます。

- ・地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ・通学路
- ・建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路

(5) 屋根瓦対策

近年の大型台風や大地震などにより、屋根瓦が脱落する被害が発生したことにより、令和4年1月から屋根瓦の緊結方法に関する告示が改正され、基準が強化されました。市は、このような被害を防止するため、屋根瓦の施工基準等について周知を図り、脱落防止対策をするよう促すものとします。

8 崖崩れ等による被害対策の検討

大規模地震等の発生に伴うがけ崩れ等により、がけ付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用して、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減する方策を検討します。

9 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

耐震改修促進法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認

定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

市は、ホームページ等により認定制度の情報提供を行い、建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続きを紹介し、耐震化の促進に努めます。

第5 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成

市は、建築物の所有者等の防災意識を高めるため、想定した地震を基に、地震による危険性の程度や被害の目安等を記載した地震ハザードマップを作成します。

なお、現在の地震ハザードマップは、「揺れやすさマップ」、「液状化危険度マップ」、「建物全壊率マップ」から構成され、木造住宅の耐震診断や耐震改修の実施、家具の転倒防止対策などを推進することを目的に作成しています。

2 建築物の液状化危険度の周知

東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、広域にわたり液状化現象が発生し、本市においても、液状化現象により甚大な被害が発生しました。

千葉県では、こうした東日本大震災の液状化被害を「平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書」としてとりまとめ、ホームページで情報提供するとともに、「ちば地震防災ガイド」の中で「液状化しやすさマップ」を作成しています。また、市でも、「あびこハザードマップ」の中で「液状化危険度マップ」を作成しており、建築物の所有者等へ周知を図っています。

3 相談体制の整備及び情報提供の充実

市は、建築物の所有者等からの耐震診断及び耐震改修等に関する相談を受け付けるための相談窓口を都市部建築住宅課に設置して対応しています。

また、広報あびこやホームページ等により、耐震診断・耐震改修の必要性等を周知するよう努めます。

4 パンフレットの作成・配布、耐震セミナー・相談会の開催

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて市民に周知していくことが必要です。

市は、耐震化の促進に関する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとし
ます。

(1) パンフレットの作成・配布

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図る
ため、パンフレット等を耐震相談窓口に常備し、配布しています。

また、耐震セミナー・相談会等を活用して、広く市民等に耐震化の必要性につ
いて周知するとともに、住宅性能表示制度、長期優良住宅建築等計画認定制度及び地
震保険等について情報提供していきます。

(2) 耐震セミナー・相談会の開催

市は、住宅の耐震化促進の一環として、耐震化の必要性について市民の理解を
深めるため、市主催の『耐震セミナー・相談会』を建築関係団体と連携、協力して
実施しています。

なお、『耐震セミナー・相談会』の開催にあたっては、広報あびこやホームペ
ージの掲載、SNSによる周知を行っています。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅等の耐震改修工事は、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リ
フォーム工事に併せ耐震改修工事を行うことは、所有者にとって経済的にも有効な方
法です。

市は、リフォーム工事に併せた耐震改修の工事方法等を、建築関係団体と連携し、
情報提供を行うとともに、住宅等の耐震改修の促進に努めます。

6 家具転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進
とともに、家具の転倒防止策を推進することは重要な課題です。市は、パンフレット
やホームページ等により情報提供を行い、家具等の転倒防止対策を推進します。

7 自治会等の連携に関する事項

耐震化の促進は、地域で耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避
難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行わ
れることが最も有効であることから、自治会等とも連携しながら、住宅・建築物の耐
震化の促進に取り組むことが重要です。

市は、『耐震セミナー・相談会』の開催やパンフレットの配布等により耐震化の促進
を図ります。

第6 所管行政庁としての役割

1 耐震改修促進法による指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 耐震診断・報告の実効性確保

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の通知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。

また、期限内に報告のない所有者については、督促し、それでも報告のない所有者については、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を命じ、併せてその旨をホームページで公表します。

イ 耐震診断結果の公表

市は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表するものとします。

要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建築物については、耐震改修促進法施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめた上で公表することとします。

公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、耐震改修促進法施行規則第22条及び技術的助言（平成25年12月11日付国住指第2930号、平成31年1月1日付国住指第32092号）に基づくものとします。

市は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表

市は、重点的に耐震化すべき建築物と位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導及び助言を行うこととします。指導に従わない所有者に対しては、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページで公表します。

(2) 既存耐震不適格建築物

ア 耐震診断及び耐震改修の指導・助言

耐震改修促進法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりました。

市は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。

イ 耐震診断及び耐震改修の指示・公表

市は、耐震改修促進法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページで公表します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第7 その他耐震化の促進に関し必要な事項

1 他行政団体との連携

千葉県特定行政庁連絡協議会は、県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を行うために設置されています。

市は、本協議会を通じ、耐震改修促進法による指導、助言、指示又は公表並びに建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整を行い、既存建築物の耐震化の促進に努めます。

2 関係団体との連携

市は、公益社団法人千葉県建築士事務所協会東葛支部・我孫子、一般社団法人千葉県建築士会柏支部・我孫子及び我孫子市住宅センター協議会と積極的に情報交換を行い、十分な連携を強化することで、耐震化の促進を図るものとします。

3 その他

促進計画を実施するに当たり、必要な事項は、別途、定めるものとします。



我孫子市マスコットキャラクター

手賀沼のうなきちさん

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱（令和4年告示第165号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受け、学校給食の食材料費が上昇しているところ、保護者に新たな負担を求めることなく、地域の農産物等の利用を図りながら栄養バランス及び量を保った学校給食の実施を継続するため、予算の範囲内において交付する我孫子市学校給食費負担軽減等補助金（以下「補助金」という。）について、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする学校長は、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 令和6年4月分から令和6年</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、物価高騰等の影響を受け、学校給食の食材料費が上昇しているところ、保護者に新たな負担を求めることなく、地域の農産物等の利用を図りながら栄養バランス及び量を保った学校給食の実施を継続するため、予算の範囲内において交付する我孫子市学校給食費負担軽減等補助金（以下「補助金」という。）について、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする学校長は、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 令和5年4月分から令和6年</p>

12月分まで（以下「補助対象期間」という。）における給食実施予定回数計画書

(2) 略

（実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた学校長（以下「交付決定者」という。）は、**令和6年12月**における学校給食の実施の最終日以後、速やかに、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)から(3)まで 略

（関係書類の保存等）

第10条 交付決定者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）（次項において「帳簿等」という。）を備え、**令和12年3月31日**まで保存しなければならない。

2 略

附 則

1 略

（失効）

2 この告示は、**令和7年5月31日**限り、その効力を失う。ただし、同日

3月分まで（以下「補助対象期間」という。）における給食実施予定回数計画書

(2) 略

（実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた学校長（以下「交付決定者」という。）は、**令和5年度**における学校給食の実施の最終日以後、速やかに、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)から(3)まで 略

（関係書類の保存等）

第10条 交付決定者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）（次項において「帳簿等」という。）を備え、**令和11年3月31日**まで保存しなければならない。

2 略

附 則

1 略

（失効）

2 この告示は、**令和6年5月31日**限り、その効力を失う。ただし、同日

までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第10条に規定する関係書類の保存等については、同日後もなおその効力を有する。

までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第10条に規定する関係書類の保存等については、同日後もなおその効力を有する。

(令和6年1月分から同年3月分までの補助金の額の特例)

3 令和6年1月分から同年3月分までの補助金の額に係る別表の規定の適用については、同表中「40円」とあるのは「58円」と、「48円」とあるのは「95円」とする。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
小学校	補助対象期間における	補助対象期間における学校給食の実施回数（ 138回 を上限とする。）× 44円 ×基準日における在籍児童数
中学校	学校給食に係る食材料費	補助対象期間における学校給食の実施回数（ 138回 を上限とする。）× 65円 ×基準日における在籍生徒数

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
小学校	補助対象期間における	補助対象期間における学校給食の実施回数（ 182回 を上限とする。）× 40円 ×基準日における在籍児童数
中学校	学校給食に係る食材料費	補助対象期間における学校給食の実施回数（ 182回 を上限とする。）× 48円 ×基準日における在籍生徒数

様式第3号中

「令和5年	4月	回
	5月	回
	6月	回
	7月	回
	8月	回
	9月	回
	10月	回
	11月	回
	12月	回
令和6年	1月	回
	2月	回
	3月	回」を
「令和6年	4月	回
	5月	回
	6月	回
	7月	回
	8月	回
	9月	回
	10月	回
	11月	回
	12月	回」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

我孫子市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱の一部を改正する
告示

我孫子市高等学校野球全国大会出場補助金交付要綱（平成30年告示第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1大会当たり200万円を限度とする。<u>ただし、出場した甲子園大会において1試合以上勝利した場合は、1大会当たり300万円を限度とする。</u></p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1大会当たり200万円を限度とする。</p>
<p>（補則）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、<u>補助金の交付に関し</u>必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>（補則）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和6年3月18日以後に行われた公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する選抜高等学校野球大会から適用する。

我孫子市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市スポーツ大会出場奨励金交付要綱（平成25年告示第78号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、本市のスポーツ振興を図るため、スポーツ活動において国際大会、全国大会又は関東大会に出場する<u>アマチュア</u>の団体及び個人に対して我孫子市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この要綱に基づき奨励金の交付を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第3号に掲げる者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限るものとする。</p> <p>(1) 市内に<u>在住し、又は</u>在学する<u>アマチュア</u>の個人で、スポーツ大会に出場するもの</p> <p>(2) 市内に<u>所在する事業所、学校等</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、本市のスポーツ振興を図るため、スポーツ活動において国際大会、全国大会又は関東大会に出場する団体及び個人に対して我孫子市スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この要綱に基づき奨励金の交付を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第3号に掲げる者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限るものとする。</p> <p>(1) 市内に<u>在住し、在勤し、若しくは</u>在学する個人<u>又は市内に所在する事業所、学校等に属するクラブその他の団体</u>で、<u>我孫子市、千葉県又は日本の代表として</u>スポーツ大会に出場するもの</p> <p>(2) 市内に<u>在住する高校生以下の</u></p>

に属するクラブその他のアマチュアの団体で、千葉県又は日本の代表としてスポーツ大会に出場するもの

(3)及び(4) 略

2 略

(交付対象となる大会)

第4条 奨励金の交付の対象となる大会は、次のとおりとする。

(1) 国際大会 予選会、選考会等を経て出場する国際的規模の大会で、次に掲げるものをいう。

ア 略

イ 世界選手権大会 (ジュニア大会を含む。)

ウ アジア競技大会 (ジュニア大会を含む。)

(2) 全国大会 県予選、選考会等を経て出場する全国規模(東日本の規模を含む。)の大会で、次に掲げるものをいう。

アからウまで 略

エ 公益財団法人日本パラスポーツ協会又は当該協会に属する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会

オ 略

(3)及び(4) 略

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする

者であって、スポーツ大会に出場するもの

(3)及び(4) 略

2 略

(交付対象となる大会)

第4条 奨励金の交付の対象となる大会は、次のとおりとする。

(1) 国際大会 予選会、選考会等を経て出場する国際的規模の大会で、次に掲げるものをいう。

ア 略

イ 世界大会 (ジュニア大会を含む。)

ウ アジア大会 (ジュニア大会を含む。)

(2) 全国大会 県予選、選考会等を経て出場する全国規模(東日本の規模を含む。)の大会で、次に掲げるものをいう。

アからウまで 略

エ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は当該協会に属する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会

オ 略

(3)及び(4) 略

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする

る者は、**我孫子市スポーツ大会出場奨励金交付申請書**（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1)及び(2) 略
(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、**我孫子市スポーツ大会出場奨励金交付決定（却下）通知書**（様式第2号）により、申請者に通知する。
(実績報告)

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、スポーツ大会が終了したときは、**我孫子市スポーツ大会出場実績報告書**（様式第3号）に大会の結果が分かる資料を添付し、市長に報告しなければならない。

2 略

別表第1（第5条関係）

大会区分	奨励金の額			奨励金の限度額
	個人	引率者又は介護者	団体	
オリ ンピ	略	略	略	略

る者は、**スポーツ大会出場奨励金交付申請書**（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1)及び(2) 略
(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、**スポーツ大会出場奨励金交付決定（却下）通知書**（様式第2号）により、申請者に通知する。
(実績報告)

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、スポーツ大会が終了したときは、**スポーツ大会出場実績報告書**（様式第3号）に大会の結果が分かる資料を添付し、市長に報告しなければならない。

2 略

別表第1（第5条関係）

大会区分	奨励金の額			奨励金の限度額
	個人	引率者又は介護者	団体	
オリ ンピ	略	略	略	略

ク 技 大 会 等				
世 界 選 手 権 大 会	略	略	略	略
ア ジ ア 競 技 大 会	略	略	略	略

ク 技 大 会 等				
世 界 大 会	略	略	略	略
ア ジ ア 大 会	略	略	略	略

別表第2（第5条関係）

大会区 分	奨励金の額		奨励金 の限度 額
	個人	団体	
オリ ン ピ ック 競 技 大 会 等	略	略	略
世 界 選 手 権 大 会	略	略	略
ア ジ ア 競 技 大 会	略	略	略
全 国 大 会 の 項 及 び 関	略	略	略

別表第2（第5条関係）

大会区 分	奨励金の額		奨励金 の限度 額
	個人	団体	
オリ ン ピ ック 競 技 大 会 等	略	略	略
世 界 大 会	略	略	略
ア ジ ア 大 会	略	略	略
全 国 大 会 の 項 及 び 関	略	略	略

東大会 の項 略			
東大会 の項 略			

様式第1号中「スポーツ大会出場奨励金交付申請書」を「我孫子市スポーツ大会出場奨励金交付申請書」に、「スポーツ大会出場奨励金の」を「我孫子市スポーツ大会出場奨励金の」に、

「

出場予定選手 (個人の場合)	氏名	
	生年月日	年 月 日
	所属団体名	
	勤務先名(在勤の方)	

」を

「

出場予定選手 (個人の場合)	氏名	
	生年月日	年 月 日
	所属団体名	

」に

改める。

様式第2号中

「

第 号
年 月 日

様

我孫子市長

図

スポーツ大会出場奨励金交付決定(却下)通知書

」を

「 我孫子市スポーツ大会出場奨励金交付決定（却下）通知書

第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 図」に、
「 年 月 日付け」を「令和 年 月 日付け」に、「ス
ポーツ大会出場奨励金について」を「我孫子市スポーツ大会出場奨励金につい
て」に改める。

様式第3号中「スポーツ大会出場実績報告書」を「我孫子市スポーツ大会出
場実績報告書」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。